

鳴門市

立地適正化計画

2023年3月



目次

第1章	はじめに	1
1-1	背景と目的	2
1-2	立地適正化計画制度の概要	3
1-3	本計画の概要	4
第2章	鳴門市の現況と課題	5
2-1	現況	6
2-2	課題の整理	30
第3章	立地適正化の基本的な方針	33
3-1	まちづくりの方針等	34
3-2	誘導方針	35
3-3	目指すべき都市の骨格構造	36
第4章	誘導区域、誘導施設の設定	37
4-1	誘導区域設定の考え方と手順	38
4-2	誘導区域設定の前提条件等	41
4-3	都市機能誘導区域の設定	54
4-4	居住誘導区域の設定	54
4-5	誘導施設の設定	56
4-6	誘導区域外の考え方	58
第5章	防災指針	59
5-1	災害リスク分析と課題の抽出	61
5-2	防災まちづくりの取組方針	75
5-3	取組内容とスケジュール	76
第6章	誘導施策	81
6-1	都市機能誘導区域内に都市機能を誘導するための施策	82
6-2	居住誘導区域内に居住を誘導するための施策	83
6-3	良好な移動環境を創出するための施策	84
6-4	誘導区域外の地域での施策	85
第7章	定量的な目標値	87
7-1	都市機能誘導に関する指標	88
7-2	居住誘導に関する指標	88
7-3	公共交通に関する指標	89
7-4	誘導区域外に関する指標	89
7-5	防災まちづくりに関する指標	89

第8章 計画の進捗管理と見直し、届出	91
8-1. PDCAサイクルによる進行管理.....	92
8-2. 社会情勢の変化に応じた計画の見直し.....	92
8-3. 届出制度の運用.....	92
資料編	93
1. これまでの策定経緯.....	94
2. 未来のまちづくり計画策定検討会.....	95
3. 地区自治振興会との意見交換会の実施について.....	95
4. 用語集.....	97



第 1 章

は じ め に

1—1. 背景と目的

立地適正化計画は、「都市再生特別措置法」の一部改正（平成 26（2014）年 8 月施行）により市町村が策定できることとなった計画で、人口減少下においても持続可能で生活しやすいまちとしていくために、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する「コンパクトプラスネットワーク」の考えが重要であると示されました。

また、近年、気候変動の影響により、頻発・激甚化する自然災害に対し、「防災・減災」の考え方に基づいた安全安心なまちづくりが強く求められており、国においては「都市再生特別措置法」の一部改正（令和 2（2020）年 9 月施行）により、立地適正化計画の中に防災対策・安全確保策等を定める「防災指針」の作成が位置付けられました。

本市においても、合併による広域化に伴い低い傾向にあった都市全体の利便性を向上させるために、比較的に人口や都市機能の集積がみられるエリアを拠点化し、「コンパクトプラスネットワーク」「防災・減災」に対応した「防災コンパクト都市」を目指していくため、立地適正化計画を策定します。

1—2. 立地適正化計画制度の概要

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第 81 条に規定する「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」であり、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、市町村が都市全体の観点から作成する包括的な都市計画です。

また、計画の作成においては、持続可能で機能的な都市構造を確保するために、都市計画法を中心とした従来の土地利用計画に加え、居住及び都市機能の誘導に向けた取組を推進し、市が居住や都市機能を誘導すべき区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域）を設定し、区域内への誘導施策等を定めることができる計画です。

なお、立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画法に基づく都市計画マスタープランの一部とみなされます。

(1) 居住誘導区域

居住誘導区域は、都市が人口減少下にあっても市街地の一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域です。

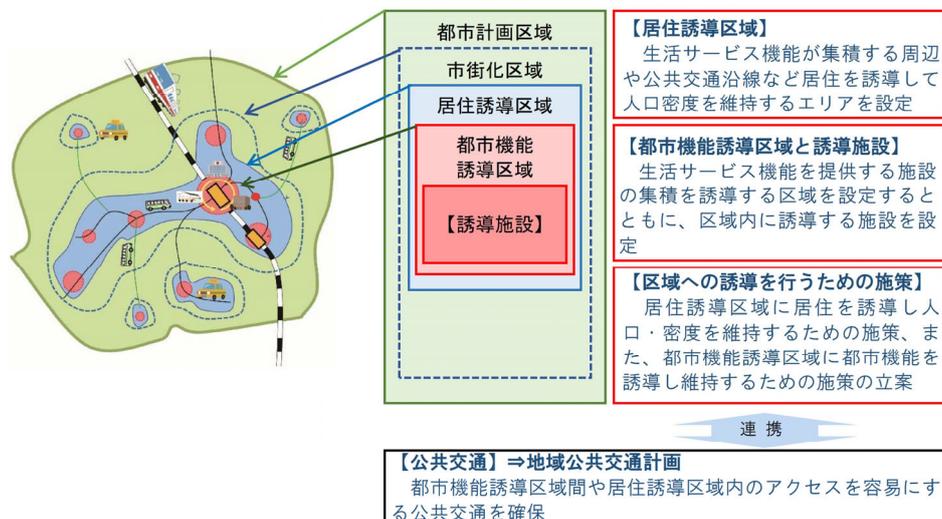
このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきとされています。

なお、居住誘導区域を設定することにより、居住誘導区域外に一定規模以上の住宅の新築等する場合には届出が必要となります。

(2) 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定し、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域です。

都市機能誘導区域外で立地適正化計画に位置づけた誘導施設を新築等しようとする場合、またはその目的で行う開発行為を行おうとする場合には届出が必要となります。



■各区域等の概要

資料：国土交通省 HP より加工

1—3. 本計画の概要

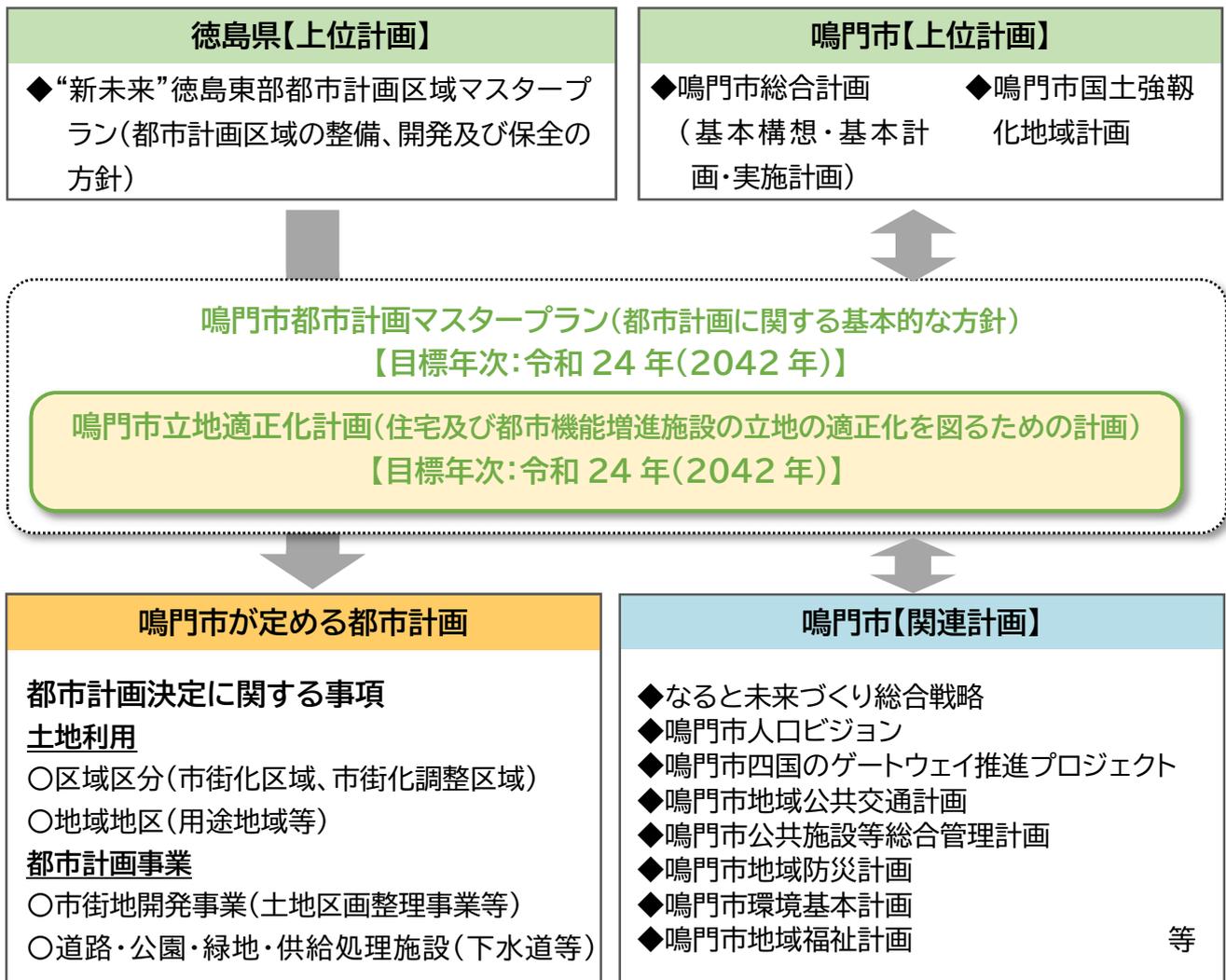
(1) 計画期間

本計画は、令和5（2023）年度から令和24（2042）年度までの20年間とします。

(2) 計画対象区域

本計画の対象区域（都市再生特別措置法第81条に基づく立地適正化計画の区域）は、都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域とします。

(3) 計画の位置づけ



■計画体系図



第2章

鳴門市の現況と課題

2—1. 現況

(1)人口

1)人口・世帯

戦後増加を続けてきた本市の総人口は、平成7年の64,923人をピークに以後は減少に転じ、特に近年減少傾向の度合いが強くなっています。令和2年国勢調査によれば、人口は54,622人となっており、平成27年からの5年間の減少率は7.5%に達しています。

また、世帯数は、平成27年まで増加傾向が続いていましたが、令和2年では世帯数も減少に転じています。



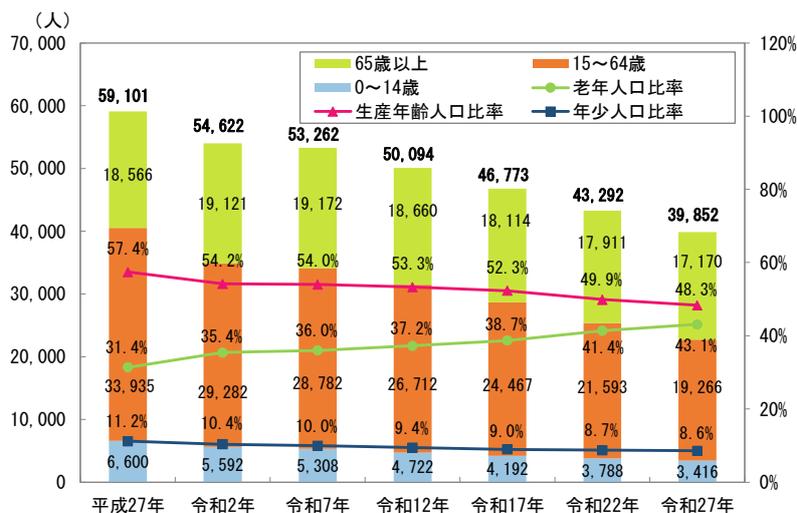
■人口・世帯の推移

資料：国勢調査

2)将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計結果（平成30年推計）によれば、本市の人口は今後とも減少が続くと推計されており、現在より約25年後の2045年（令和27年）には4万人を下回るという予測結果が示されています。

年齢構成別に見ると、今後も継続して高齢化していきますが、年少人口割合は概ね10%で推移します。

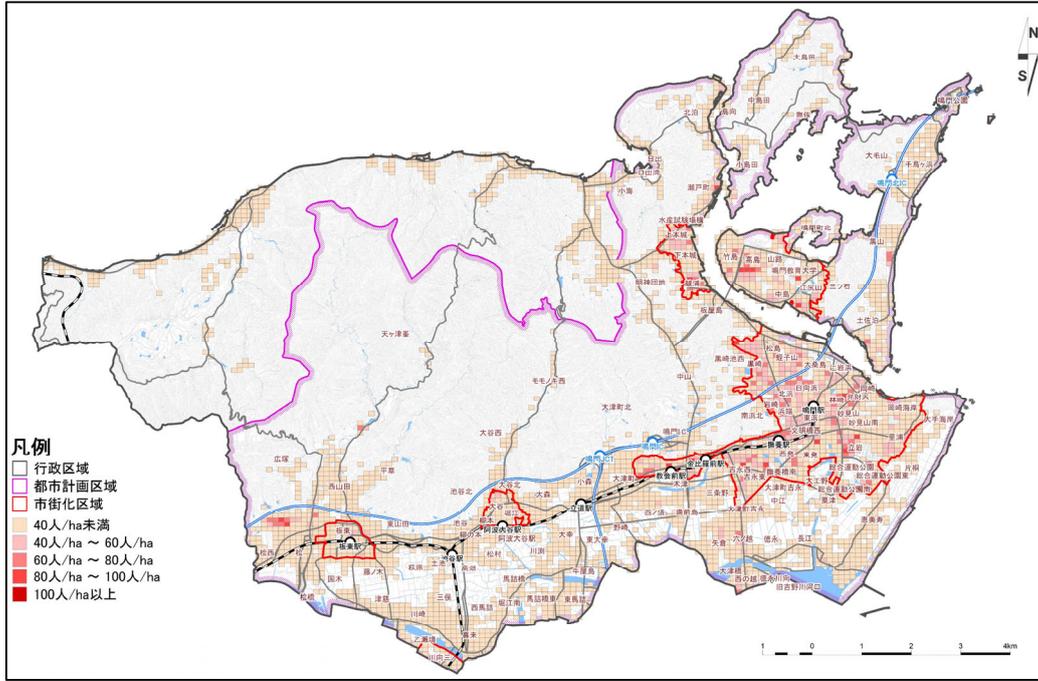


■将来人口の推移

資料：国立社会保障・人口問題研究所

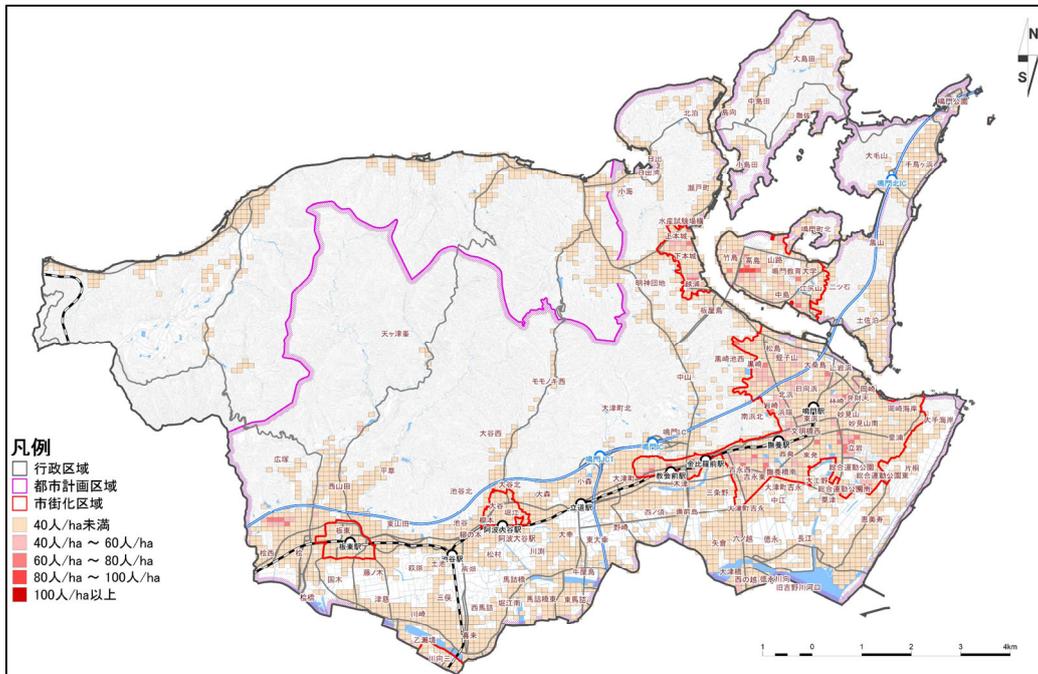
3)人口分布

本市の人口分布は、市街化区域の中でも市役所周辺の中心部でその傾向が高くなっています。市街化調整区域では人口の分布が低密となっています。中心部以外で比較的まとまった住宅地の形成されている越浦や中島、鳴門IC周辺の金比羅前などにおいて、比較的高密な人口分布が見られます。



■100mメッシュ人口（令和2（2020）年）

資料：国勢調査より加工

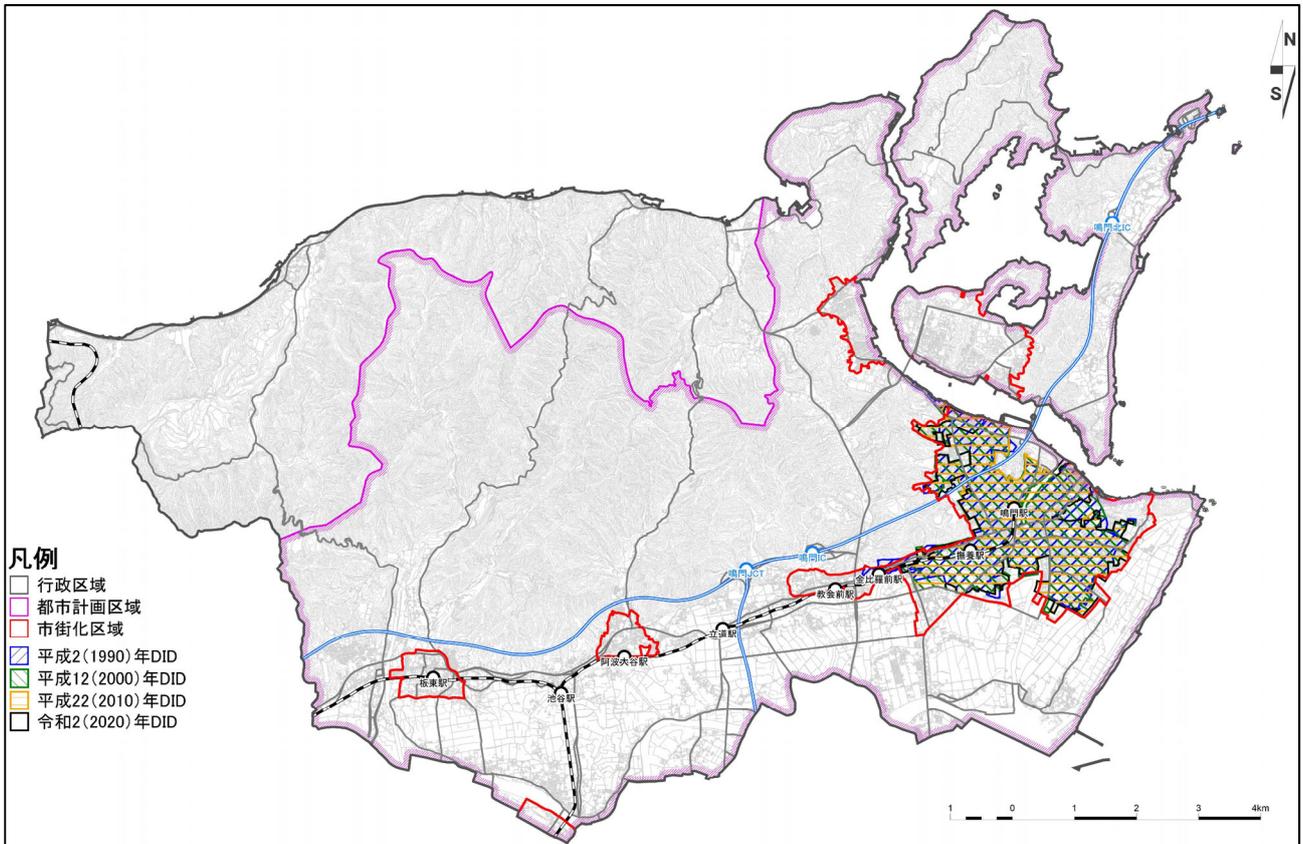


■100mメッシュ人口（令和22（2040）年）

資料：国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）及び国勢調査より加工

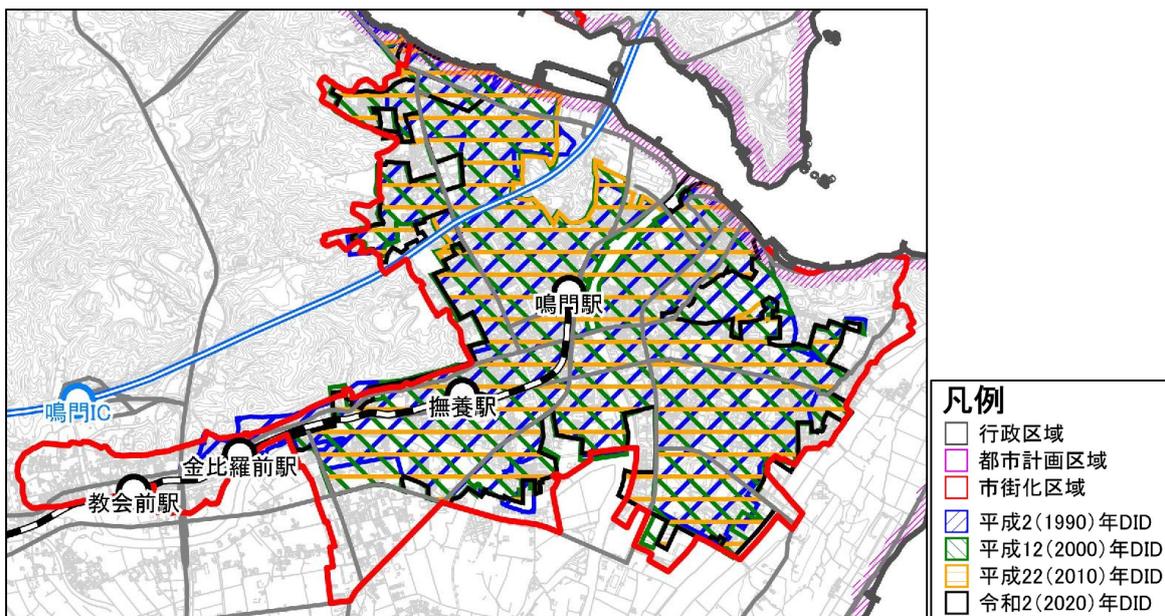
4) DID(人口集中地区)

本市の DID (人口集中地区) は撫養町川西、撫養町川東の中心市街地にあり、市街化区域内に広がっています。



■鳴門市の各年のD I Dの範囲

資料：国勢調査



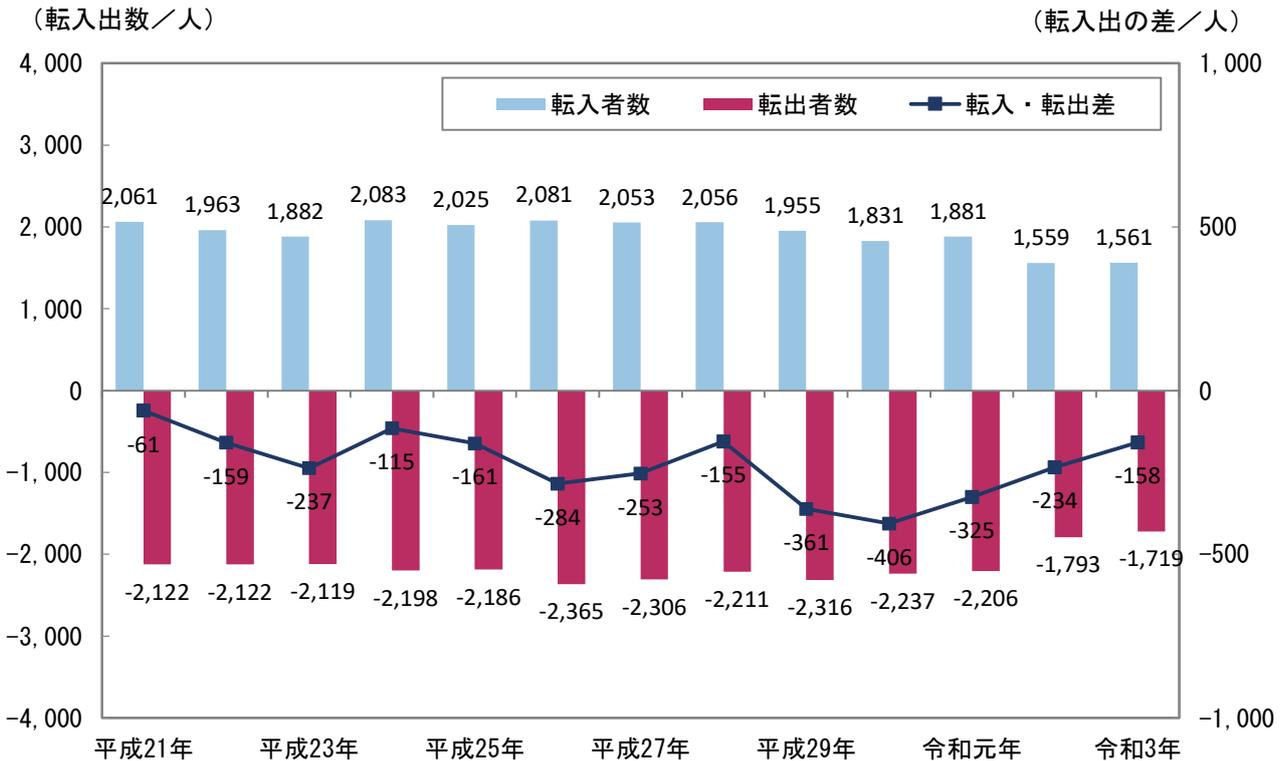
■鳴門市の各年のD I Dの範囲(拡大図)

資料：国勢調査

5) 転入転出状況

社会減を詳しくみると、毎年本市への転入者数よりも転出者数が上回っており、転入出の差も少しずつ拡大傾向にあります。近年は300～400人／年の転出超過となっています。

令和2年国勢調査の結果より主な転入・転出先を見ると、転入・転出先とも徳島市が最も多く、次いで藍住町、北島町、松茂町など隣接する町との出入りが多くなっています。小松島市、吉野川市阿南市、板野町を除き多くの自治体から見て転出超過であり、最も転出幅が大きいのは徳島市となっています。



■ 転入者・転出者の状況

資料：鳴門市統計年報

■ 主な転入・転出先

		転入者数	転出者数	転入・転出差
徳島県	徳島市	750	961	-211
	小松島市	64	49	15
	阿南市	131	129	2
	吉野川市	76	65	11
	松茂町	210	314	-104
	北島町	194	346	-152
	藍住町	246	369	-123
	板野町	70	69	1
大阪府大阪市		73	106	-33
兵庫県神戸市		93	126	-33
香川県高松市		65	120	-55
愛媛県松山市		44	49	-5

資料：令和2年国勢調査

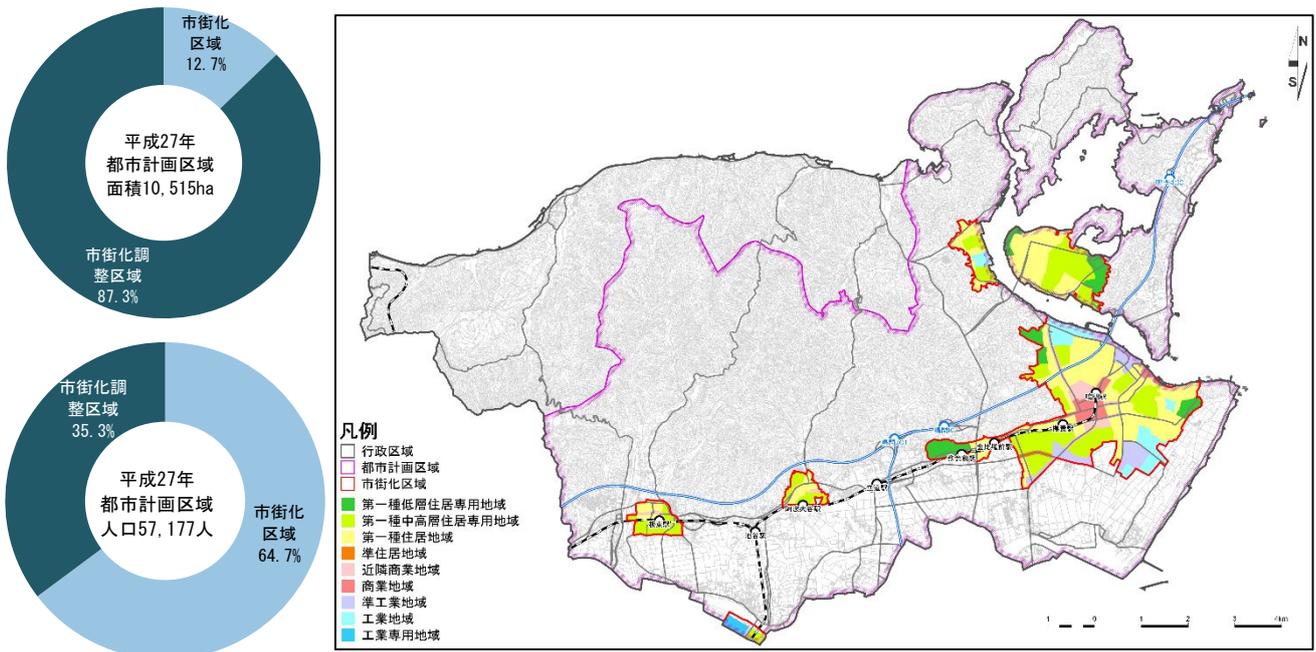
(2) 土地利用

1) 地域地区の指定状況

本市の市域面積 13,566ha のうち、北灘町を除く 10,515ha（市域の 77.5%）が都市計画区域に指定されており、その内の 1,337ha（市域全体の 9.9%、都市計画区域の 12.7%）が市街化区域となっています。

都市計画区域内の人口 57,177 人（平成 27 年国勢調査）のうち、68.0%にあたる 38,861 人（平成 27 年国勢調査総人口の 64.7%）が市街化区域内に居住しているため、市街化区域内の平均人口密度が 29.1 人/ha であるのに対し、市街化調整区域内の平均人口密度は 2.0 人/ha となっています。

その他、鳴門駅周辺に防火地域 1 箇所（3.6ha）が、3 か所で臨港地区（10.2ha）が指定されています。

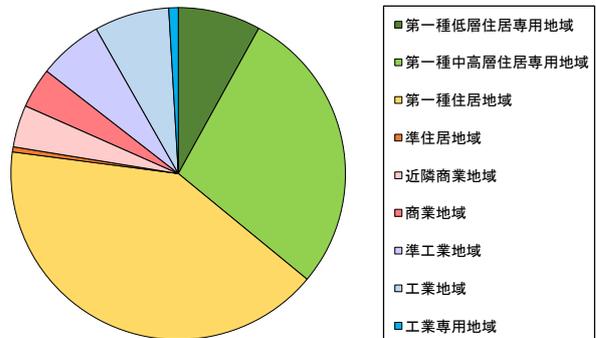


■ 区域区分と人口比（左図）、用途地域図（右図）

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

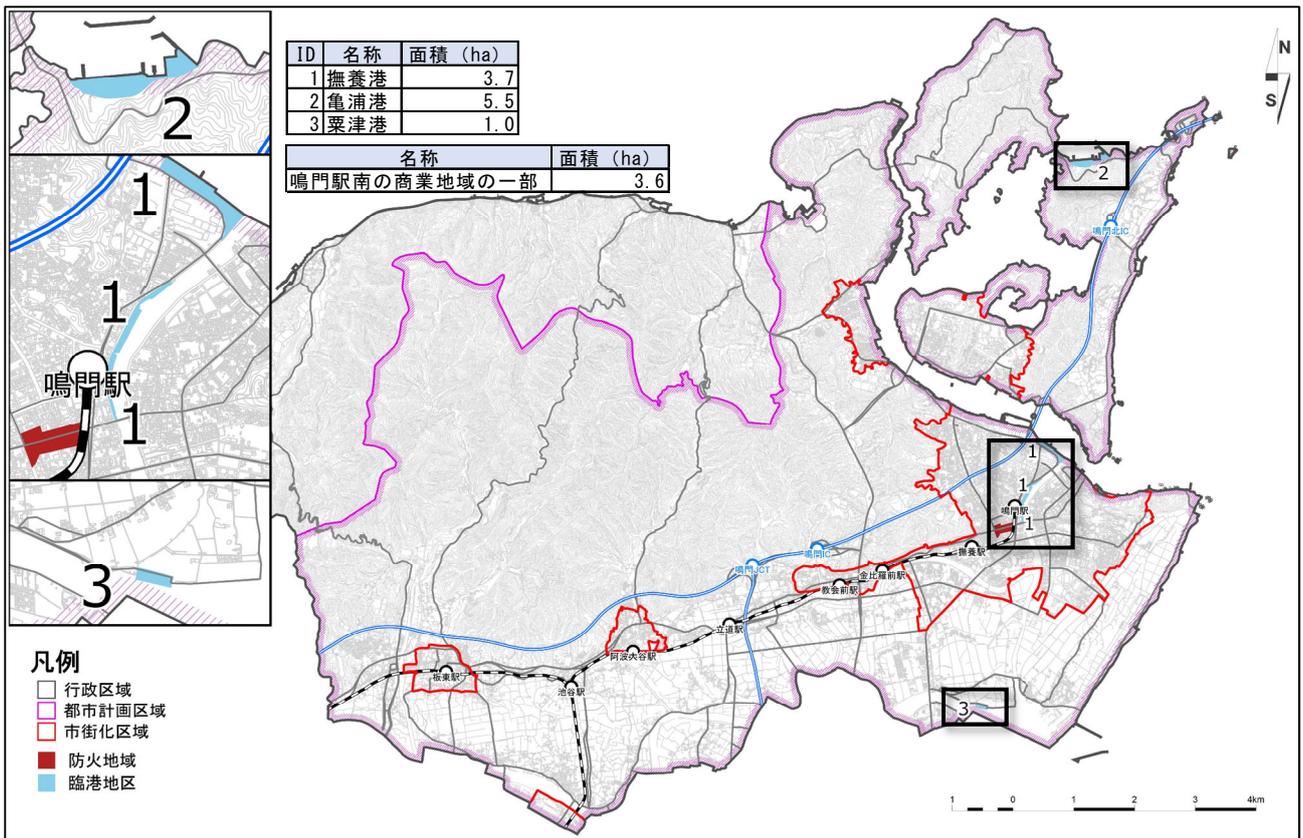
■ 用途地域面積割合

用途地域	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	105.0	7.9
第一種中高層住居専用地域	366.5	27.4
第一種住居地域	564.0	42.2
準住居地域	6.7	0.5
住居系 計	1042.2	77.9
近隣商業地域	55.0	4.1
商業地域	51.0	3.8
商業系 計	106.0	7.9
準工業地域	81.0	6.1
工業地域	96.0	7.2
工業専用地域	12.0	0.9
工業系 計	189.0	14.1
合計	1,337	100.0



■ 用途地域構成比

資料：平成 30 年都市計画基礎調査



■臨港地区及び防火地域の指定範囲

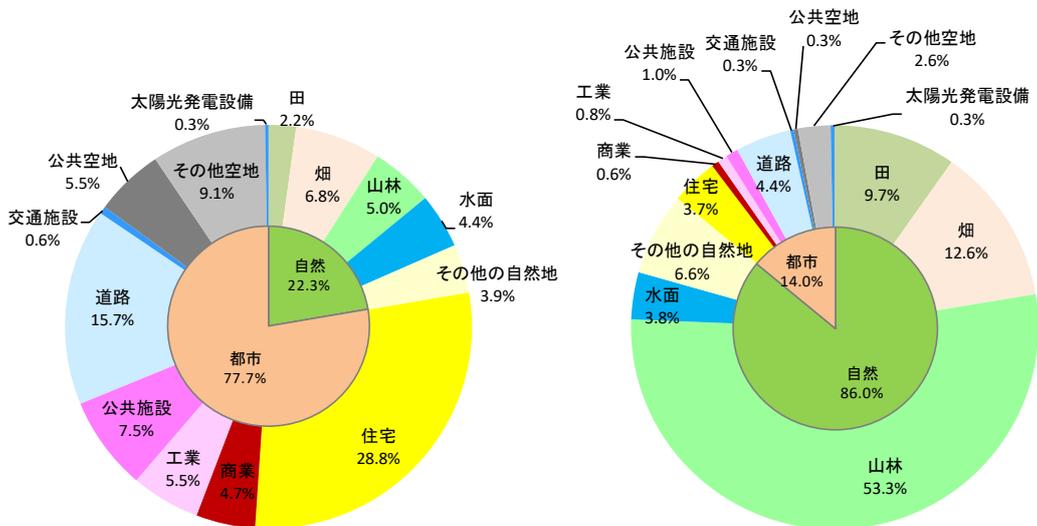
資料：鳴門市

2)土地利用面積割合

本市の土地利用別面積は、市街化区域では自然的土地利用 297.9ha (22.3%)、都市的土地利用が 1,039.0ha (77.7%) となっています。大部分が都市的土地利用であり、特に田は 28.9ha (2.2%) と少ない状況にあります。

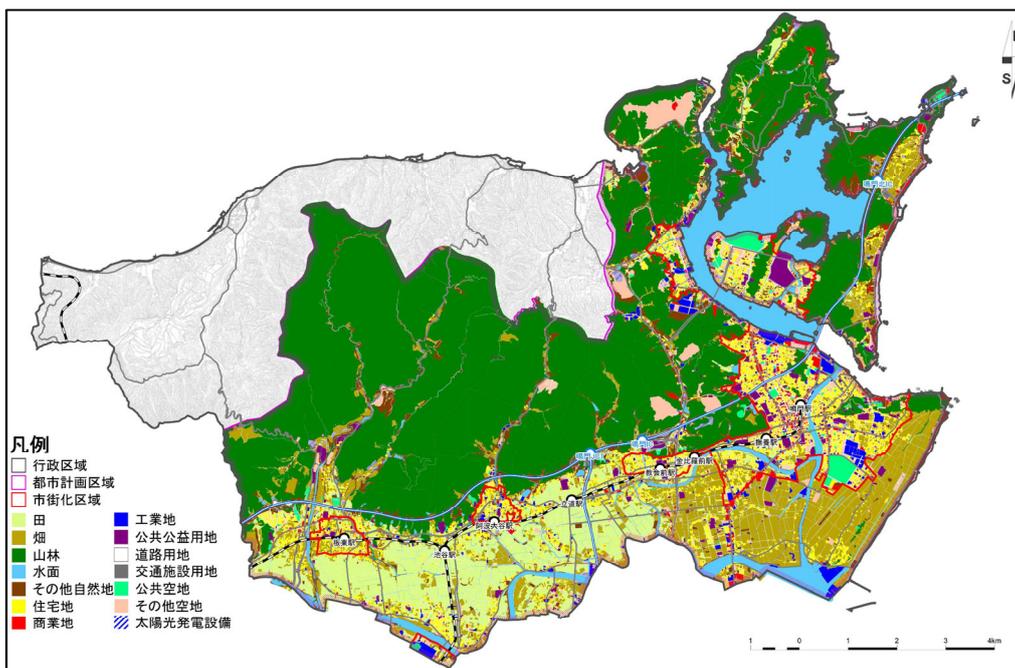
一方、市街化調整区域では、自然的土地利用 7,893.7ha (86.0%) に対し、都市的土地利用が 1,284.3ha (14.0%) で、ほとんどが自然的土地利用となっています。

中心部を含む市街化区域では住宅地をベースに大規模土地利用としては臨海部の工業地、球技場などを含む公共空地が見られ市街化区域を畑が取り囲んでいます。大代谷川を境に西側の市街化調整区域では田に変わることが特徴的です。大毛島の外海では住宅地と畑が混在しています。高島には鳴門教育大学が位置する公共公益用地や鳴門ウチノ海総合公園が位置する公共空地がみられます。



■土地利用構成【左図：市街化区域、右図：市街化調整区域】

資料：平成 30 年都市計画基礎調査



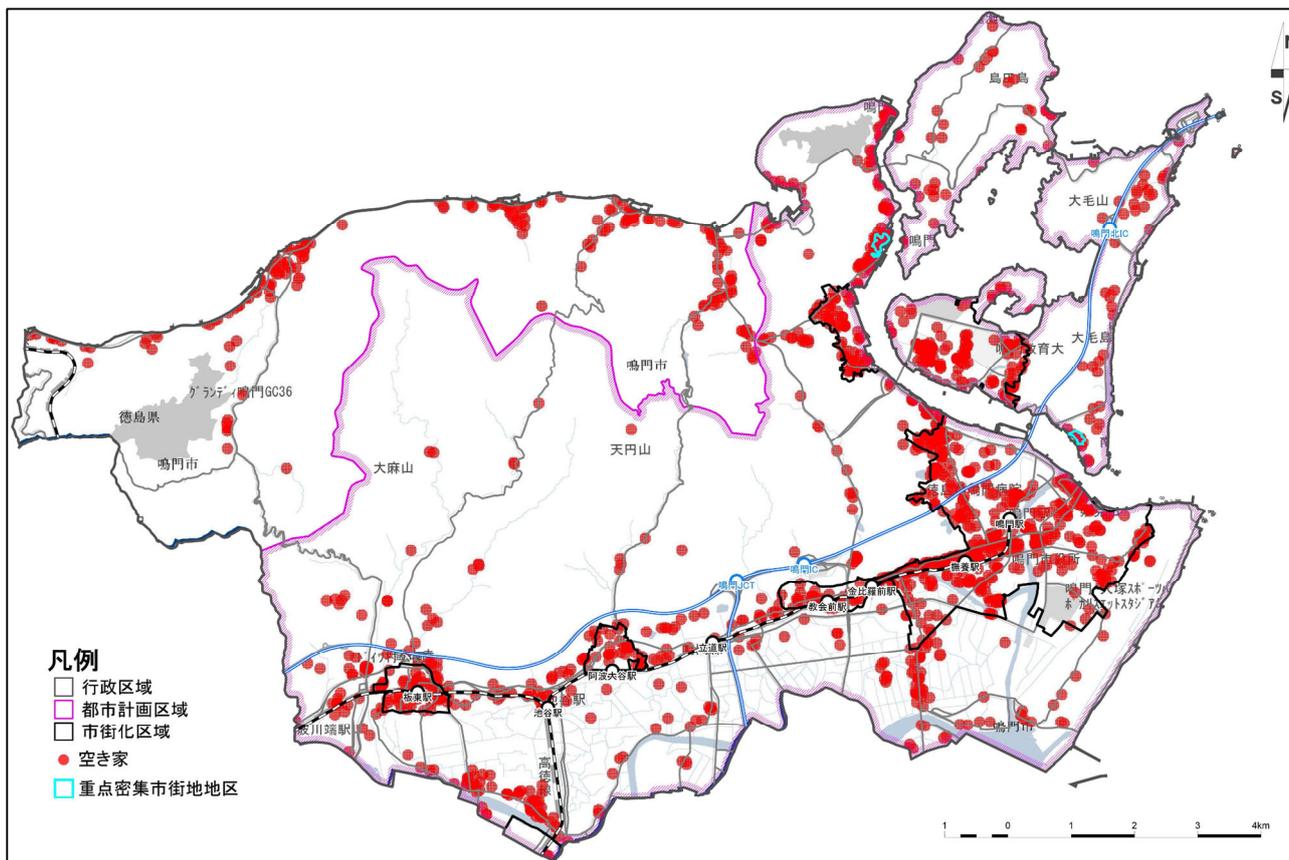
■土地利用現況

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

3) 空き家

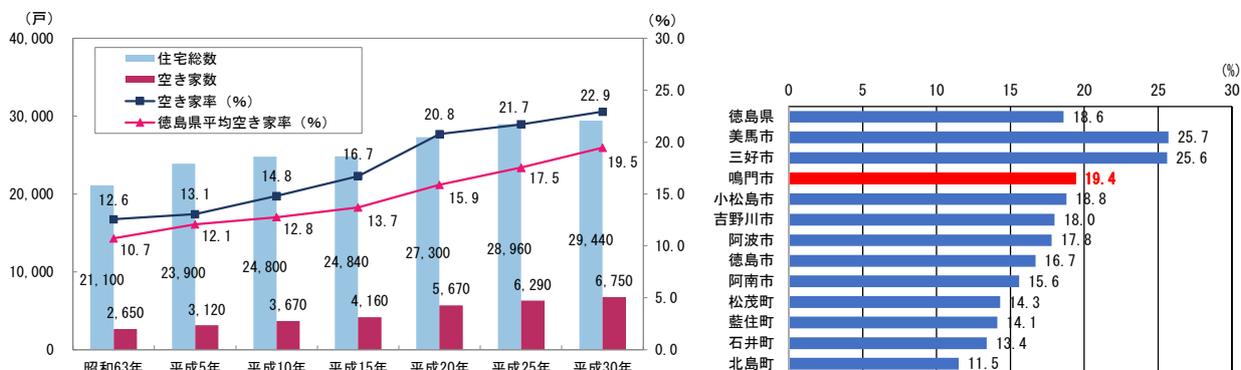
本市でも 30 年ほど前から空き家住宅の増加が続いており、平成 30 年における空き家率は住宅総数の 22.9%にまで達しました。空き家率の上昇速度は鈍化してきているものの、依然として空き家数は増え続けています。なお、土佐泊、堂浦地区が「地震時等に著しく危険な密集市街地」に相当する重点密集市街地に指定されています。

本市の空き家率は、徳島県の平均空き家率 19.5%よりもかなり高く、県内の市町の中でも美馬市、三好市に次ぐ高い空き家率となっています。



■ 空き家の分布と重点密集市街地の区域

資料：鳴門市



■ 空き家件数の推移 (左図)、徳島県内の空き家率 (平成 30 年) (右図)

資料：住宅・土地統計調査

※平成 15 年の住宅・土地統計調査以前の「空き家」は二次的住宅等を全て含む値しか公表されていないため「■ 空き家件数の推移」は二次的住宅等を全て含む値

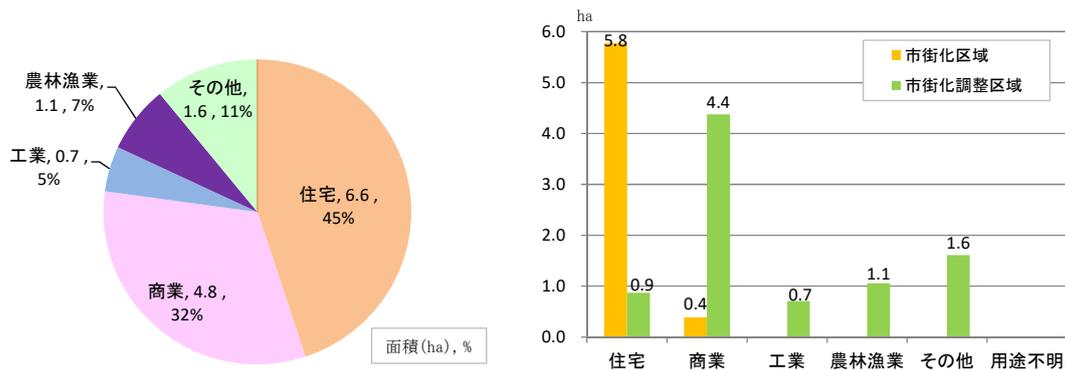
4)土地利用転換状況

本市の開発許可は、住宅が45%を占め、商業32%、農林漁業7%、工業5%となっています。市街化調整区域では、様々な用途の開発許可が見られますが、市街化区域の大半は住宅の開発によるものとなっています。

農地転用は、住宅用地への転用が28%を占め、商業用地6%、工業用地4%、公益施設用地4%、その他用地が58%となっています。その他用地は、駐車場や資材置き場等となっています。

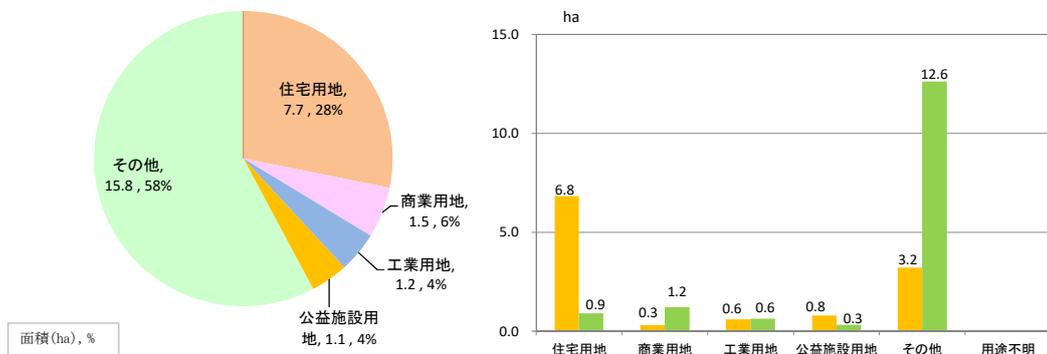
市街化区域では、住宅用地への転用が多く、次いでその他用地となっています。市街化調整区域では、その他用地への転用が特に多くなっています。

新築動向は、住宅系が88%を占め、商業系6%、工業系2%、その他が4%となっています。



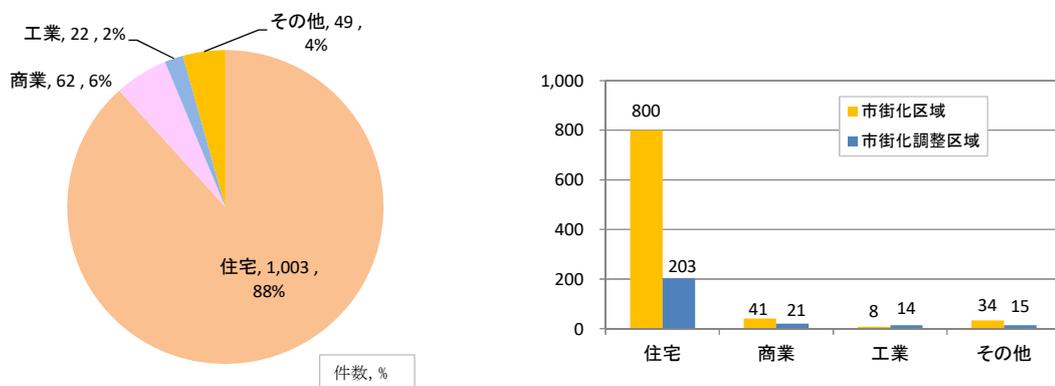
■ 開発許可状況 (H25-H29)

資料：平成30年都市計画基礎調査



■ 農地転用状況 (H25-H29)

資料：平成30年都市計画基礎調査



■ 新築動向 (H25-H29)

資料：平成30年都市計画基礎調査

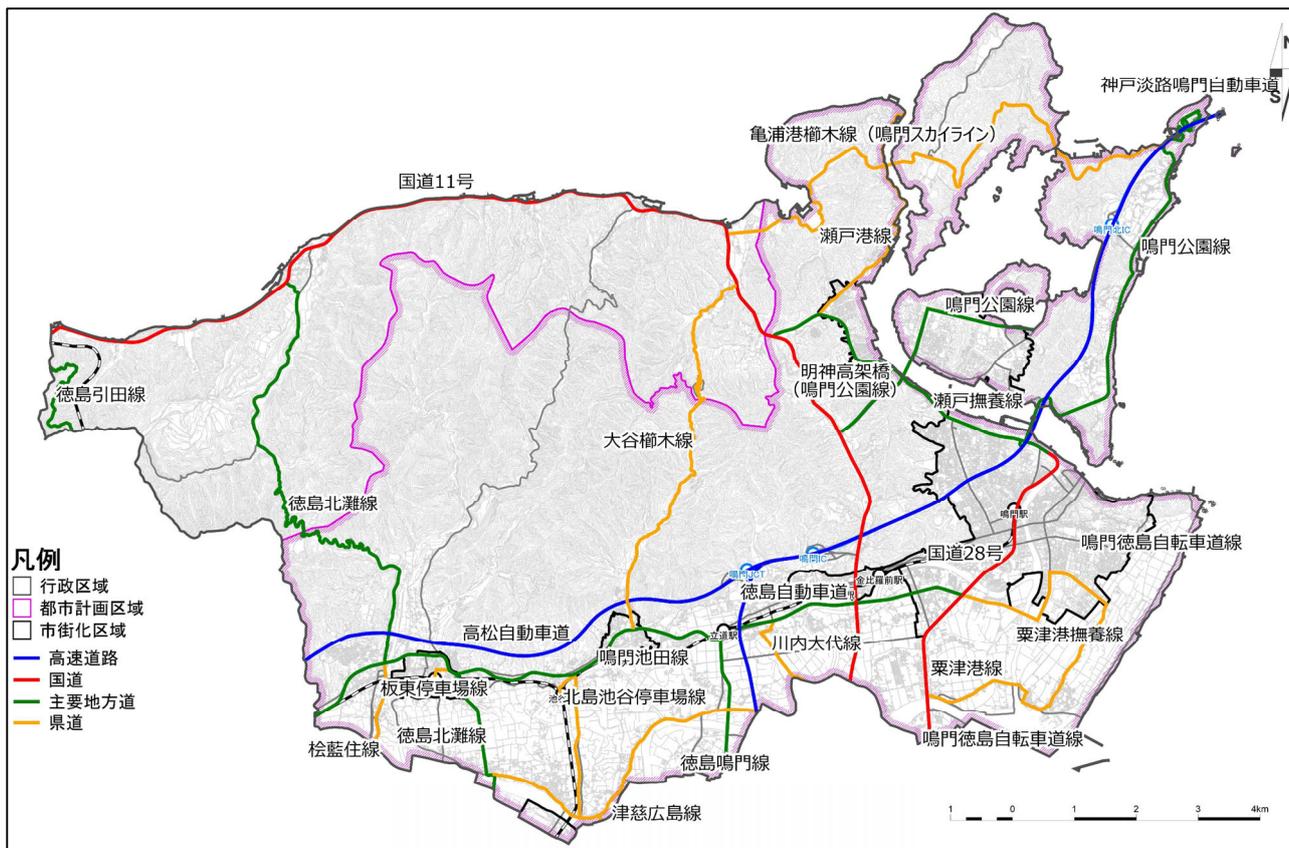
(3) 都市基盤

1) 交通

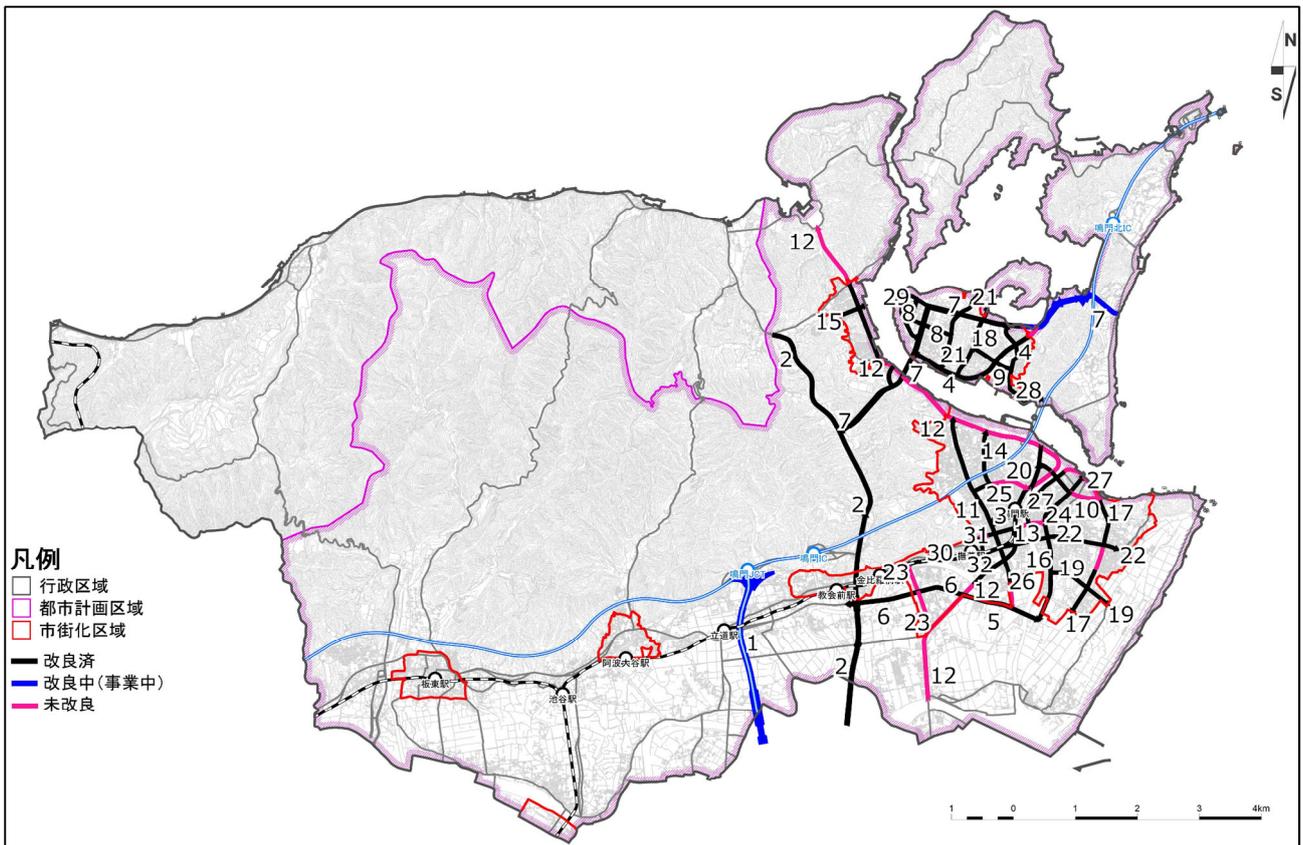
本市の道路ネットワークは、国道 11 号及び国道 28 号により南北の主軸が構成され、このうち国道 11 号により、鳴門市中心市街地と市域北側の沿岸地域とが結ばれています。また、JR 線沿線の地域においては、主要地方道鳴門池田線を東西軸として、これに直交する主要地方道、県道により、道路網が構成されています。

高速道路は、神戸淡路鳴門自動車道と高松自動車道が市域を東西に貫き、鳴門北 IC と鳴門 IC・JCT により、市内道路網と接続し、徳島自動車道は徳島市とを結ぶ軸としての役割を担っています。

また、都市計画道路の整備状況は、整備率 75.0% となっており、徳島東部都市計画区域の整備率 (55.4%) よりも高い整備率となっています。



資料：鳴門市



■都市計画道路の整備状況

資料：平成30年都市計画基礎調査

■都市計画道路の整備状況一覧

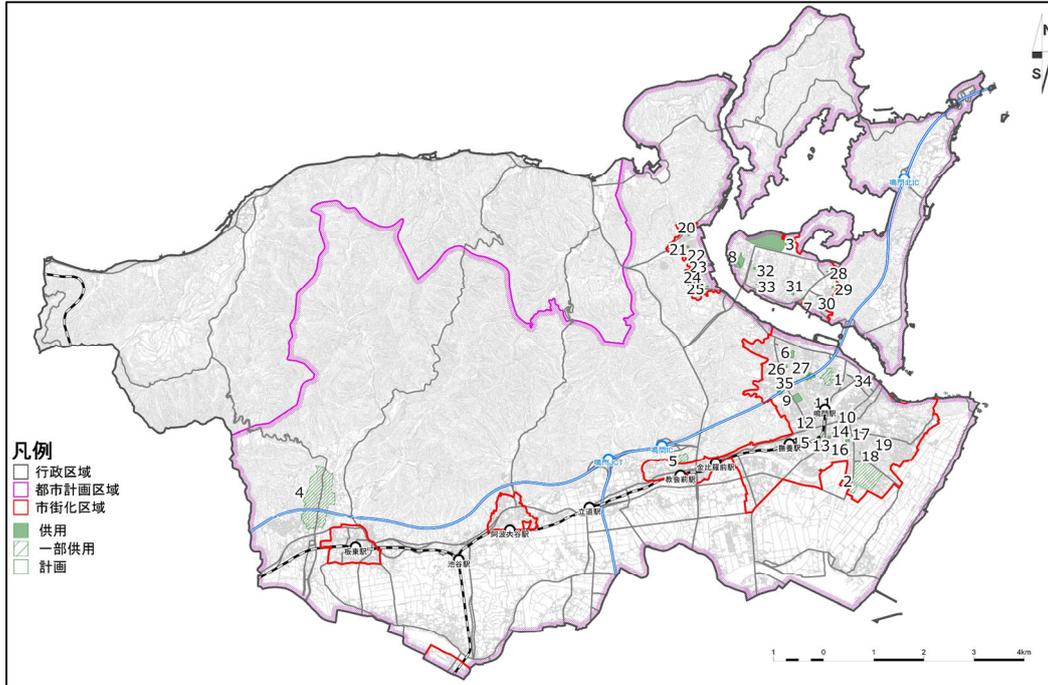
ID	路線番号	路線名	延長 (m)	改良延長 (m)	整備率
1	1・3・(2)	阿南鳴門線	2,330	0	0.0%
2	3・2・(4)	かちどき橋鳴門線	6,430	6,430	100.0%
3	3・2・55	鳴門駅斉田線	340	340	100.0%
4	3・3・57	横山高島線	2,340	2,120	90.6%
5	3・3・58	吉永里浦線	1,330	1,330	100.0%
6	3・3・59	吉永西小沖線	1,780	1,780	100.0%
7	3・3・61	黒山中山線	6,030	5,420	89.9%
8	3・4・54	山路竹島線	940	940	100.0%
9	3・4・56	三ツ石中島線	670	670	100.0%
10	3・4・60	辻岩岡崎線	1,480	1,000	67.6%
11	3・4・62	南浜黒崎線	2,490	2,490	100.0%
12	3・4・63	大津橋日出線	10,660	3,290	30.9%
13	3・4・64	南浜林崎線	480	140	29.2%
14	3・4・65	小桑島大桑島線	810	810	100.0%
15	3・4・66	下本城海岸線	460	410	89.1%
16	3・4・67	立岩西開線	1,380	1,380	100.0%
17	3・4・68	岡崎立岩線	1,990	1,540	77.4%
18	3・4・69	中島高島線	1,130	1,130	100.0%
19	3・4・70	立岩小高塚線	1,060	1,060	100.0%
20	3・4・138	桑島辻岩線	430	430	100.0%
21	3・4・148	山路高島線	1,340	1,340	100.0%
22	3・5・71	立岩里浦線	1,160	1,160	100.0%
23	3・5・72	吉永木津神線	1,130	200	17.7%
24	3・5・74	南浜岡崎線	2,050	2,050	100.0%
25	3・5・75	斉田撫養港線	960	300	31.3%
26	3・5・76	南浜大工野線	790	400	50.6%
27	3・5・77	林崎岡崎線	1,810	1,150	63.5%
28	3・5・78	小鳴門三ツ石線	1,960	1,960	100.0%
29	3・5・80	浜中南線	1,150	1,150	100.0%
30	3・6・73	南浜大代線	1,520	1,520	100.0%
31	3・6・81	南浜撫養駅線	900	400	44.4%
32	3・6・82	北国小路線	560	560	100.0%
		合計	59,890	44,900	75.0%

資料：平成30年都市計画基礎調査

2)公園

本市の都市計画公園の整備状況は、整備率 61.7%となっており、徳島東部都市計画区域の整備率(51.3%)よりも高い整備率となっています。

また、一人あたりの都市計画公園面積も 13.6 m²となっており、徳島東部都市計画区域の値(9.0 m²)よりも高くなっています。



■都市計画公園の整備状況

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

■都市計画公園の整備状況一覧

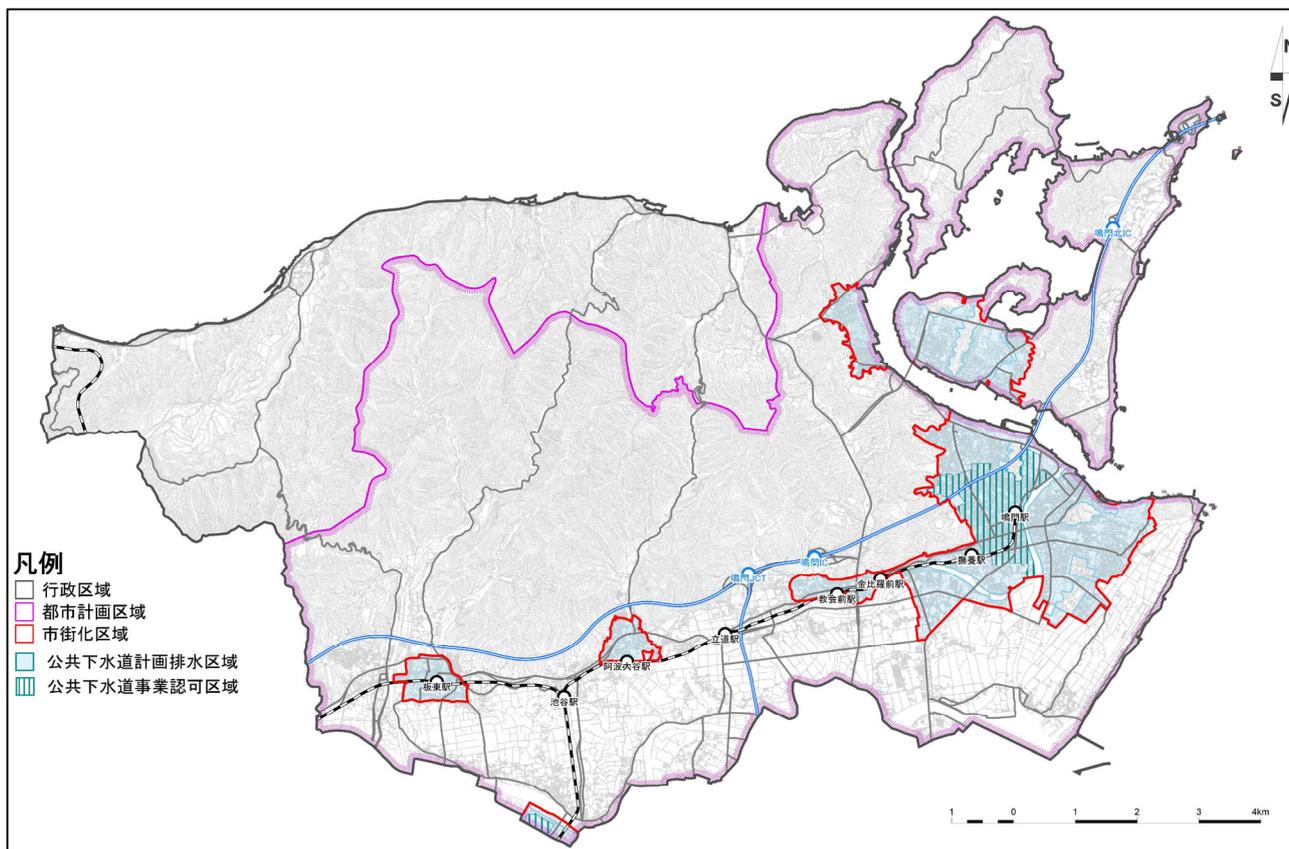
ID	種別	番号	名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	整備率
1	特殊公園(風致)	7.4.4	桑島公園	5.2	3.4	65.4%
2	運動公園	6.5.2	鳴門総合運動公園	25.8	25.6	99.2%
3	総合公園	5.5.9	鳴門ウチノ海総合公園	22.1	22.1	100.0%
4	総合公園	5.6.5	ドイツ村公園	54.3	10.6	19.5%
5	地区公園	4.3.4	木津城山公園	3.6	1.3	36.1%
6	近隣公園	3.2.6	中水尾川1号公園	0.9	0.9	100.0%
7	近隣公園	3.2.7	鳴門町7号公園	0.8	0.8	100.0%
8	近隣公園	3.3.3	鳴門塩田公園	3.6	3.6	100.0%
9	近隣公園	3.3.10	撫養第1公園	2.3	2.3	100.0%
10	街区公園	2.2.15	林崎公園	0.07	0.07	100.0%
11	街区公園	2.2.16	撫養第2公園	0.23	0.23	100.0%
12	街区公園	2.2.17	撫養第3公園	0.13	0.13	100.0%
13	街区公園	2.2.18	東浜第1公園	0.1	0.1	100.0%
14	街区公園	2.2.19	東浜第2公園	0.25	0.25	100.0%
15	街区公園	2.2.20	東浜第3公園	0.19	0.19	100.0%
16	街区公園	2.2.21	立岩第1公園	0.33	0.33	100.0%
17	街区公園	2.2.22	立岩第2公園	0.16	0.16	100.0%
18	街区公園	2.2.23	立岩第3公園	0.2	0.2	100.0%
19	街区公園	2.2.24	立岩第4公園	0.14	0.14	100.0%
20	街区公園	2.2.42	明神1号公園	0.18	0.18	100.0%
21	街区公園	2.2.43	明神2号公園	0.18	0.18	100.0%
22	街区公園	2.2.44	明神3号公園	0.12	0.12	100.0%
23	街区公園	2.2.45	明神4号公園	0.31	0.31	100.0%
24	街区公園	2.2.46	明神5号公園	0.18	0.18	100.0%
25	街区公園	2.2.47	明神6号公園	0.1	0.1	100.0%
26	街区公園	2.2.48	中水尾川2号公園	0.34	0.34	100.0%
27	街区公園	2.2.49	中水尾川3号公園	0.33	0.33	100.0%
28	街区公園	2.2.51	鳴門町1号公園	0.05	0.05	100.0%
29	街区公園	2.2.52	鳴門町2号公園	0.17	0.17	100.0%
30	街区公園	2.2.53	鳴門町3号公園	0.2	0.2	100.0%
31	街区公園	2.2.54	鳴門町6号公園	0.35	0.35	100.0%
32	街区公園	2.2.55	鳴門町8号公園	0.18	0.18	100.0%
33	街区公園	2.2.56	鳴門町9号公園	0.15	0.15	100.0%
34	街区公園	2.2.57	立岩第一公園	0.29	0	0.0%
35	緑地	11	撫養緑地	2.4	2.4	100.0%
合計				125.93	77.64	61.7%

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

3)下水道

公共下水道の整備率は、排水区域内で 28.4%となっており、徳島東部都市計画区域の平均 34.0%を下回っています（H30 時点）。

公共下水道汚水普及率は、9.7%となっており、徳島東部都市計画区域の平均 31.1%を下回っています（H30 時点）。



■ 下水道の整備状況

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

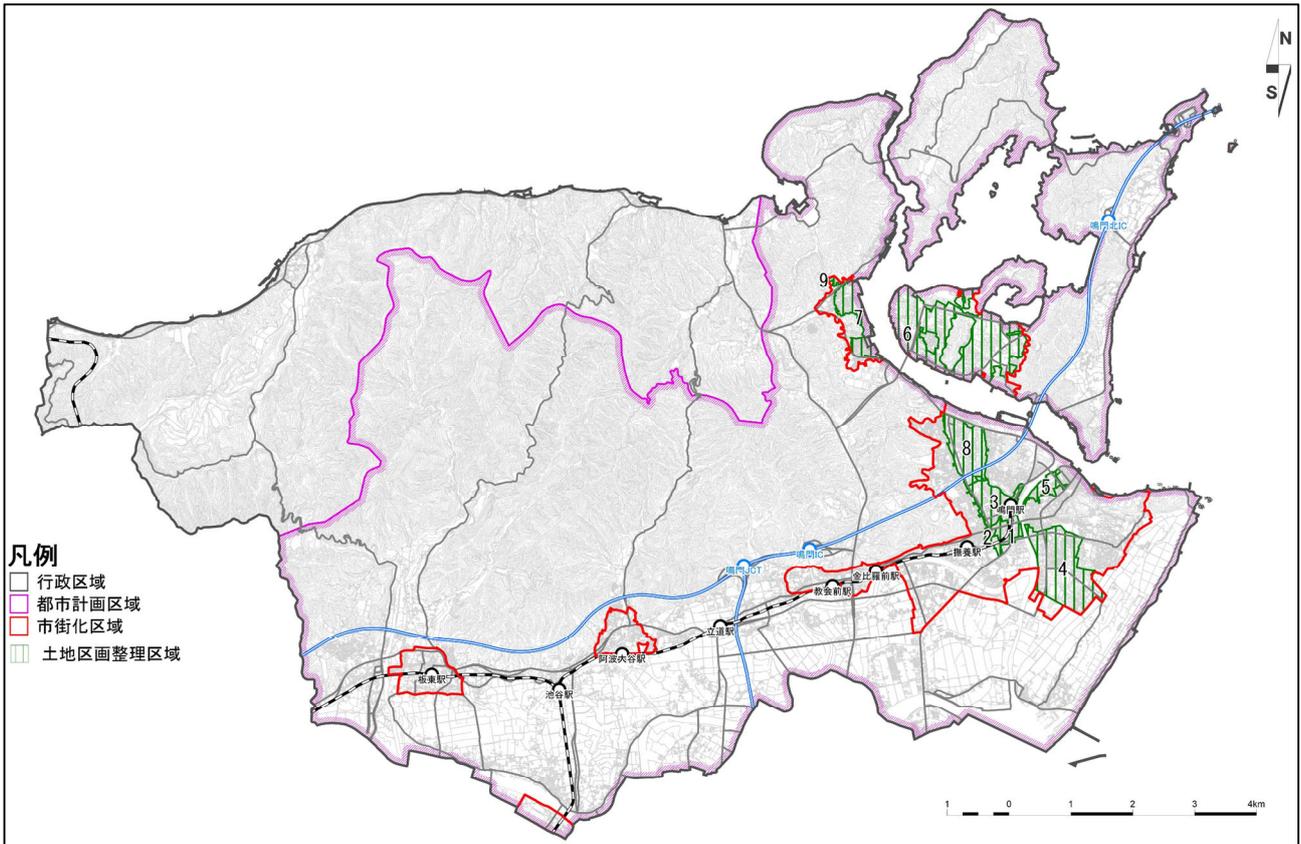
■ 下水道の整備状況

種別	名称	排水区域		整備率
		計画 (ha)	供用 (ha)	
公共下水道	鳴門市公共下水道	1,203	342	28.4%

資料：平成 30 年都市計画基礎調査を加工

4) 土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、9箇所計441.6haとなっており、ほとんどが高度経済成長期に着手され全て整備済みとなっています。



■土地区画整理事業実施区域

資料：平成30年都市計画基礎調査

■土地区画整理事業実施区域一覧

ID	名称	面積 (ha)	換地処分 公告年月日	整備率	施行主体
1	東浜土地区画整理事業第一工区	11.6	S57.2.4	100.0%	市施工
2	東浜土地区画整理事業第二工区	9.9	H14.12.27	100.0%	市施工
3	撫養土地区画整理事業	38.7	S61.2.4	100.0%	市施工
4	立岩土地区画整理事業	100.8	H2.6.22	100.0%	市施工
5	弁財天北浜土地区画整理事業	13.5	H6.10.4	100.0%	市施工
6	高島・三ツ石(鳴門町)土地区画整理事業	176.4	H9.11.14	100.0%	組合施行
7	明神土地区画整理事業	36.6	S58.9.30	100.0%	組合施行
8	中水尾川土地区画整理事業	52.4	S62.4.21	100.0%	組合施行
9	小鳴門台土地区画整理事業	1.7	S56.3.27	100.0%	個人施工
	合計	441.6		100.0%	

資料：平成30年都市計画基礎調査

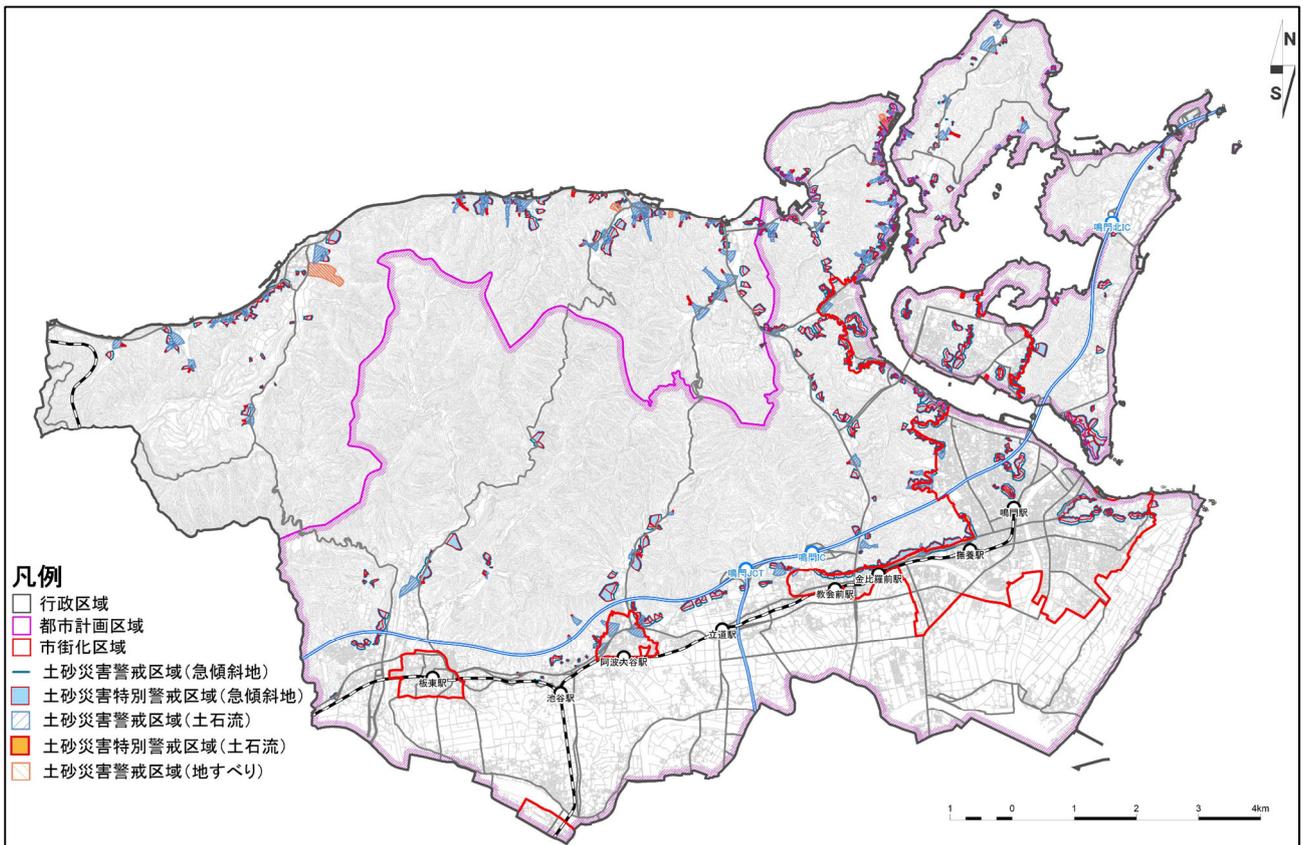
(4)防災

1)土砂災害警戒区域

市内の土砂災害（特別）警戒区域や土砂災害危険箇所は、山の斜面や幹線道路沿い、市街化区域縁辺部等、市域に広く存在しています。

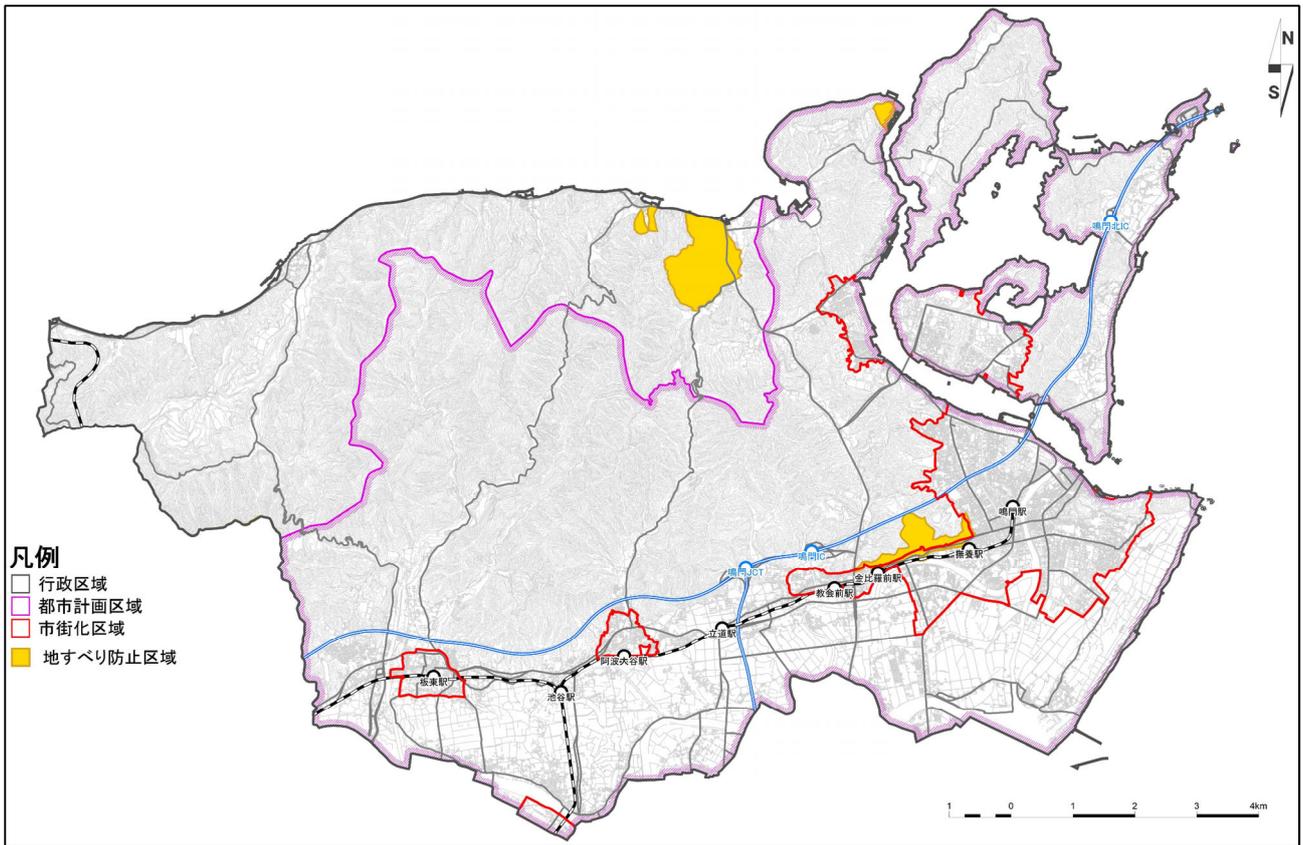
地すべり防止区域は、撫養駅から金比羅前駅の市街化区域縁辺部と市域の北側に指定されています。

急傾斜地崩壊危険区域は、市域東から北にかけて存在し、市街化区域内においても指定されています。



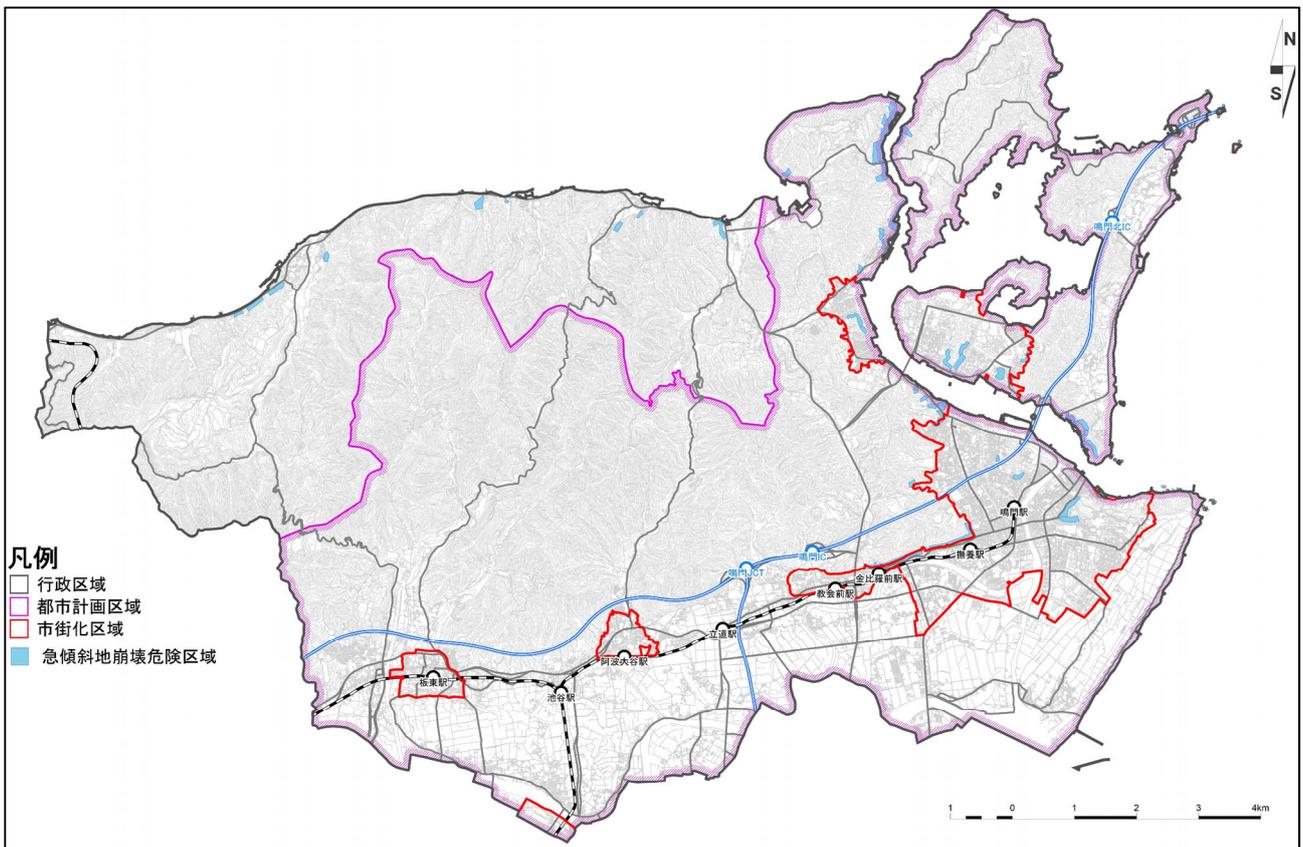
■土砂災害（特別）警戒区域

資料：国土数値情報（令和2年）



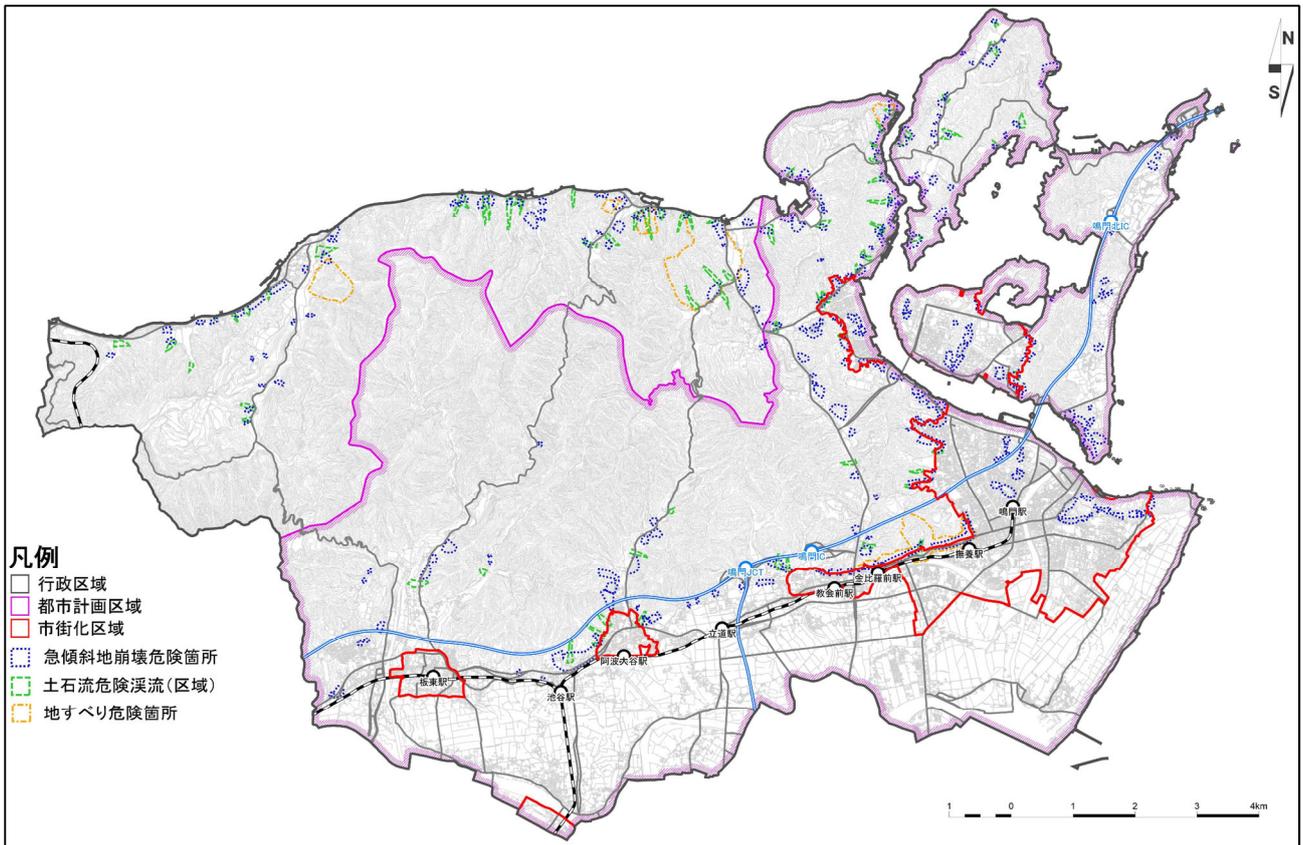
■地すべり防止区域

資料：国土数値情報（令和2年）



■急傾斜地崩壊危険区域

資料：国土数値情報（令和2年）

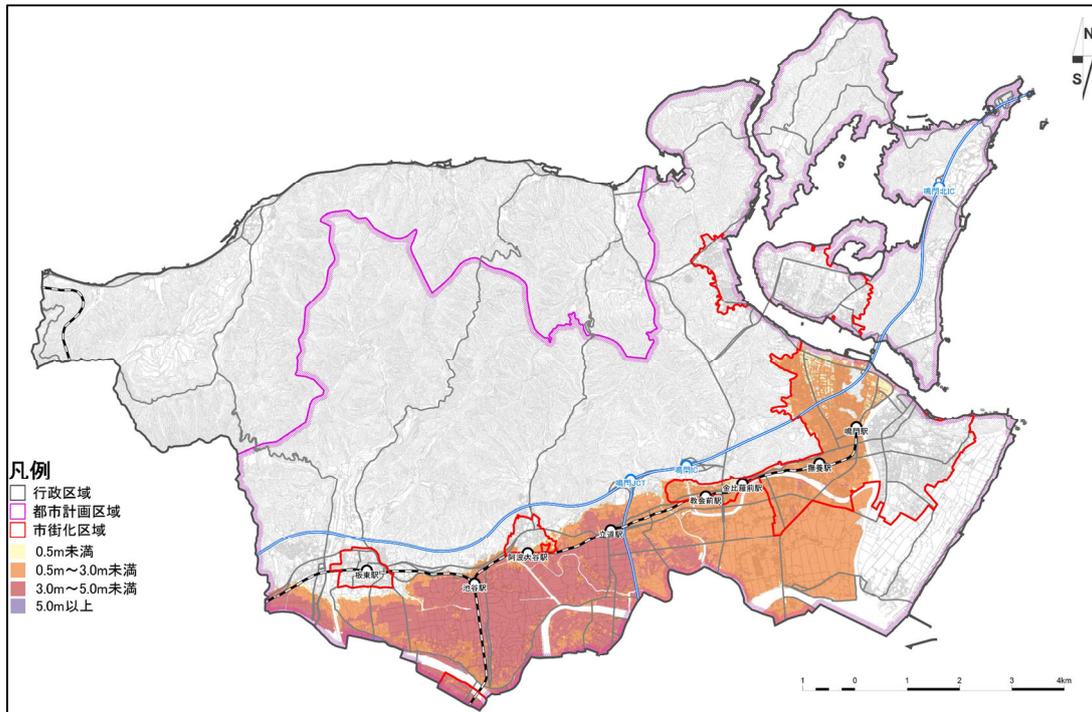


■土砂災害危険箇所

資料：国土数値情報（平成 22 年）

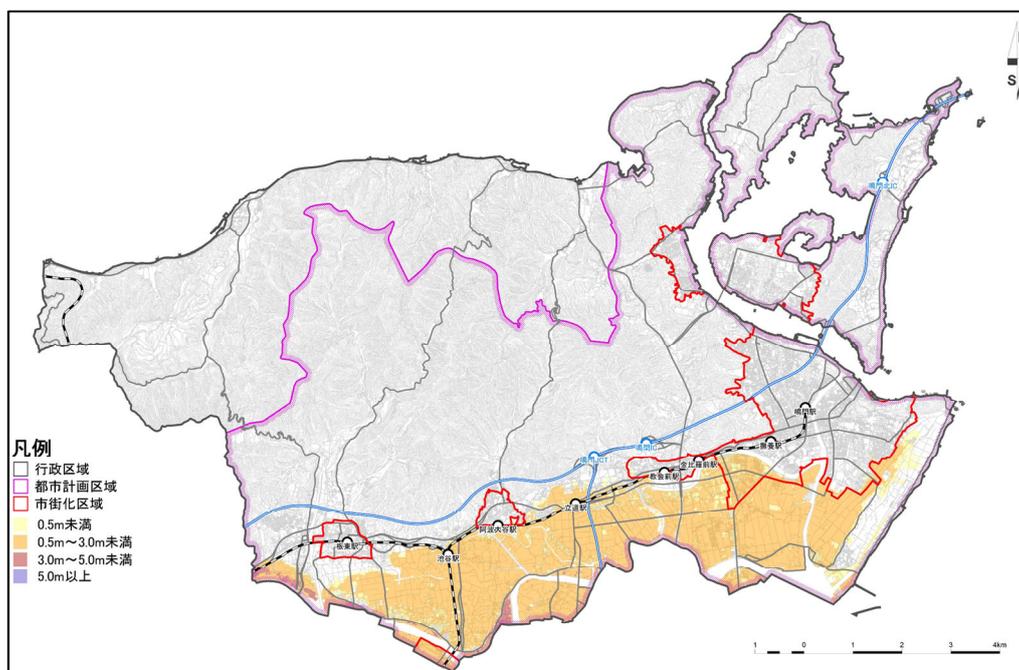
2)洪水浸水想定区域(想定最大規模)

本市には吉野川や旧吉野川の氾濫を起因とする洪水浸水想定区域が指定され、市域の南側から市街化区域にかけて浸水すると想定されています。



■洪水浸水想定区域(吉野川)

資料：国土数値情報(令和2年)

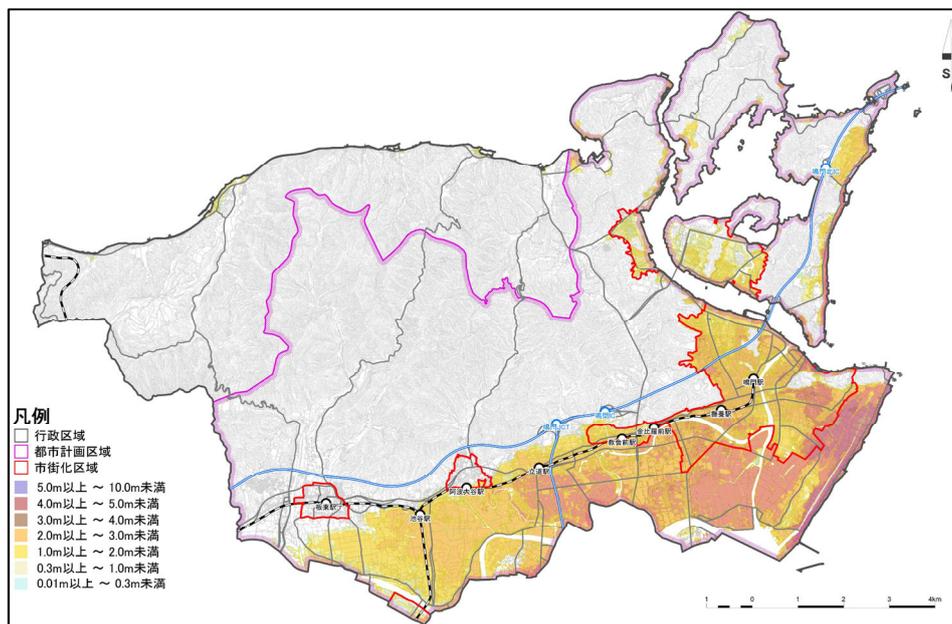


■洪水浸水想定区域(旧吉野川)

資料：国土数値情報(令和2年)

3)津波浸水想定区域

南海トラフ巨大地震を想定した津波浸水想定区域が本市にも想定されており、鳴門駅周辺の大部分は浸水することが把握できます。特に市域東側には浸水深 4.0m～5.0m 未満の区域が存在しています。

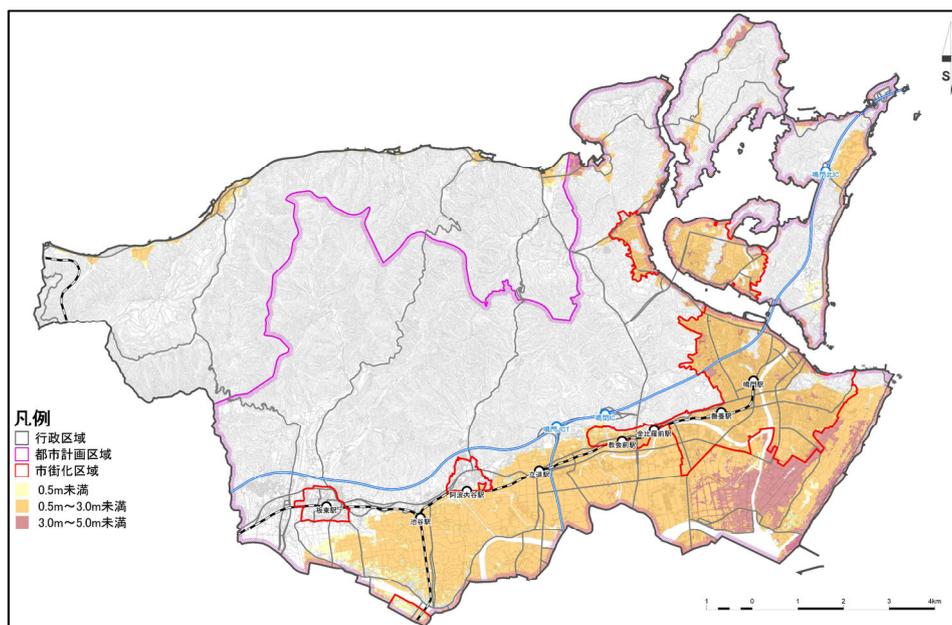


■津波浸水想定区域

資料：国土数値情報（平成 28 年）

4)高潮浸水想定区域

本市の高潮浸水想定区域は津波浸水想定区域と同程度の範囲で浸水することが想定されており、市街化区域内には浸水深 3.0m～5.0m 未満の区域が存在しています。特に鳴門駅から市域南側の大部分に浸水深 3.0m～5.0m 未満の区域が想定されています。

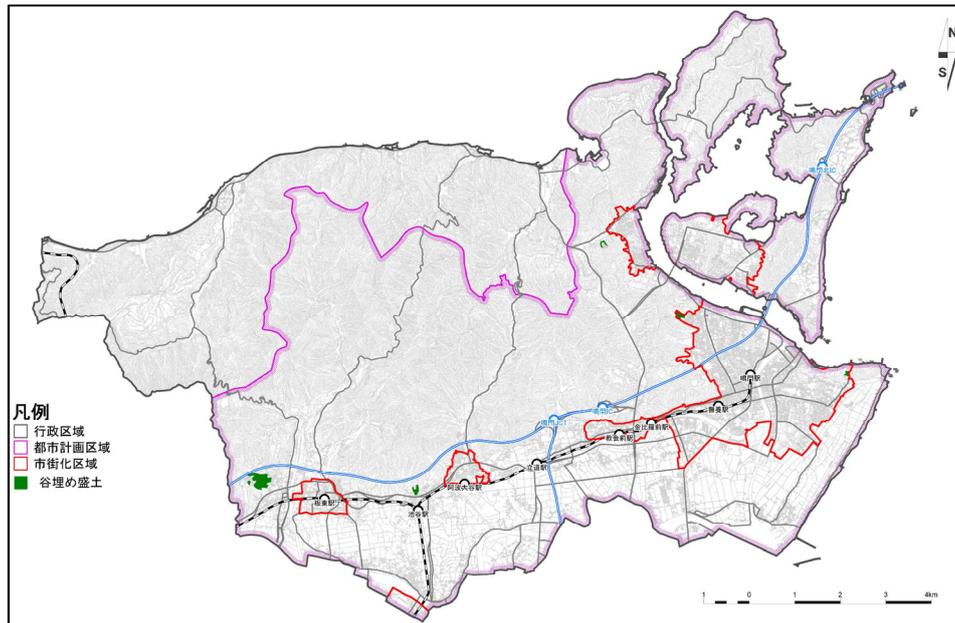


■高潮浸水想定区域

資料：国土数値情報（令和 2 年）

5)大規模盛土造成地

本市の大規模盛土造成地は大麻町桧字西山田、大麻町池谷字長田、瀬戸町明神字菅谷、市街化区域内の里浦町里浦字坂田及び撫養町黒崎字磯崎に分布しています。

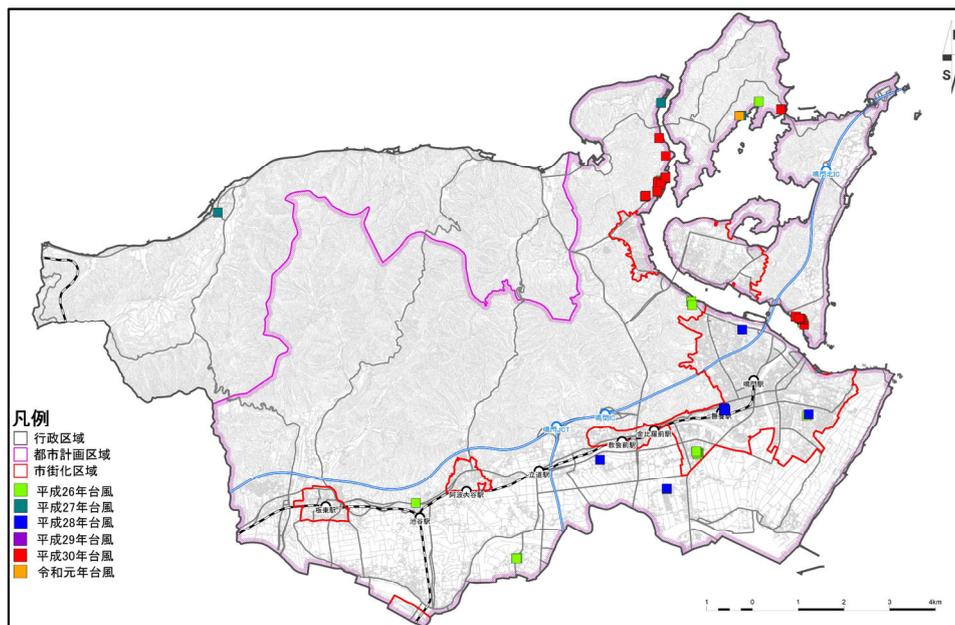


■大規模盛土造成地

資料：鳴門市（平成 28 年）

6)災害履歴

本市の災害履歴（台風による浸水箇所）をみると、特に平成 30 年の台風による被害であり、瀬戸町堂浦沿岸や鳴門町土佐泊沿岸に浸水した家屋が多く存在しています。

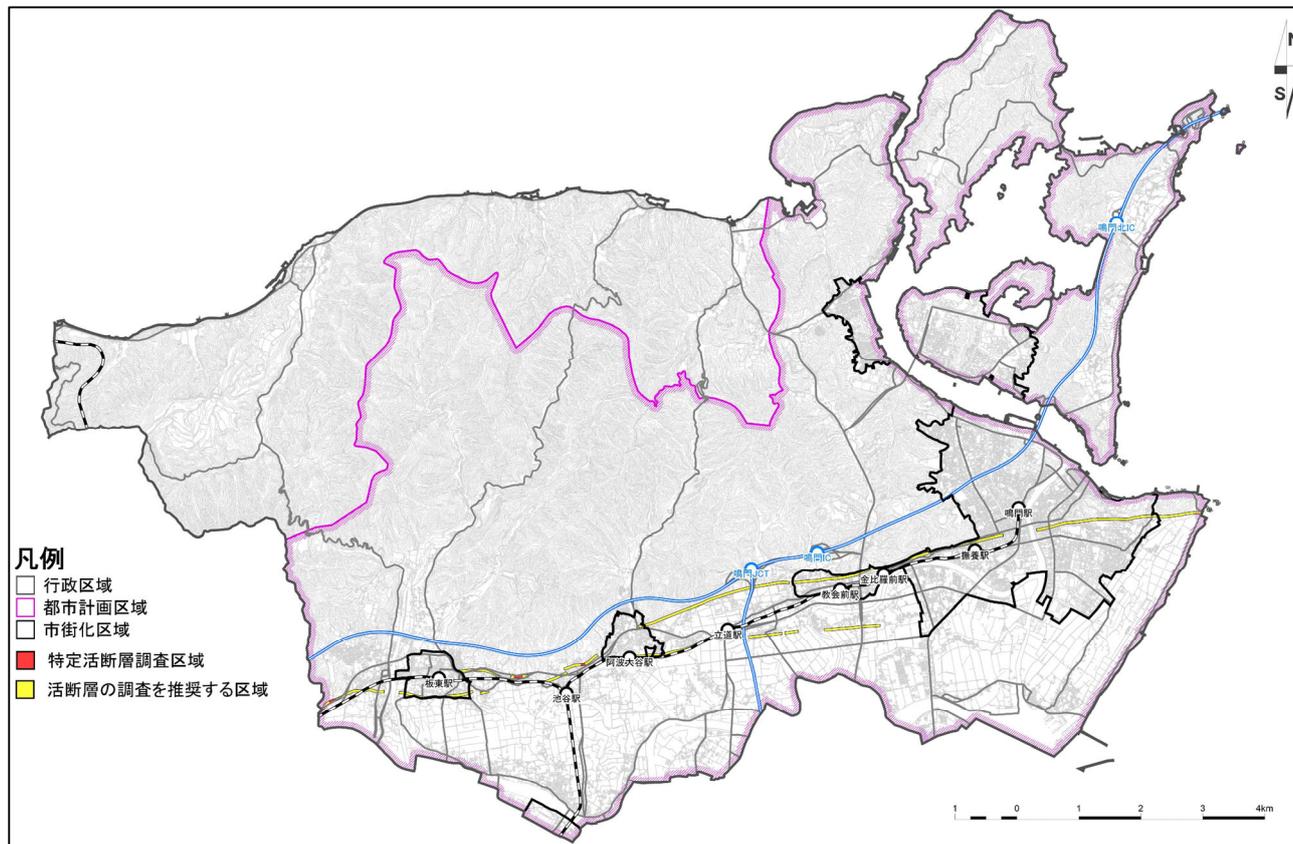


■災害履歴（浸水箇所）

資料：鳴門市

7)特定活断層調査区域等

本市の特定活断層調査区域は、大麻町池谷助ヶ谷、大麻町萩原山ノ下、大麻町桜谷口の3箇所に指定されており、その他活断層の調査を行うことを推奨する区域が市域南部の東西を横断するように分布しています。



■特定活断層調査区域等

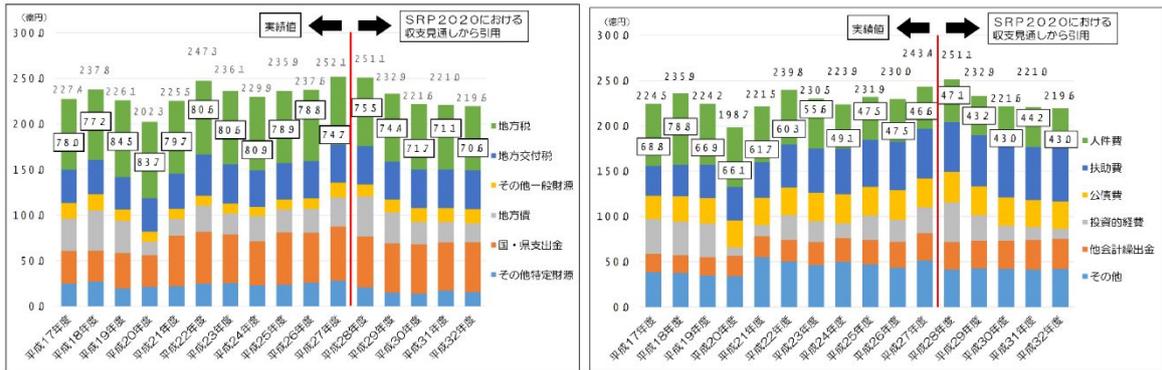
資料：徳島県オープンデータポータルサイト（平成29年）

(5) 財政

今後歳入総額は減少していくものと試算される一方、歳出の収支見通しでは、高齢化の進展などによる社会保障費の増大や人件費削減の減速などから、義務的経費が歳出全体に占める割合は6割近くにまで膨らむ見込みとなっています。

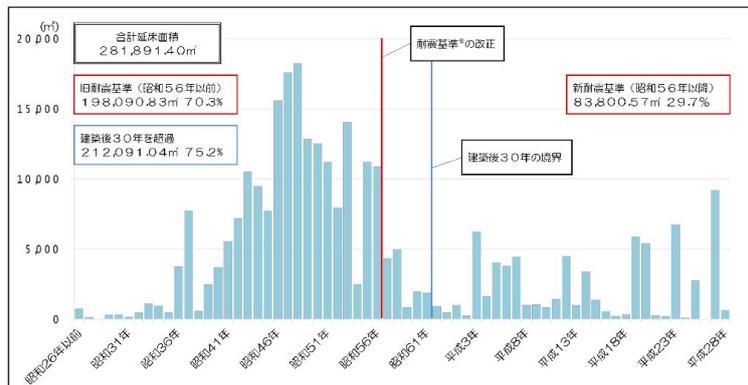
歳出総額も減少していくものと試算されており、今後、公共施設等の更新等に係る投資的経費の確保は、さらに難しさを増していくことが予測されます。

公共施設の整備状況を見ると、昭和43年から56年にかけて整備量が多く、公共施設のおよそ3/4にあたる施設が建築後30年を超過し今後多くの施設が一斉に更新等の時期を迎えます。



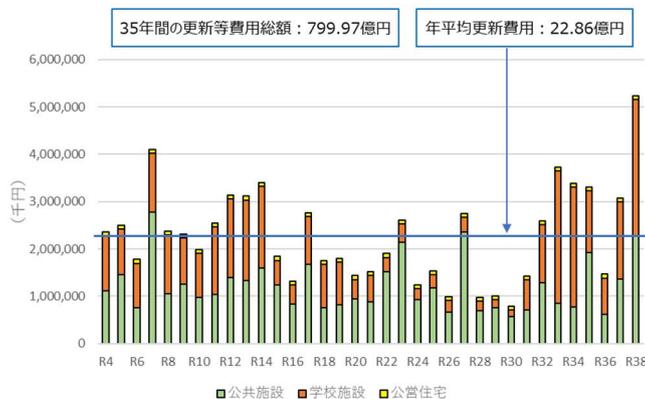
■ 普通会計歳入の推移と今後の見通し（左図）、普通会計歳出の推移と今後の見通し（右図）

出典：鳴門市公共施設等総合管理計画



■ 公共施設の築年別整備状況

出典：鳴門市公共施設等総合管理計画



■ 公共施設の将来更新等費用の推計

出典：鳴門市公共施設等総合管理計画

(6)地価

過去10年間における鳴門市の全地価調査地点の平均価額は、平成23(2011)年の約4万1千円/㎡から令和3(2021)年には約3万3千円/㎡まで下落しています。

住居系用途地域では、平成23(2011)年の約4万3千円/㎡から令和3(2021)年には3万5千円/㎡まで下落しており、10年間の下落率は0.82でありましたが、ここ数年は横ばい傾向にあります。

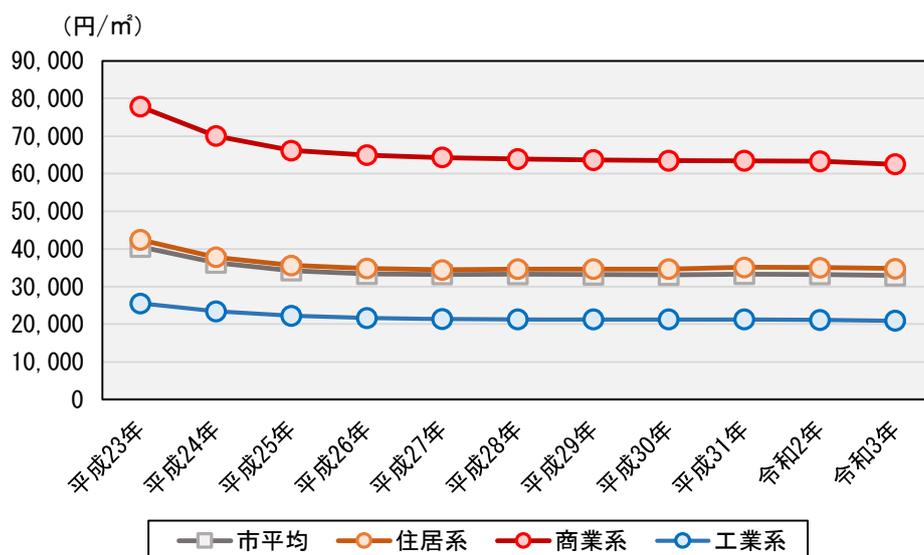
商業系用途地域では、平成23(2011)年の約7万8千円/㎡から令和3(2021)年には6万3千円/㎡まで下落しており、10年間の下落率は0.80でありましたが、ここ数年は微減傾向が続いています。

工業系用途地域では、平成23(2011)年の約2万6千円/㎡から令和3(2021)年には2万1千円/㎡まで下落しており、10年間の下落率は0.82でありましたが、ここ数年は横ばい傾向にあります。

■地価の推移

年度		円/㎡				平成23年を1.00としたときの値			
		住居系	商業系	工業系	市平均	住居系	商業系	工業系	市平均
平成23年	2011	42,480	77,867	25,500	40,573	1.00	1.00	1.00	1.00
平成24年	2012	37,800	70,033	23,450	36,335	0.89	0.90	0.92	0.90
平成25年	2013	35,640	66,167	22,250	34,254	0.84	0.85	0.87	0.84
平成26年	2014	34,829	64,933	21,650	33,348	0.82	0.83	0.85	0.82
平成27年	2015	34,457	64,333	21,400	33,204	0.81	0.83	0.84	0.82
平成28年	2016	34,673	63,933	21,300	33,265	0.82	0.82	0.84	0.82
平成29年	2017	34,653	63,667	21,300	33,177	0.82	0.82	0.84	0.82
平成30年	2018	34,680	63,500	21,300	33,100	0.82	0.82	0.84	0.82
平成31年	2019	35,120	63,467	21,300	33,315	0.83	0.82	0.84	0.82
令和2年	2020	35,067	63,333	21,150	33,212	0.83	0.81	0.83	0.82
令和3年	2021	34,800	62,533	20,950	32,900	0.82	0.80	0.82	0.81

資料：国土数値情報（各年地価公示、各年都道府県地価調査）



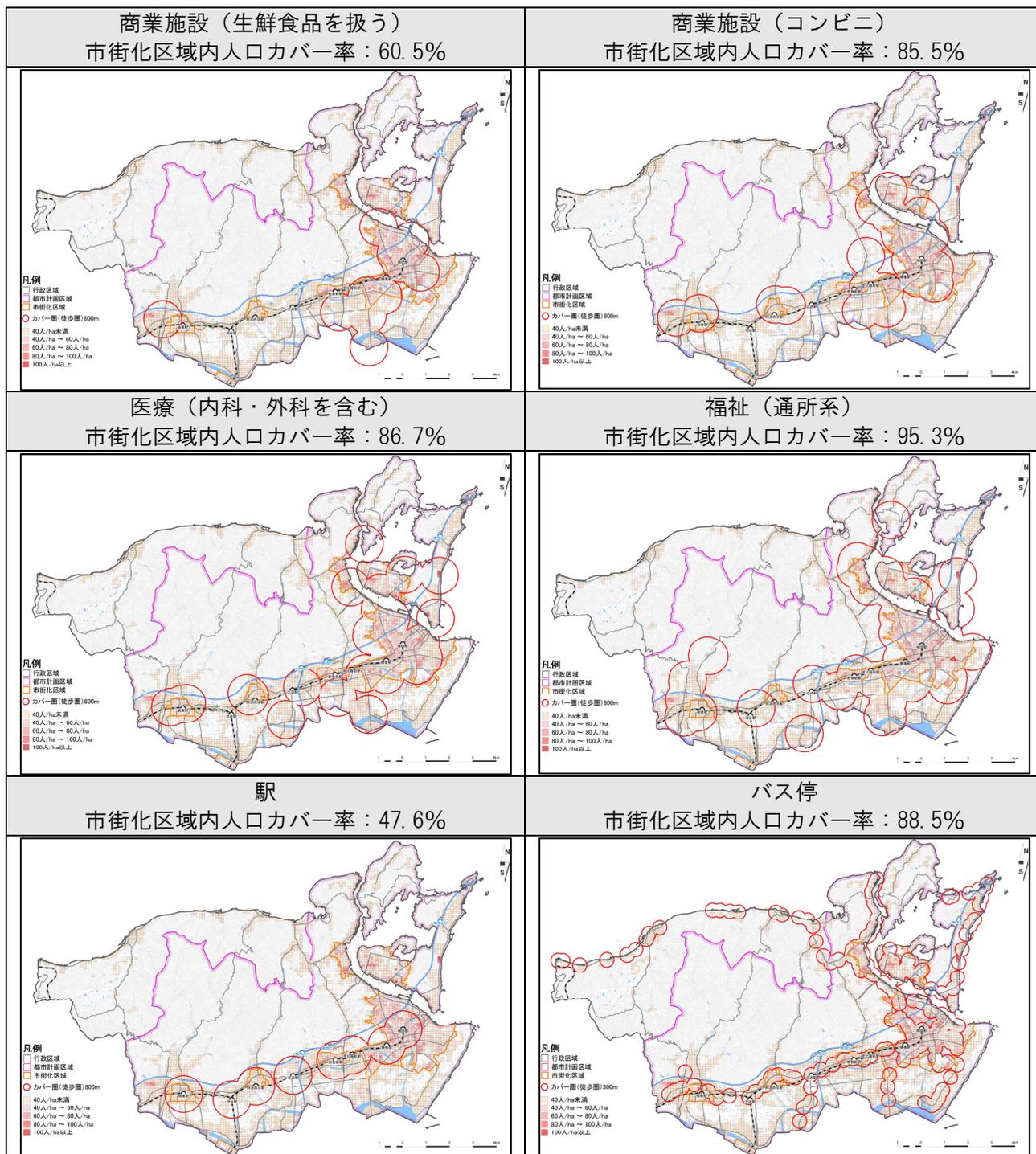
■地価の推移

資料：国土数値情報（各年地価公示、各年都道府県地価調査）

(7) 都市機能(商業・医療・福祉・駅・バス)

市街化区域における人口カバー率が最も大きい都市機能は、福祉施設(95.3%)、次いでバス停(88.5%)、医療施設(86.7%)の順となっています。

駅の人口カバー率は、47.6%となっており、都市機能の中で一番低い値ですが、バス停も含めた市全体の公共交通ネットワークをみると、市域を東西に鉄道が通っている他、鉄道に平行して通る主要地方道にバス路線が設定され、南北方向にもバス路線もあることより、鉄道を補完するようにバス停の人口カバー率は、88.5%と2番目に大きい値となっているため、市街化区域内の公共交通の利便性は高いと想定されます。



2—2. 課題の整理

■都市構造

1. 鳴門の顔となる各地域の特性を活かしたエリア価値の向上が必要

○本市の中心部の文化会館・市本庁舎・商店街、その周辺部では、ボートレース鳴門・道の駅「くるくる なんと」・鳴門教育大学、自然が豊かな地域では、鳴門公園周辺・大谷焼の里・霊山寺・極楽寺・きたなだ海の駅など、各エリアにおいて特徴的な魅力ある資源を有しています。そのため、鳴門の顔となる各地域の施設や資源等の特性を活かした賑わいや魅力の創出に向け、新たなまちとしてエリア価値の向上を図ることが必要です。

2. 中心部への都市機能の集積とエリア間ネットワークの形成が必要

○市民アンケートでは、「コンパクトシティを積極的に推進すべき」と考える方が多く、中心部には「公共交通機関」、「公的施設」、「大型スーパーなどの量販店」が必要とされています。そのため、中心部には、商業・行政などの都市機能を集積させるとともに、中心部と各エリアを公共交通で結ぶ利便性の高い都市構造の形成が必要です。

■土地利用

1. 都市機能や居住の誘導と市街地拡大の抑制が必要

○中心部における人口密度は、鳴門駅周辺や鳴門インターチェンジ周辺などでは一定規模の人口が集積しているものの、その他の地域においては低密度となっています。そのため、都市機能や居住の維持・誘導と市街地拡大の抑制による、持続可能な都市経営に向けた取組を推進することが必要です。

2. 都市のスポンジ化対策が必要

○市全域で空き家が分布し、特に中心部で空き家が増加し、都市の空洞化が進行しています。そのため、地域の魅力向上や活力の衰退を防止し、低密度な市街地とならないようスポンジ化対策が必要です。

3. 賑わいを創出する施設の活用と連携が必要

○賑わいを創出する施設として、ボートレース鳴門周辺や道の駅「くるくる なんと」等の各拠点施設づくりを推進していることから、それらの施設の活用を図るとともに、公共交通ネットワークの形成による連携強化が必要です。

4. 産業の担い手の確保や活性化が必要

○事業所数や従業者数の減少が進む中、引き続き事業活動を維持し、地域の活力を創出するため、担い手確保や企業誘致等による受け皿の確保が必要です。農林業などの人手不足により、維持管理できていない農地・山地等については、農林業振興施策と連携を図りながら、自然環境の維持・有効活用が必要です。

5. 防災・減災の視点を踏まえた土地利用の推進が必要

○津波や洪水により中心部の広範囲で浸水するおそれがあることから、居住や都市機能等を安全な地域への緩やかな誘導や災害リスクの高いエリアでの開発抑制、避難体制の強化などの検討が必要です。

6. 公共施設の老朽化対策が必要

○老朽化した公共施設の更新等が必要であり、限られた予算の中で各施設の長寿命化を図るとともに、公共施設等総合管理計画に基づく集約化や廃止等の方向性を踏まえつつ、計画的な整備・更新等を推進することが必要です。

■市街地整備

1. 鳴門駅周辺部における拠点性の向上が必要

○鳴門駅周辺部においては、商業・行政等の都市機能の集積と更なる利便性向上により、拠点性を高め、鳴門市の中心部へと市民・来訪者が訪れるような魅力ある市街地の形成と活性化が必要です。

2. 定住基盤の再整備が必要

○高度経済成長期以降に整備された区画整理済市街地及び密集市街地については、街路の劣化や未利用地の点在などを踏まえた、計画的な基盤整備・更新が必要です。

■道路

1. 都市計画道路の見直しを踏まえた整備が必要

○長期未着手路線や未整備路線の都市計画道路は、必要性や実現性を踏まえた見直しを行っていくことが必要です。

2. 身近な生活道路の整備が必要

○身近な生活道路については、交通処理の円滑化や走行環境の向上を図るとともに、安全性や回遊性を意識した整備が必要です。

■公共交通

1. 高齢化、免許返納者の増加や交通が不便な地域に対応した公共交通の検討が必要

○市民アンケートでは、路線バスの増便などが望まれる中で、高齢者や学生など自動車を利用できない方のニーズへの対応や公共交通が不便な地域の解消など、公共交通の利便性の維持・確保を目指すことが必要です。

2. 次世代のモビリティやサービスの展開も視野に入れた公共交通の検討が必要

○次世代モビリティとして自動運転、MaaS、AIバス・タクシーなど、今後20年間の公共交通に関する技術の発展を視野に入れつつ、持続可能な公共交通の検討が必要です。

■公園

1. 公園の質の向上や活用が必要

○大規模公園を中心に整備が進んでおり、市民一人当たりの公園面積は高く、身近な公園は確保されていることから、各公園の特性を活かした質の向上や更なる活用、適切な維持管理が必要です。

■自然環境

1. 山地や農地等の自然環境の保全や活用が必要

○市民アンケートでは、新たな開発を求める意向は少なく、自然環境や農地の保全を推進し、開発においては、産業振興や防災等の観点から計画的に検討することが望まれています。そのため、山地や農地等の保全・活用、また、市民ニーズを踏まえた計画的な開発が必要です。

2. グリーンインフラの考え方や手法に関する検討が必要

○社会情勢の変化への対応として、グリーンインフラの考え方や手法を検討し、自然が有する防災・減災、地域振興、環境保全など多様な機能を活用していくことが必要です。

■景観

1. 本市特有の景観の保全や活用が必要

- 本市特有の魅力ある景観の保全・活用により、市民の憩い空間の形成や地域への愛着・誇りを高めるとともに、観光客等の増加に繋げていくことが必要です。

■下水道

1. 下水道の計画的な整備が必要

- 下水道の整備率や普及率の向上に向け、居住施策の方向性や財政状況を踏まえつつ、計画的な整備や啓発を図ることが必要です。

■都市防災

1. 津波等の災害リスクへの対応が必要

- 津波や洪水による浸水想定区域は、市街地を中心に平野部の広範囲において想定されており、基盤整備を進めてきた市街地を維持し、住み続けられるよう、ハード・ソフトによる防災・減災対策が必要です。

2. 南海トラフ地震も見据えた事前復興の取組が必要

- 大規模災害への対応として、平時から復興に備えた事前の準備や実践に向けた取組が必要です。

■まちづくり

1. まちづくりを担う主体の育成と官民連携によるまちづくりが必要

- 市民・ボランティア・NPO法人等のまちづくりへの参画・育成・連携を促し、多様な主体がまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

第 3 章

立地適正化の基本的な方針

3—1. まちづくりの方針等

- 本市の都市計画マスタープランでは、基本理念として「人と地域の未来をひらく 活気うずまくまち 鳴門」を掲げており、この将来都市像を実現するための5つの基本目標を示しています。
- 立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部であることから、都市計画マスタープランで掲げる5つの基本目標を実現するためには、都市機能及び居住の誘導を図る立地適正化計画の推進により、「都市拠点の新たな魅力の創出、次世代モビリティを含む公共交通のサービス水準の充実、身近な生活圏の生活サービス機能の維持、安定した行政サービスの提供、津波・洪水等の災害危険性に配慮した土地利用」を図る必要があります。
- また、本市は、過去の土地区画整理事業で推進してきた都市基盤のストックを有しており、これらの強みを活かしながら、中心市街地の再構築、生活拠点の拠点性の強化とともにこれらをつなぐストレスフリーの移動ネットワークを形成する必要があります。
- 以上より、本計画は、都市計画マスタープランの基本理念を共有しつつ、立地適正化の基本的な方針の方針を「鳴門らしさを活かし安全安心で暮らしやすい都市づくり」としました。
- この方針に基づき、都市機能と居住の誘導を促すことで、まちの活力が高まるとともに、市外からの転入・定住の増加や多世代間が交流する機会の増加、安全な居住環境の創出、持続的な都市の発展が期待されます。

基本理念

※都市計画マスタープランと共通

人と地域の未来をひらく 活気うずまくまち 鳴門

基本理念に基づく方針

基本方針

鳴門らしさを活かし安全安心で暮らしやすい都市づくり

基本方針に基づく誘導方針

誘導方針1 鳴門の顔となる中心拠点の充実

誘導方針2 市内の多核の維持とネットワークの強化

誘導方針3 安全で便利な場所への居住誘導

期待される効果

- まちの活力が高まる
- 市外からの転入・定住の増加
- 多世代間が交流する機会の増加
- 安全な居住環境の創出
- 持続的な都市の発展

■まちづくりの方針等

3—2. 誘導方針

「鳴門らしさを活かし安全安心で暮らしやすい都市づくり」を実現するため、誘導方針を次のように設定します。

1. 鳴門の顔となる中心拠点の充実

- JR 鳴門駅周辺について、本市の中心となるべきコンセプトを構築したうえで、鳴門の顔となるべき拠点形成にふさわしい都市機能を誘導します。
- 中心部に人の流れを呼び込むためのハード（市街地開発、中心拠点に接続する都市計画道路の優先整備等）・ソフト対策を検討します。

2. 市内の多核の維持とネットワークの強化

- 中心拠点以外の拠点、集落について、医療や福祉などの生活に最低限必要な機能の維持を図ることとし、不足する機能は、充実した交通ネットワークを活用し中心拠点や他都市と連携します。
- 中心拠点からその他の拠点、集落に向け、既存の鉄道・路線バスを骨格としながら、次世代モビリティとしてデマンド交通、AI バス・タクシーをはじめ、電動自転車など今後 20 年間の公共交通の発展を視野に地域のニーズに適した新しいネットワーク体系を検討します。

3. 安全で便利な場所への居住誘導

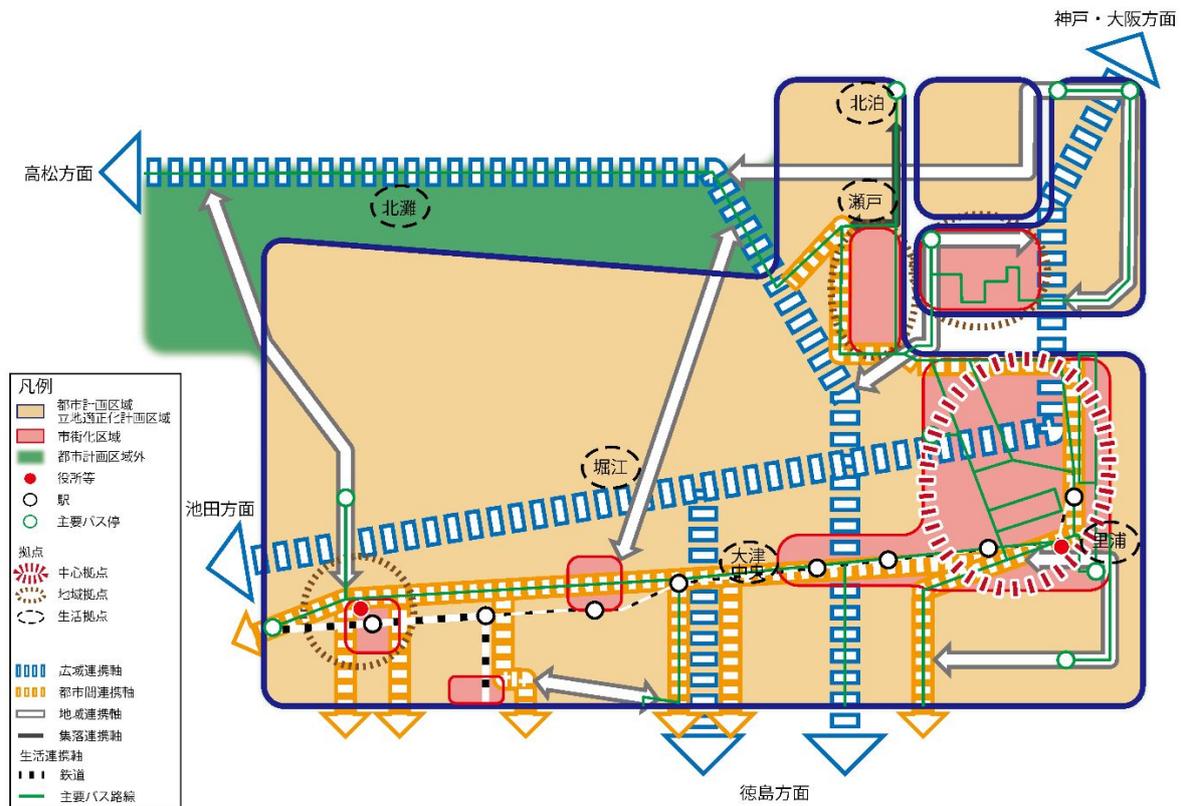
- 災害リスクの低いエリアへの居住誘導とともに、災害リスクの高いエリアの開発を抑制します。
- 災害リスクがみられるものの都市機能が集積するエリアについては、防災対策を十分推進することを担保することで誘導区域に設定します。
- 本市には津波、洪水、土砂災害が想定されているエリアがあり、居住を誘導するエリアには、原則として、これらの区域を含まないことを基本とします。

3—3. 目指すべき都市の骨格構造

本計画の方針を実現していくためには、都市構造上、鳴門市の特性を活かしながら構築する必要があります。そのためには市全体を見渡し、都市計画区域外（立地適正化計画区域外）や各集落・地域も含めて、目指すべき都市の骨格構造を構築することとします。

また、本計画はコンパクトプラスネットワークの考え方に基づくため、都市計画マスタープランにはない集落を結ぶ軸や公共交通（鉄道、バス路線）を軸に位置付けるなど、階層性をもった交通ネットワークによって拠点間の連携・補完を図ります。

さらに、各拠点へメリハリのある居住地を維持・形成することにより、郊外に広がる農地や森林といった自然環境と調和を図りながら、市民生活に必要な機能を都市全体で満足させつつ、『多極ネットワーク型コンパクトシティ』の形成を目指します。



■ 目指すべき都市の骨格構造

■ 目指すべき都市の骨格構造の具体箇所

拠点・軸	拠点・軸名称	具体箇所
拠点	中心拠点	市庁舎、文化会館周辺 鳴門駅西、商店街周辺
	地域拠点	鳴門町、瀬戸町、大麻町板東
	生活拠点	6箇所の公民館周辺（里浦、瀬戸、北泊、大津中央、堀江、北灘）
軸	広域連携軸	神戸淡路鳴門自動車道、高松自動車道、徳島自動車道、国道11号
	都市間連携軸	国道28号、鳴門池田線、瀬戸撫養線、板東停車場線、徳島北灘線、北島池谷停車場線、徳島鳴門線、川内大代線、桧藍住線
	地域連携軸	徳島北灘線、大谷櫛木線、亀浦港櫛木線、鳴門公園線、粟津港線、粟津港撫養線、津慈広島線
	集落連携軸	瀬戸港線
	生活連携軸	鉄道（JR鳴門線、JR高徳線）、バス路線

第4章

誘導区域、誘導施設の設定

4—1. 誘導区域設定の考え方と手順

(1) 誘導区域と本市の考え方

1) 居住誘導区域

人口減少の中であっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として、都市再生特別措置法のほか、「都市計画運用指針」に示されている考え方や区域像に基づき設定します。

本市では、利便性の高いエリアに居住誘導区域を設定し、緩やかな居住の誘導を図り、住環境の維持・増進を促進します。

【都市再生特別措置法】(第 81 条)

居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定める。

【都市計画運用指針】(居住誘導区域を定めることが考えられる区域)

- 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

2) 都市機能誘導区域

原則として居住誘導区域内に設定し、主要な都市機能を中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域として、都市再生特別措置法のほか、「都市計画運用指針」に示されている考え方や区域像に基づき設定します。

本市では、都市計画マスタープランで掲げる将来都市構造や本計画で目指す都市の骨格構造を実現するために都市機能誘導区域を設定し、誘導による拠点機能の向上を図ります。

【都市再生特別措置法】(第 81 条)

都市機能誘導区域及び誘導施設は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な都市機能増進施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られるように定めるものとする。

【都市計画運用指針】(都市機能誘導区域の設定)

- 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- 都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

3)各区域の将来イメージ

本計画で想定する各区域の将来イメージは以下の通りです。

■各区域の将来イメージ

区域		将来イメージ	
都市計画区域	市街化区域	居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> ○人口密度が一定程度に保たれており、都市機能誘導区域や身近な店舗等に徒歩や公共交通でアクセスできる ○災害リスクが軽減され、安全安心な暮らしが実現される
		都市機能誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> ○市全域や周辺地域からの利用者を対象とした様々な都市機能の集積により更なる利便性の向上が図られ、持続的に提供される各種サービスが徒歩で利用できる ○災害リスクが軽減され、安全安心な暮らしが実現される
		居住誘導区域外	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣の日常生活サービス施設の利用が主となるが、公共交通や自転車により居住誘導区域や都市機能誘導区域にアクセスすることで、高次の日常生活サービス施設を利用できる ○今後生活利便性が高くなる見通しのある地域は居住誘導区域への編入が検討される
	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の移動は自動車を中心となるが、地域によっては公共交通や自転車の利用により都市機能誘導区域等にアクセス可能 ○集落地や住宅団地等では、防災・安全に配慮された居住環境が維持されている 	
都市計画区域外		<ul style="list-style-type: none"> ○生活の移動は自動車を中心であるが、都市機能誘導区域等へのアクセス手段の確保により漁村環境と調和する集落地の維持が図られている ○集落地や住宅団地等では、防災・安全に配慮された居住環境が維持されている 	

(2) 誘導区域設定の手順

市街化区域のうち、都市機能や居住が一定程度集積している範囲でかつ、将来の人口見通しを勘案して、都市機能が一定程度充実、または良好な居住環境が確保される範囲を「拠点レベル」という指標を設定し定量的に抽出します（STEP1）。

次いで、都市機能等のレベルに応じ、高レベルの分布が見込まれる範囲を「都市機能の誘導を目指す範囲」、一定レベルの分布が見込まれる範囲を「居住の誘導を目指す範囲」とします（STEP2）。

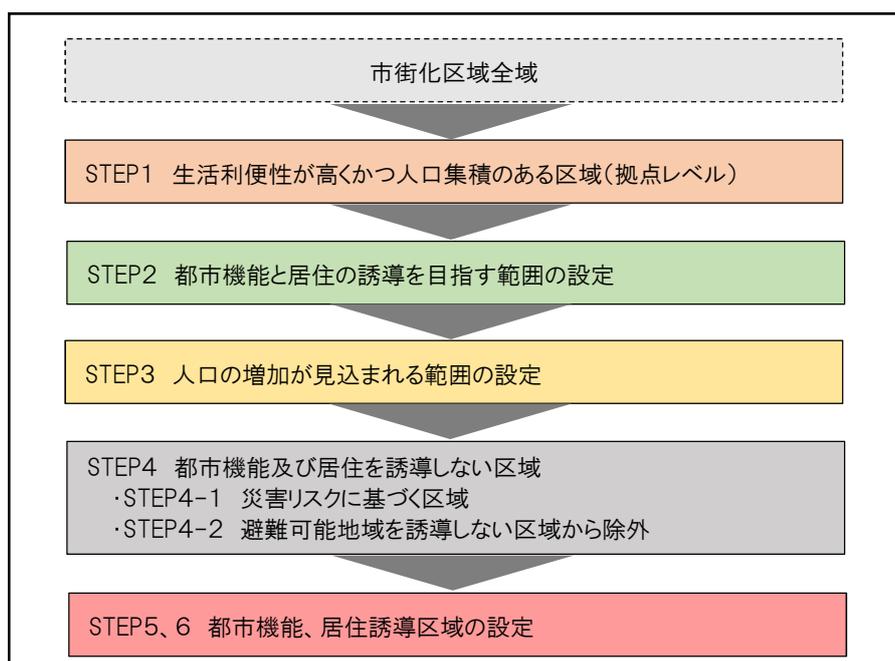
また、「居住の誘導を目指す範囲」に加え、土地区画整理事業により良好な住環境が整備されている地区に加え、今後、「大麻町総合防災センター（仮称）」を整備し、防災拠点としての機能充実を図っていく板東駅周辺を「人口の増加が見込まれる範囲」として設定します（STEP3）。

さらに、「都市機能の誘導を目指す範囲」、「居住の誘導を目指す範囲」のうち、法律等で誘導区域に含めてはいけない区域を除外します（STEP4-1）。

「誘導区域に含めてはいけない区域」の「慎重な判断を要する範囲（洪水、津波、高潮）」のうち、避難可能地域は誘導区域に含める区域の候補として設定します（STEP4-2）。

「誘導区域に含めてはいけない区域を除外した都市機能の誘導を目指す範囲」のうち、地形地物、用途地域界を見極め、「都市機能誘導区域」を設定します（STEP5）。

「誘導区域に含めてはいけない区域を除外した居住の誘導を目指す範囲」のうち、地形地物、用途地域界を見極め、「居住誘導区域」を設定します（STEP6）。



■ 誘導区域設定のフロー

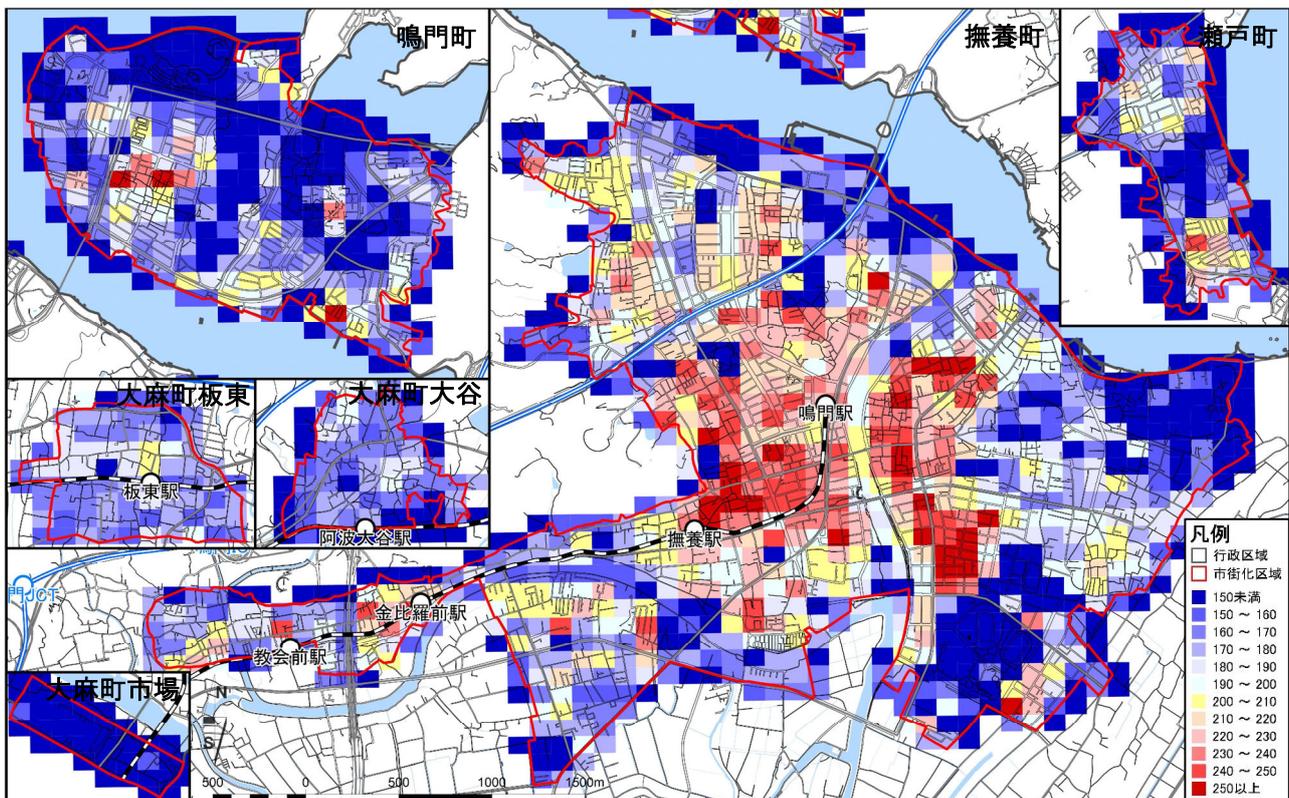
4—2. 誘導区域設定の前提条件等

(1) STEP1 生活利便性が高くかつ人口集積のある区域(拠点レベル)

誘導区域の設定にあたり、市内の拠点性や生活利便性を表す「拠点レベル」を定量的に算出しました。用途地域を100mメッシュに分割し、メッシュごとに、「現況人口分布（平成27（2015）年）」、「将来人口分布（令和17（2035）年）」、「都市機能（商業・医療・福祉・文化・行政・避難・駅・バス停）施設へのアクセス性」の3つの視点から指標化しました。

「現況人口分布（平成27（2015）年）」、「将来人口密度（令和27（2045）年）」は、100mメッシュあたりの人口密度の値から、「都市機能（商業・医療・福祉・文化・行政・避難・駅・バス停）施設へのアクセス性」は、施設の重要度や機能性に応じ点数を配分し、各100mメッシュの偏差値（拠点レベル）を算出しました。

拠点レベルが高い（暖色系）ほど生活利便性が高く人口が集積している一方、拠点レベルが低い（寒色系）ほど生活利便性が低く人口の集積が低いことを示しています。



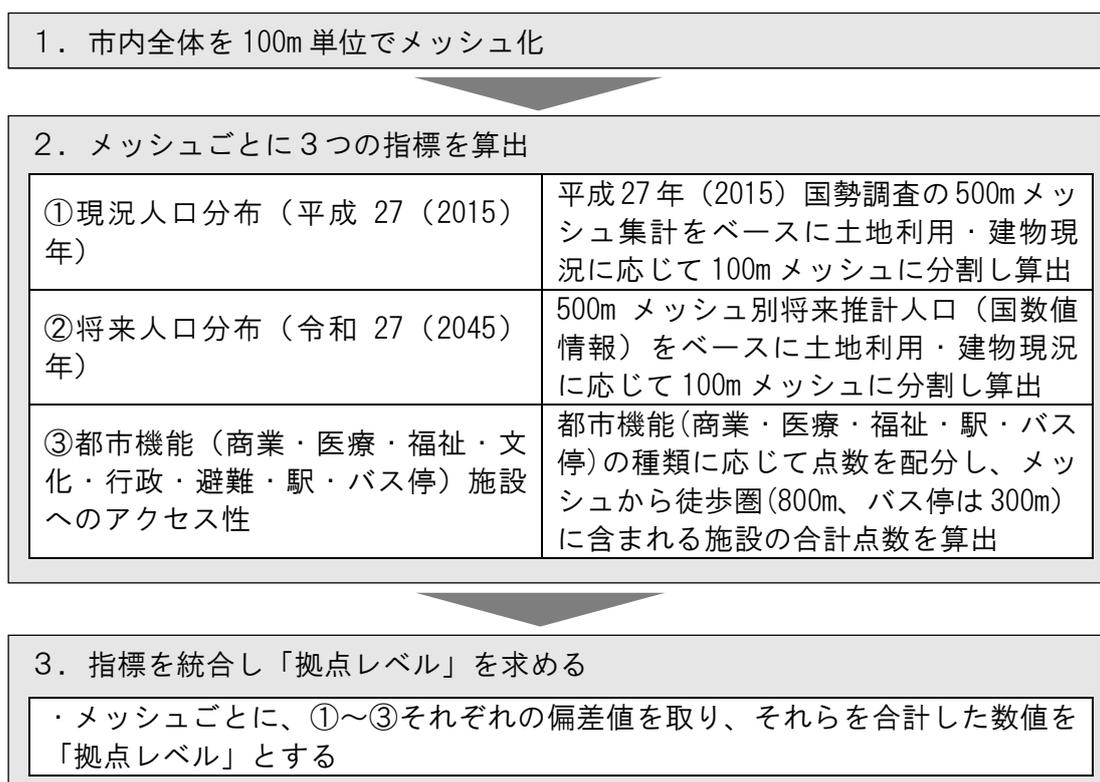
■生活利便性が高くかつ人口集積のある区域（拠点レベル）

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、国土数値情報

(参考) 拠点レベルの算出フロー及び点数配分

「拠点レベル」は、「現況人口分布（平成 27（2015）年）」、「将来人口分布（令和 17（2035）年）」、「都市機能（商業・医療・福祉・文化・行政・避難・駅・バス停）施設へのアクセス性」の3つの視点から指標化しました。

また、「都市機能（商業・医療・福祉・文化・行政・避難・駅・バス停）施設へのアクセス性」は、施設の重要度や機能性に応じて、点数を配分しています。算出フローと点数配分は以下のとおりとなっています。



■算出フロー

■都市機能施設へのアクセス性に関する点数配分（商業、医療、福祉）

大分類	中分類	データ 個数	点数	点数の考え方
商業施設	スーパーマーケット（1000㎡以上）	7	5	・都市のサービスレベルを表し、拠点となる地区に立地すべき大規模な商業施設、病院に高い点数を与える。
	スーパーマーケット（1000㎡未満）	4	3	
	専門店・ホームセンター	28	2	
	コンビニエンスストア	23	1	
医療施設	病院・医療センター	7	5	・専門店・ホームセンターは、店舗の規模は大きいものの、専門店であるため低い点数とする。
	医院・診療所（複数科）	39	3	
	医院・診療所（単科）	3	1	
福祉施設	社会福祉複合施設	1	4	・福祉施設は市全体で均等に配置するという考え方もあるが、将来の高齢化を見据え、拠点となる社会福祉複合施設に高得点を与える。また、地域包括支援センターは地域包括ケアの核となるので高い得点を与える。
	地域包括支援センター	6	3	
	その他の通所型介護施設	50	2	
	障害児者福祉施設	14	1	

■都市機能施設へのアクセス性に関する点数配分（文化、行政、避難）

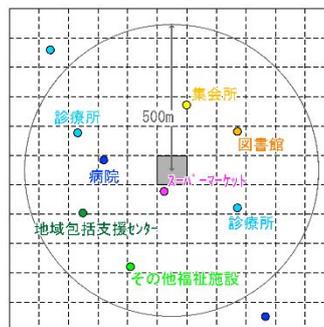
大分類	中分類	データ 個数	点数	点数の考え方
文化施設	市民交流センター	5	4	・文化施設の中でも市の拠点となる地区に立地すべき市民交流センターに高い点数を与える。また、利用頻度が高いと考えられる図書館や、市外からの来訪者も見込まれる資料館にやや高い点数を与える。
	図書館	1	3	
	資料館	5	2	
	公民館	11	1	
行政施設	市役所（本庁舎）	1	5	・市全体の中心に位置すべき市役所に高い点数を与える。
	板東連絡所	1	1	
避難施設	指定避難所	144	3	・避難施設は均等配置が前提であるため指定避難所に一律の得点を与える。

■都市機能施設へのアクセス性に関する点数配分（駅、バス停）

大分類	中分類	データ 個数	点数	点数の考え方
公共交通 （駅）	池谷駅	1	3	・特急列車が停車する池谷駅に高い点数を与える。
	それ以外の駅	7	1	
公共交通 （バス 停）	鳴門駅前バス停	1	5	・拠点となり得る鳴門駅前バス停に高い点数を与える。
	鳴門公園口バス停、高速鳴門バス停	2	4	
	その他バス停	62	3	
	コミュニティバス停	109	1	

【計算例】 右図の「■」の点数

スーパーマーケット 1000㎡以上（5点）× 1
 + 病院（5点）× 1
 + 医院・診療所（単科）（1点）× 2
 + 地域包括支援センター（3点）× 1
 + その他の通所型介護施設（2点）× 1
 + 図書館（3点）× 1
 + 公民館（1点）× 1 = 21点

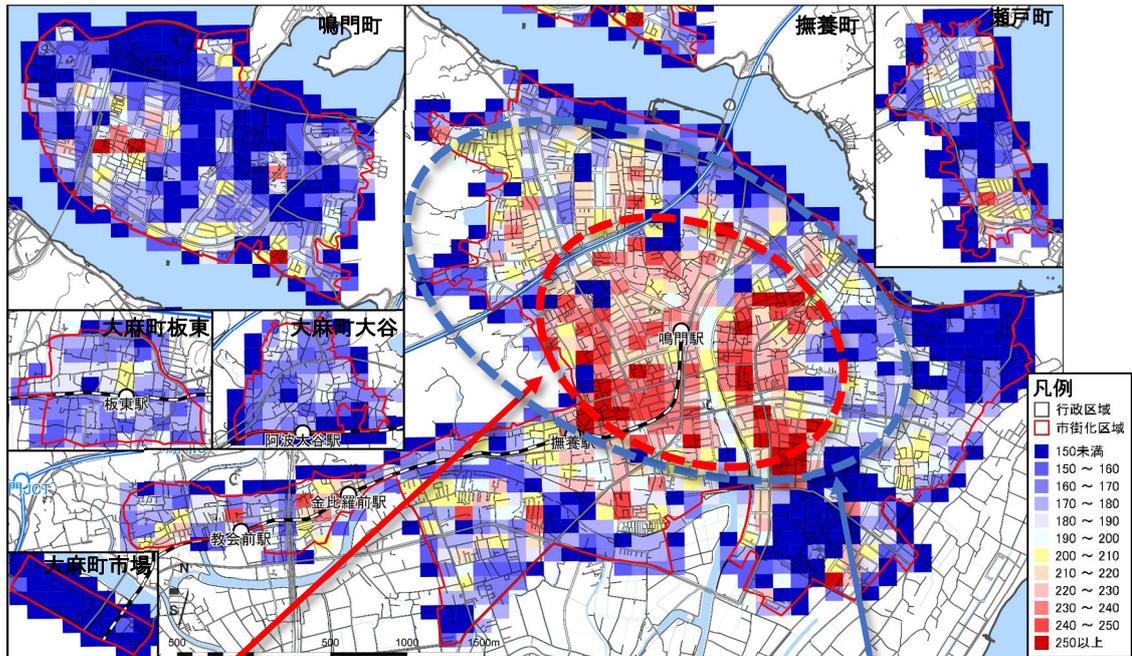


■計算例

(2)STEP2 都市機能と居住の誘導を目指す範囲の設定

都市機能等のレベルに応じ「都市機能の誘導を目指す範囲」と「居住の誘導を目指す範囲」に区分するため、用途地域や土地利用状況を加味し判断しました。拠点レベルが高い範囲である「都市機能の誘導を目指す範囲」は、商業系用途地域が指定され、都市機能が多く集積している範囲としました。

一定レベルの分布が見込まれる「居住の誘導を目指す範囲」は、拠点レベルの色合いが概ね暖色系から寒色系に変わる範囲としました。

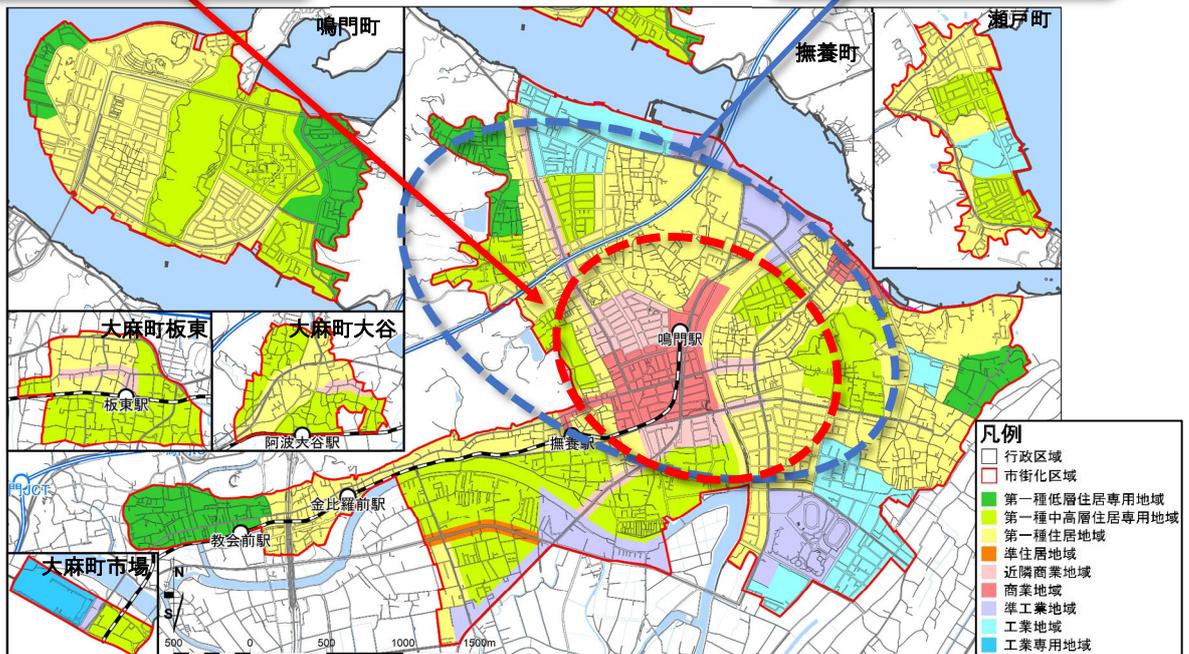


■都市機能と居住の誘導を目指す範囲

商業系用途地域周辺の都市機能が多く集積している範囲

資料：国勢調査、国土数値情報、国立社会保障・人口問題研究所

拠点レベルの色合いが概ね暖色系から寒色系に変わる範囲



■用途地域図

資料：国土数値情報（令和元年）

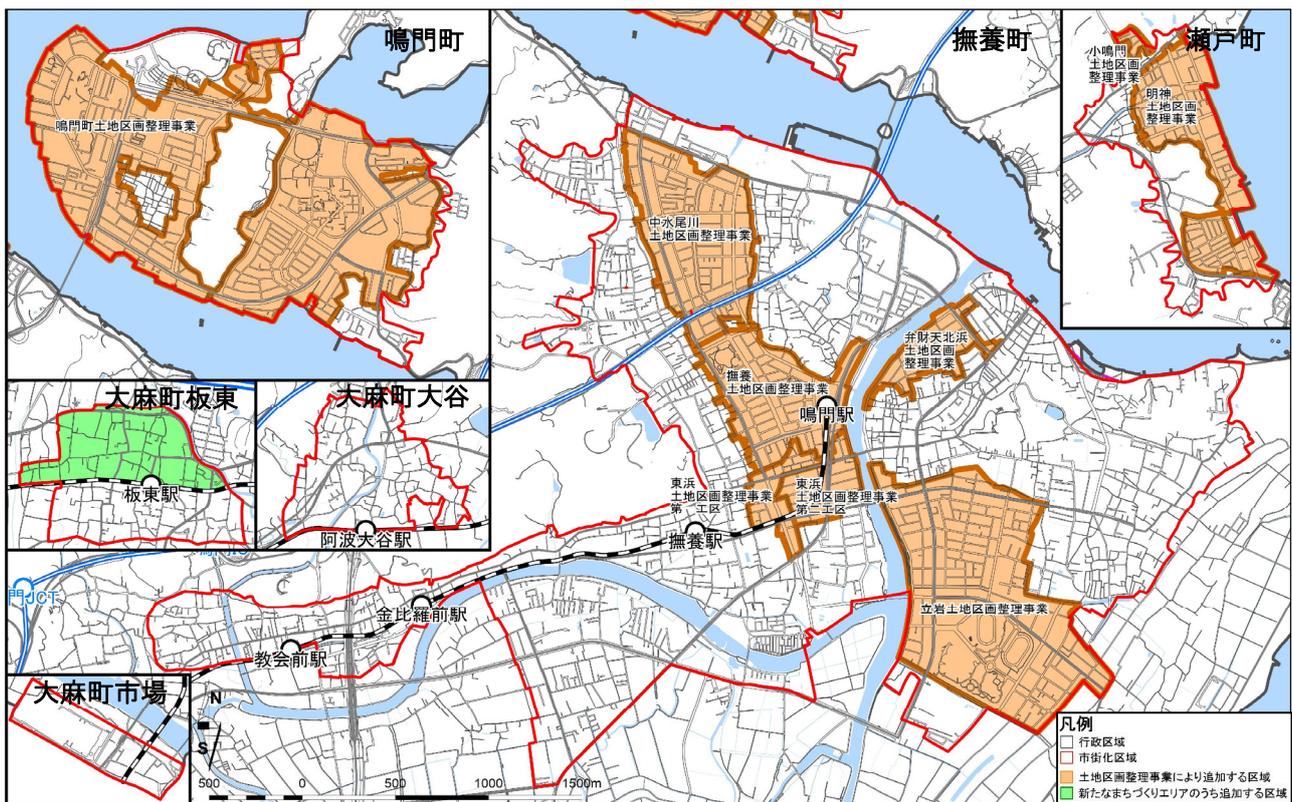
(3)STEP3 人口の増加が見込まれる範囲の設定

土地区画整理事業等による市街地整備がすすめられた区域については、居住誘導策を講じるなどして積極的に居住を誘導するべきと考えられます。

本市でも土地区画整理事業を実施し、良好な住環境が整備されていることから、当該範囲も居住誘導区域として設定します。

また、都市計画マスタープランで掲げる新たなまちづくりエリアのうち、板東駅周辺を居住誘導区域として設定します。

板東駅周辺は、北側に都市機能が集積しており、「大麻町総合防災センター（仮称）」の整備も予定していることより、板東駅周辺の居住誘導区域は、高德線より北側の市街化区域内とします。



■人口の増加が見込まれる範囲

資料：平成 30 年都市計画基礎調査

(4)STEP4—1 災害リスクに基づく区域

1)誘導区域に含めない区域

都市再生特別措置法や都市計画運用指針等では、災害危険性の高い区域や住宅の建築が制限されている区域等を誘導区域として設定すべきではないと示されています。

都市機能及び居住を誘導しない区域（誘導区域に含めない区域）は、下表のとおりです。

■ 誘導区域に含めない区域

分類	法・指針上の位置づけ	鳴門市で想定されるリスク	リスクの取扱い	
都市再生特別措置法・政令	市街化調整区域	—	—	
	災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	災害危険区域 (急傾斜地崩壊危険区域と同義)	誘導区域に含めない	
	農用地区域	—	—	
	集団の農地若しくは採草放牧地の区域 (農地法第5条 第2項第1号口)			
	自然公園の特別地域			
	保安林の区域、保安林予定森林の区域			
	原生自然環境保全地域	—	—	
	〃 特別地区	—	—	
	保安施設地区、保安施設地区に予定された地区 (森林法 第41条、第44条)	—	—	
	地すべり防止区域	地すべり防止区域	誘導区域に含めない	
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域			
土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)	土砂災害特別警戒区域	—		
都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 (特定都市河川浸水被害対策法 第56条第1項)	—	—		
都市計画運用指針	原則として含まない区域	津波災害特別警戒区域	—	
	災害リスクや警戒避難態勢の整備状況等を勘案し、適当でないと判断される場合、原則として含まない区域	災害危険区域（上記に掲げる区域を除く）	災害危険区域 (急傾斜地崩壊危険区域と同義)	誘導区域に含めない
		土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項)	土砂災害警戒区域	誘導区域に含めない
		津波災害警戒区域	津波災害警戒区域	慎重な判断を要する範囲
		浸水想定区域 (水防法 第15条第1項4号)	洪水浸水想定区域 (想定最大規模) (家屋等氾濫想定区域(河岸浸食)) 高潮浸水想定区域	
	浸水の区域及びその他災害の発生のおそれのある区域 (津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項、特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号)	津波浸水想定区域	慎重な判断を要する範囲	
	含めることについて慎重に判断することが望ましい区域	工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	工業専用地域	誘導区域に含めない
特別用途地区や地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域		—	—	
過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域				
工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—	—		

2)本市における「慎重な判断を要する範囲」について

本市の用途地域内にある「誘導区域を定められない区域」については、基本的に全ての誘導区域に含めないこととします。

「慎重な判断を要する範囲」のうち、津波災害警戒区域は、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域のことです。

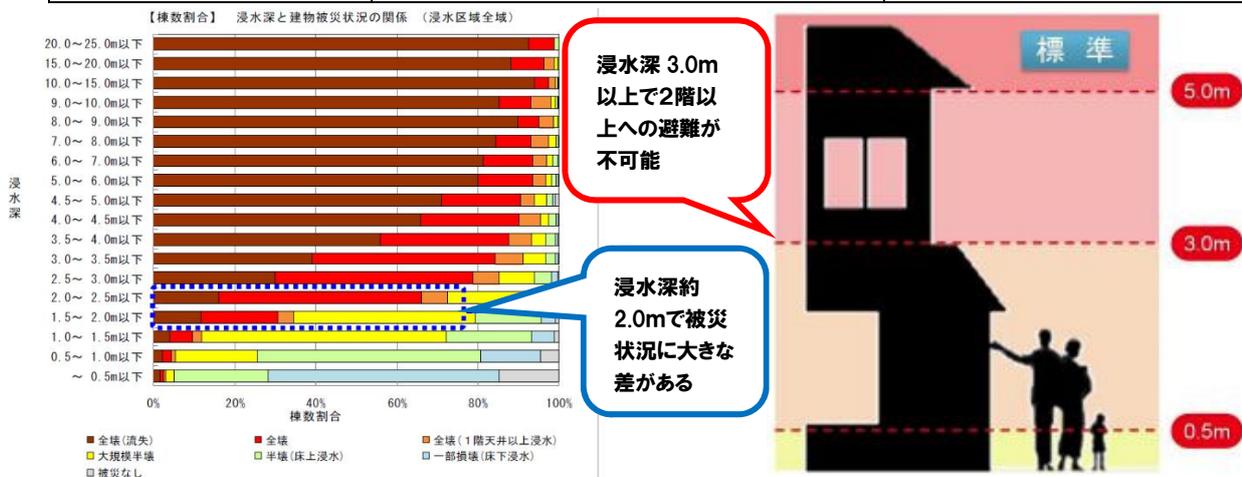
本市の市街化区域内の大部分に指定されていますが、これら市街化区域内は、既に都市基盤が整備され、多様な都市機能も集積し、一定規模の人口密度を有していることから、津波災害警戒区域を誘導区域から除外することは現実的ではありません。

国土交通省の「東日本大震災による被災現況調査結果について」によると、浸水深約 2.0m で被災状況に大きな差が生じるとされています。そこで、浸水深の情報を持つ津波浸水想定区域を用いることとし、原則として浸水深 2.0m 以上の区域を誘導区域に含めないこととします。

また、洪水、高潮の浸水想定区域は、浸水深 3.0m 以上で 2 階への避難が不可能となることから、浸水深 3.0m 以上の区域は、誘導区域に含めないこととします。

■本市における制度上定められない区域等と誘導区域における取扱い

都市計画運用指針上の位置づけ	定められない区域等	誘導区域設定における取扱い
災害リスクや警戒避難態勢の整備状況等を勘案し、適当でないと判断される場合、原則として含まない区域	津波災害警戒区域	誘導区域に含める
	洪水浸水想定区域(想定最大規模)	原則、浸水深 3.0m以上の区域は含めない
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)	誘導区域に含めない
	高潮浸水想定区域	原則、浸水深 3.0m以上の区域は含めない
	津波浸水想定区域	原則、浸水深 2.0m以上の区域は含めない

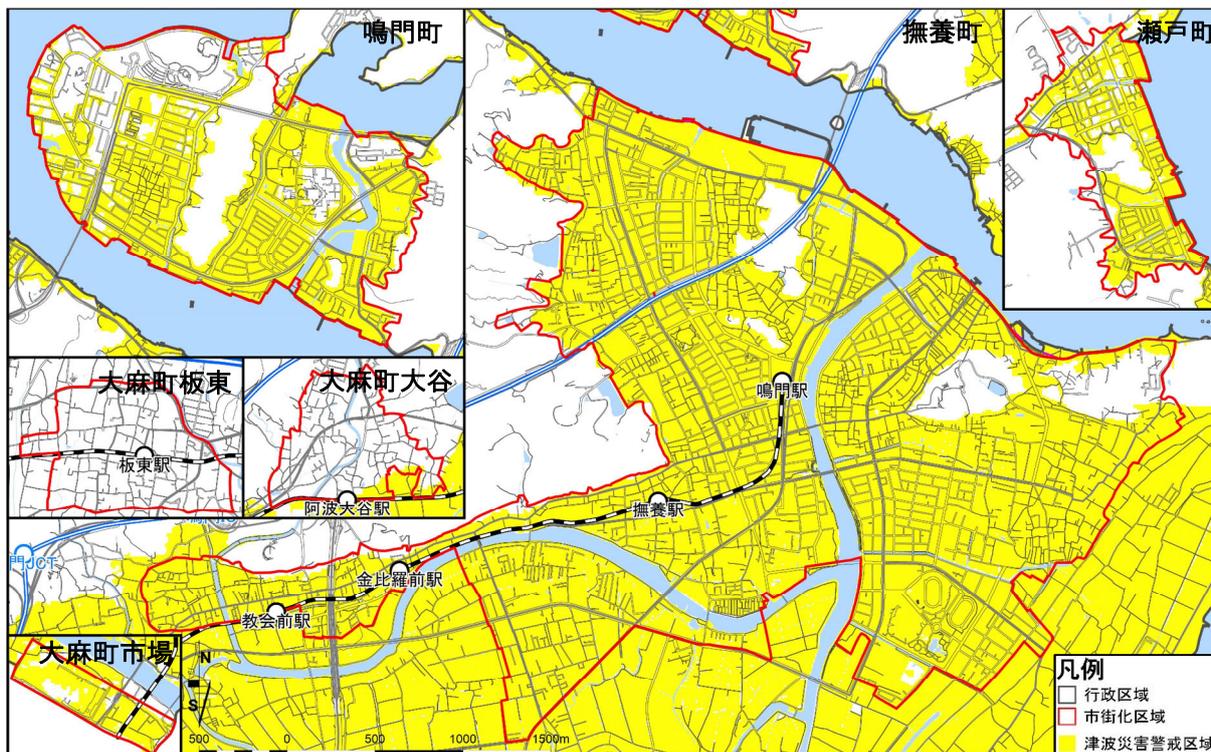


■東日本大震災における津波の浸水深と建物被災状況の関係 (左図)

出典：東日本大震災による被災現況調査結果について (第1次報告) (国土交通省)

■浸水深と建物の高さの関係(右図)

出典：洪水、高潮浸水想定区域図作成マニュアル (国土交通省)

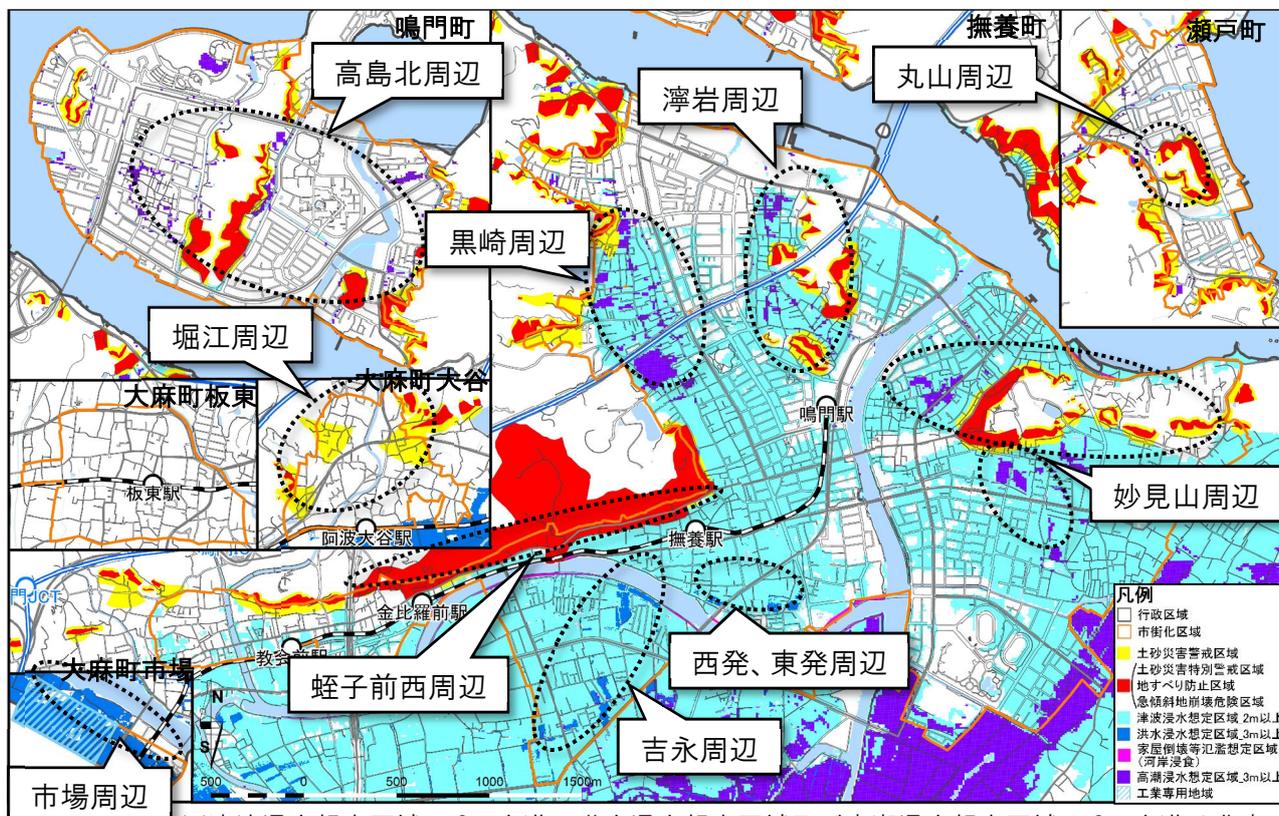


■津波災害警戒区域

資料：徳島県オープンデータポータルサイト（平成29年）

3)誘導区域に含めない区域

本市の誘導区域に定めない区域の分布状況を見ると、津波のリスクが中心市街地の大部分に広がっている他、洪水及び高潮のリスクが分散し、レッドゾーンも含めた土砂災害のリスクがみられます。



※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示

■誘導区域に定めない区域

資料：国土数値情報（土砂災害系・洪水・高潮：令和2年、津波浸水：平成28年）

(4) STEP4—2 避難可能地域を誘導しない区域から除外

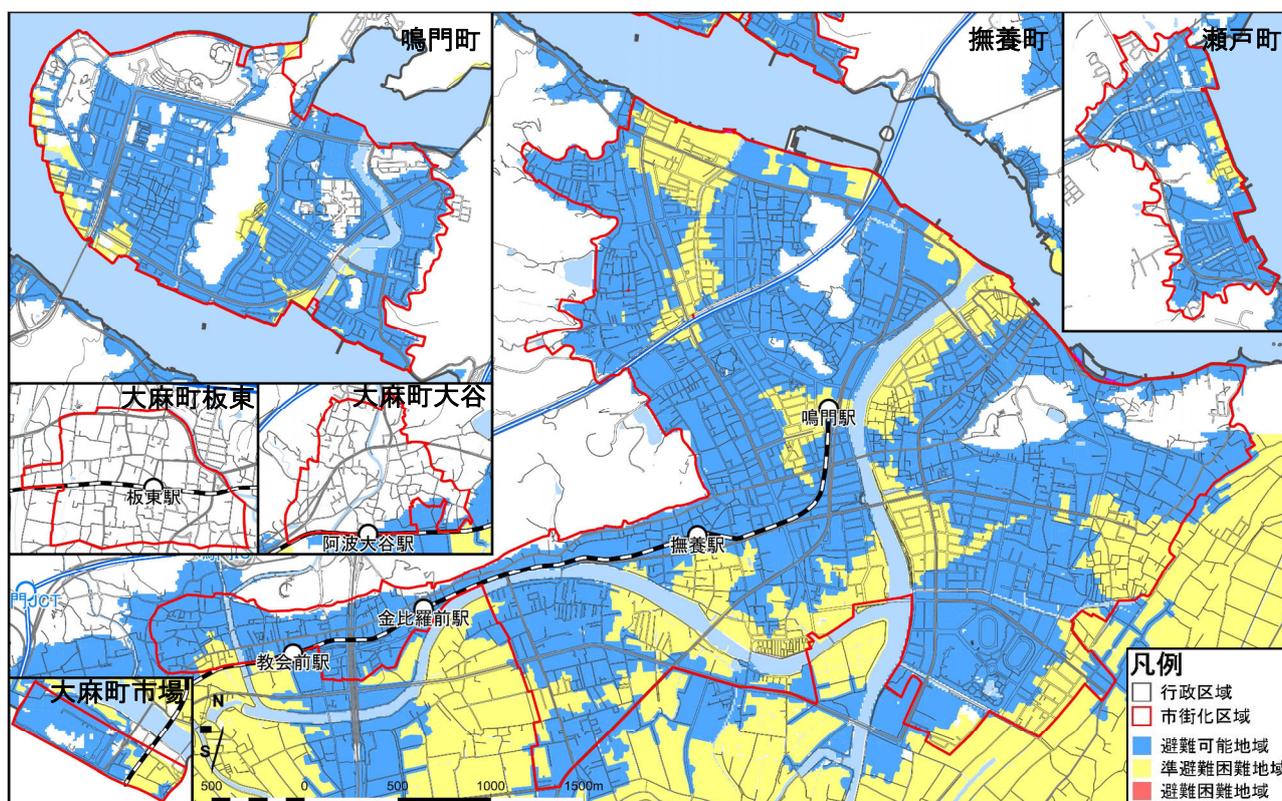
1) 津波

① 避難シミュレーションによる避難可能地域

本市は「南海トラフの巨大地震」の震源モデルをもとに徳島県が公表した「徳島県津波浸水想定区域」に基づき、「鳴門市津波避難計画（H26.3）」を策定しています。

「鳴門市津波避難計画（H26.3）」の中で、避難シミュレーションを行い、避難先までの避難距離に応じて以下の通り地域を指定しています。

- | | |
|----------------------|--|
| 「鳴門市津波避難計画（H26.3）」より | |
| ○避難可能地域 | ：500m 以内の地域（消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」） |
| ○準避難困難地域 | ：500m を超え 2,500m 以内の地域 |
| ○避難困難地域 | ：2,500m（避難可能距離）を超える地域 |

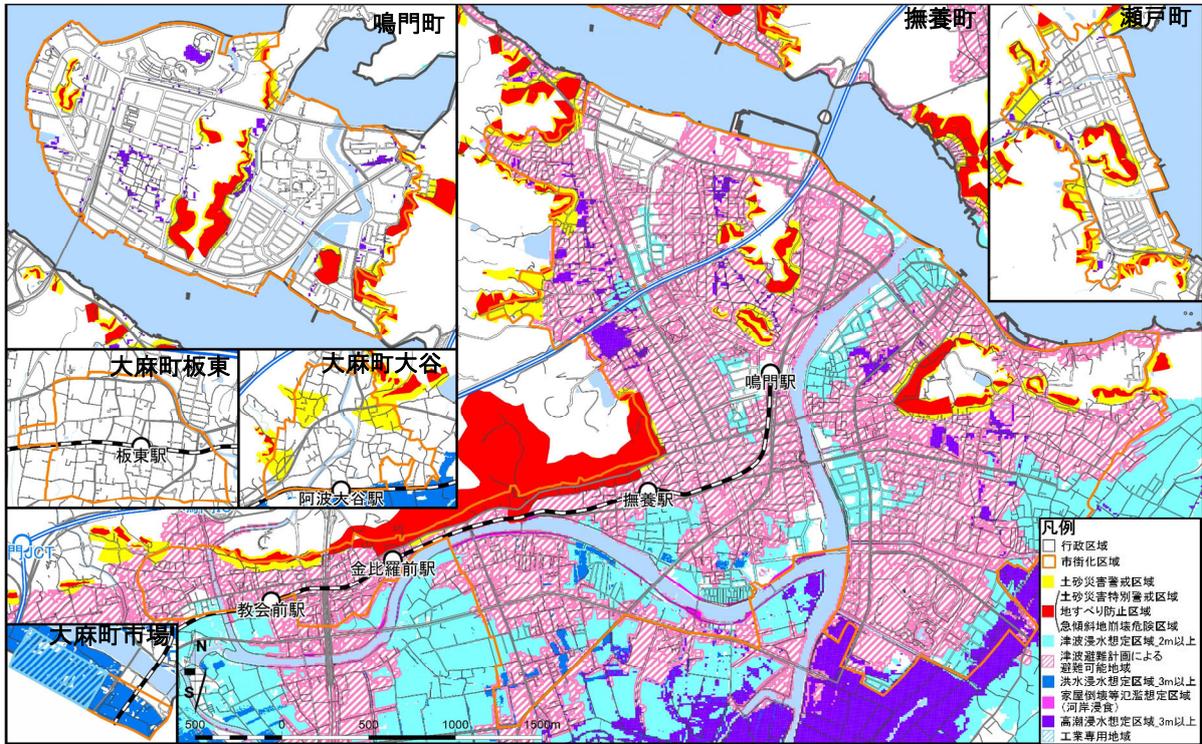


■ 避難シミュレーション

資料：鳴門市津波避難計画

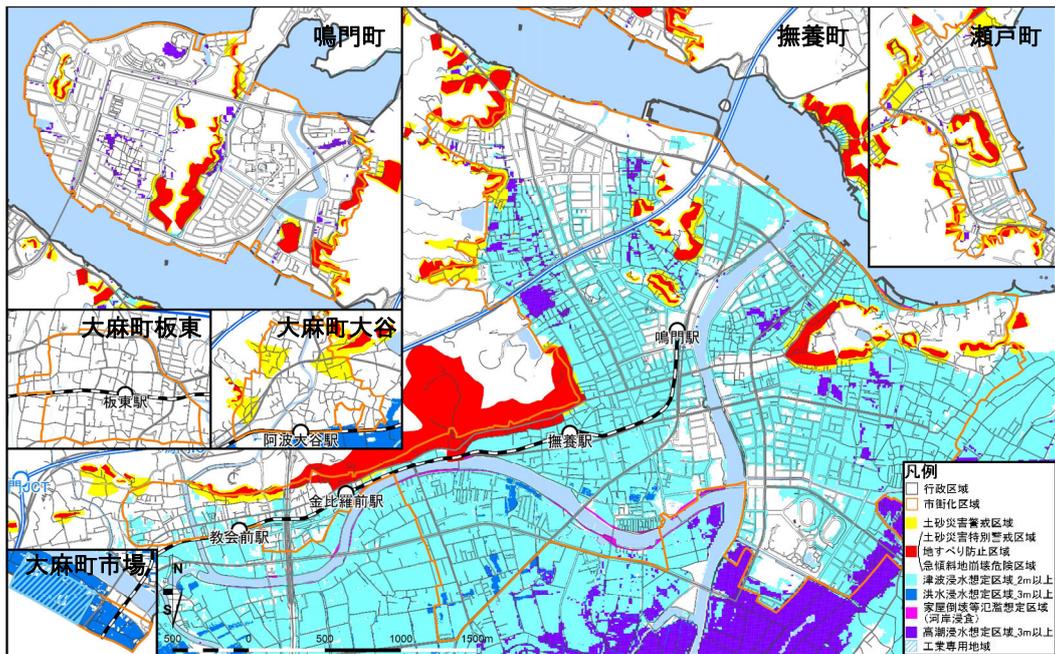
②避難可能地域の取扱い

本計画も「鳴門市津波避難計画（H26.3）」と同一の津波浸水想定区域を設定しているため、津波浸水想定区域の浸水深 2.0m 以上の区域のうち、「鳴門市津波避難計画（H26.3）」で指定した避難可能地域を誘導しない区域から除外する（誘導区域に定められる）こととします。



※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示
 ■誘導区域に定めない区域と津波の避難可能地域

資料：国土数値情報（土砂災害系・洪水・高潮：令和2年、津波浸水：平成28年）、鳴門市津波避難計画



※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示
 ■誘導区域に定めない区域（再掲）

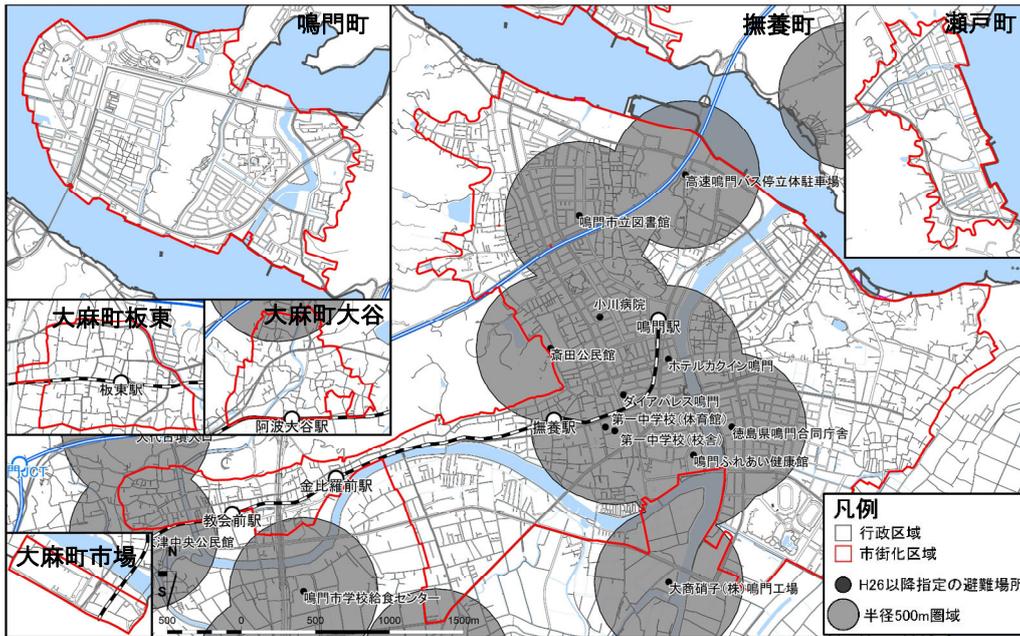
資料：国土数値情報（土砂災害系・洪水・高潮：令和2年、津波浸水：平成28年）

③「鳴門市津波避難計画（H26.3）」策定以降に指定された避難場所の追加

「鳴門市津波避難計画（H26.3）」の避難可能地域は、計画策定時点に指定されていた避難場所からの距離で設定しています。

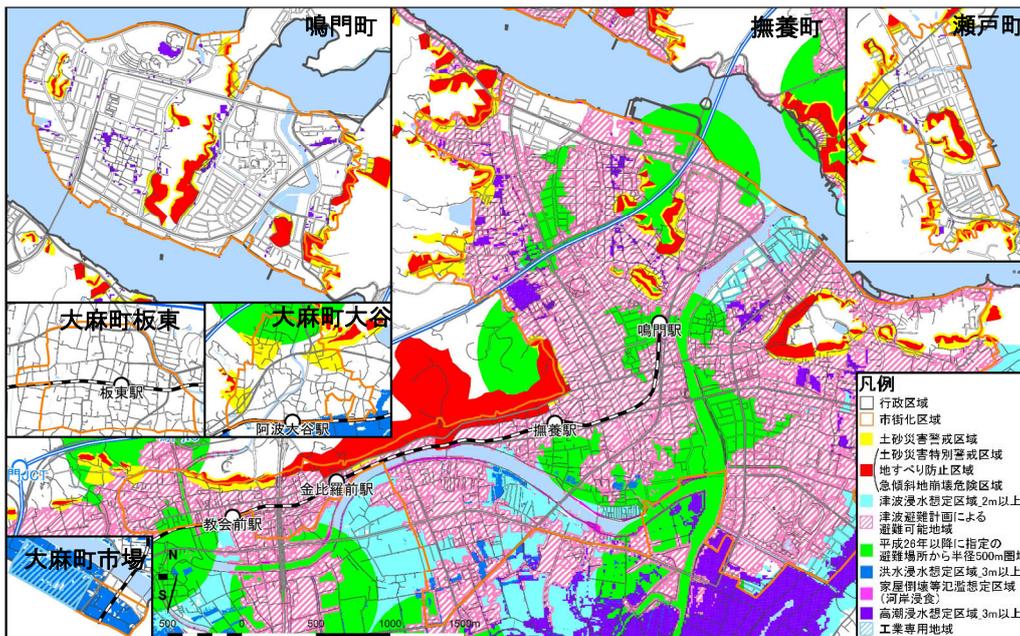
しかし、当該計画が策定された平成26年以降にも避難場所が追加されているため、それらを考慮する必要があります。

そこで、前述した避難可能地域に加えて、平成26年以降に指定された津波を対象とした避難場所から半径500m圏域は、消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」に基づき、避難可能な地域として誘導区域の候補とします。



■平成26年以降指定の避難場所と半径500m圏域

資料：鳴門市



※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示

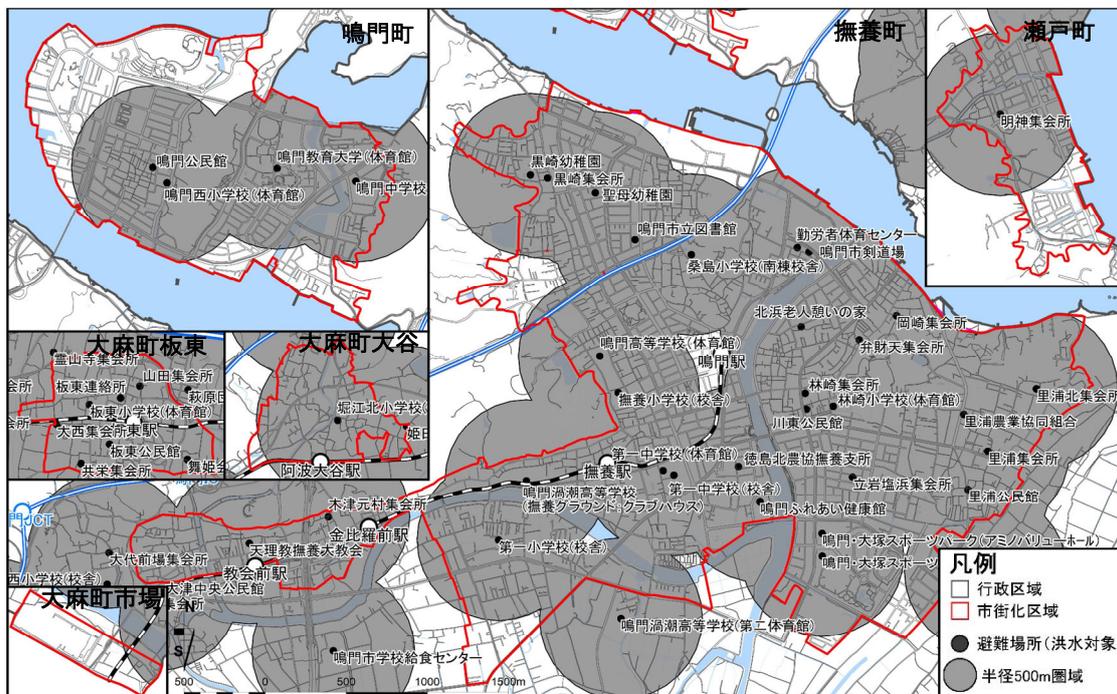
■誘導区域に定めない区域と津波の避難可能地域、避難場所から半径500m圏域

資料：国土数値情報（土砂災害系・洪水・高潮：令和2年、津波浸水：平成28年）、鳴門市

2)洪水、高潮

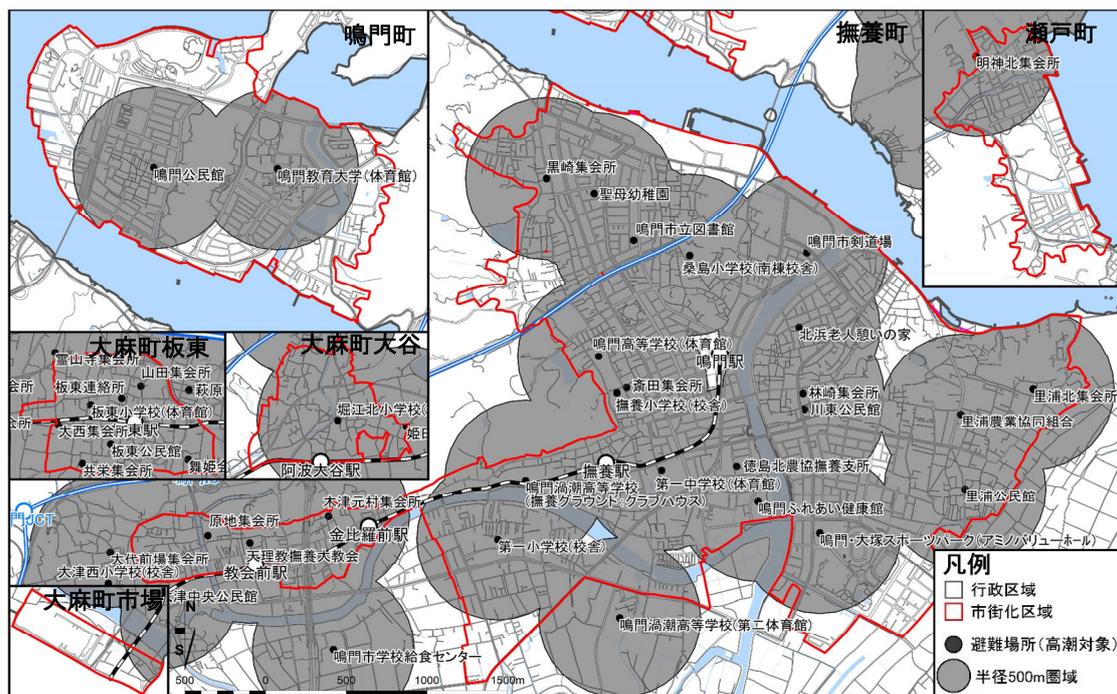
①洪水・高潮対象の避難場所による避難可能地域

洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域についても、津波と同様に消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」に基づき、洪水や高潮を対象とする避難場所から半径 500m 圏域は、避難可能な地域として誘導区域の候補とします。



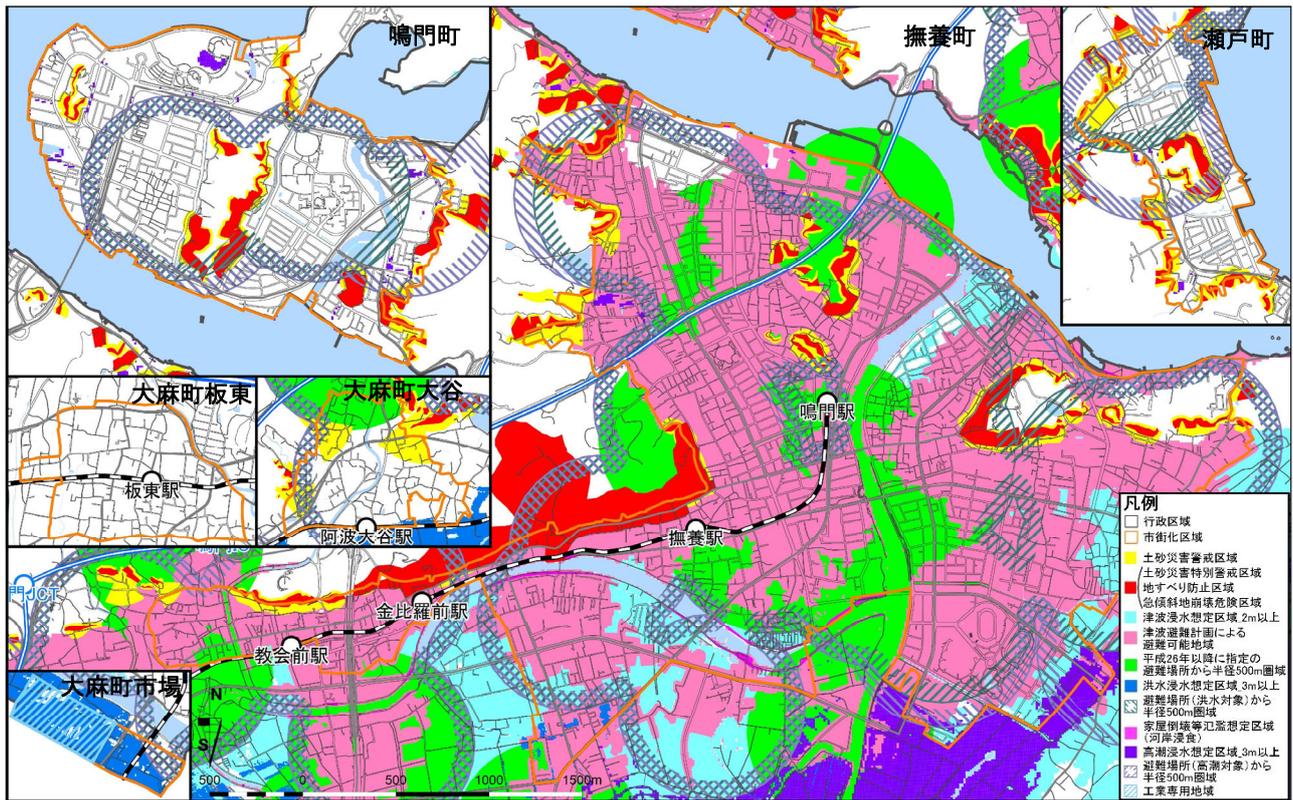
■避難場所（洪水対象）と半径 500m 圏域

資料：鳴門市



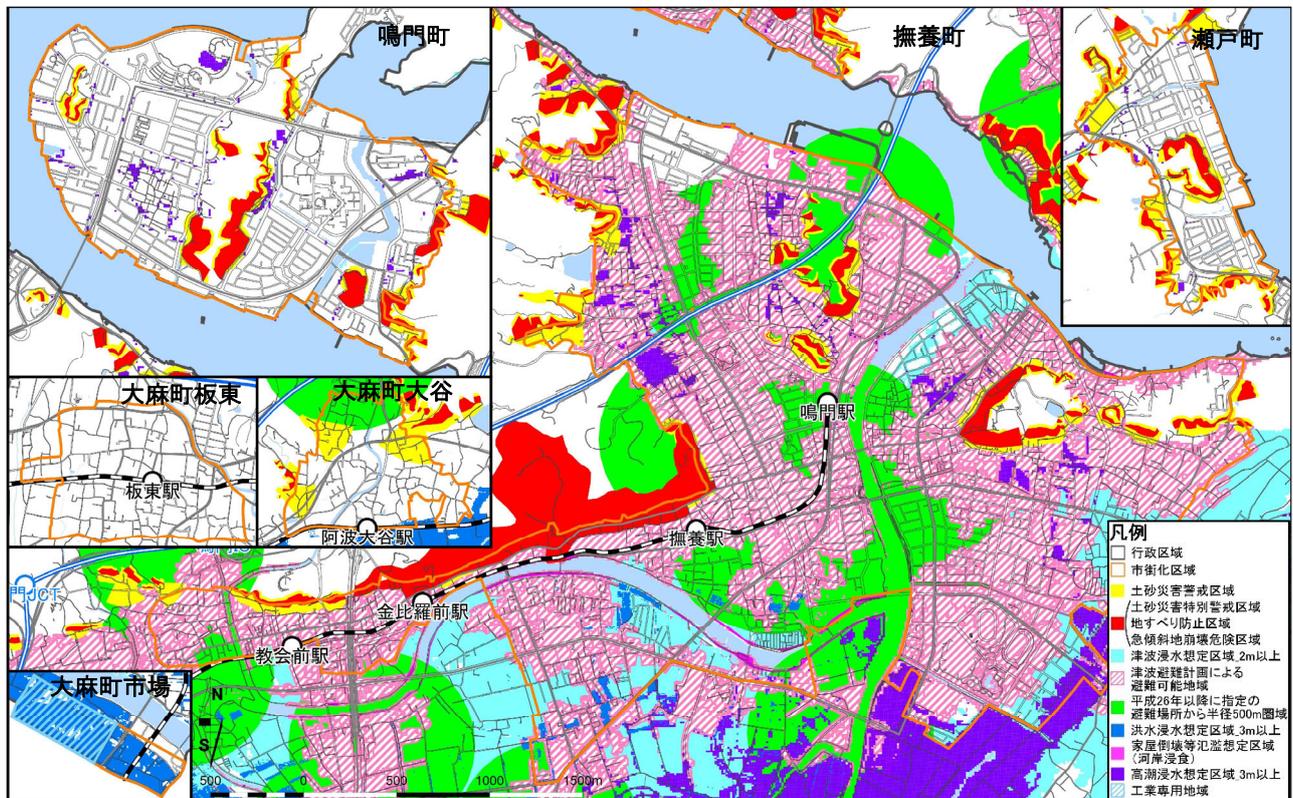
■避難場所（高潮対象）と半径 500m 圏域

資料：鳴門市



※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示
 ■誘導区域に定めない区域と避難場所から半径500m圏域（洪水、高潮追加）

資料：国土数値情報（土砂災害系・洪水・高潮：令和2年、津波浸水：平成28年）、鳴門市

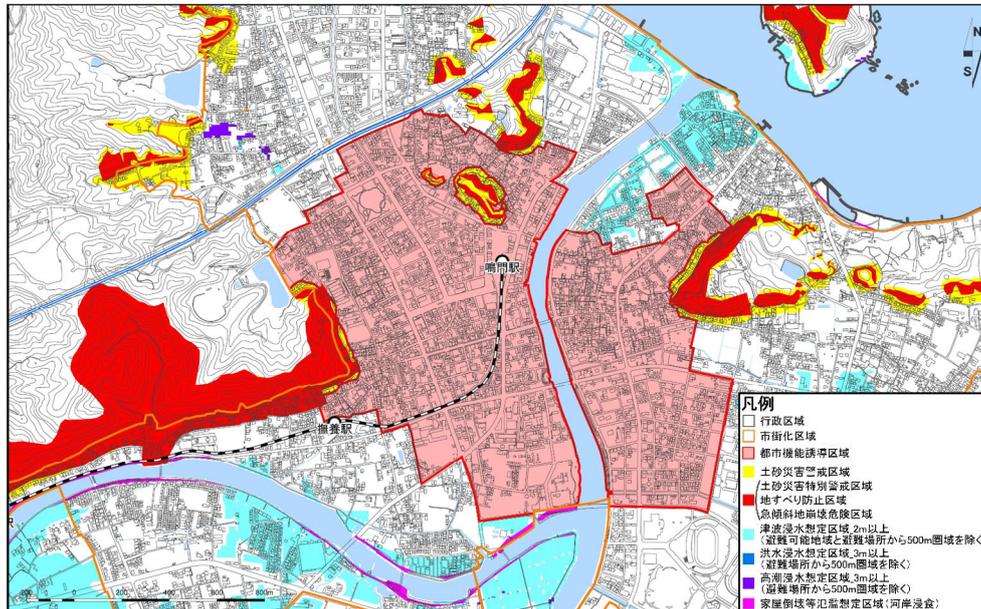


※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示
 ■（再掲）誘導区域に定めない区域と津波の避難可能地域、避難場所から半径500m圏域

資料：国土数値情報（土砂災害系・洪水・高潮：令和2年、津波浸水：平成28年）、鳴門市

4—3. 都市機能誘導区域の設定(STEP5)

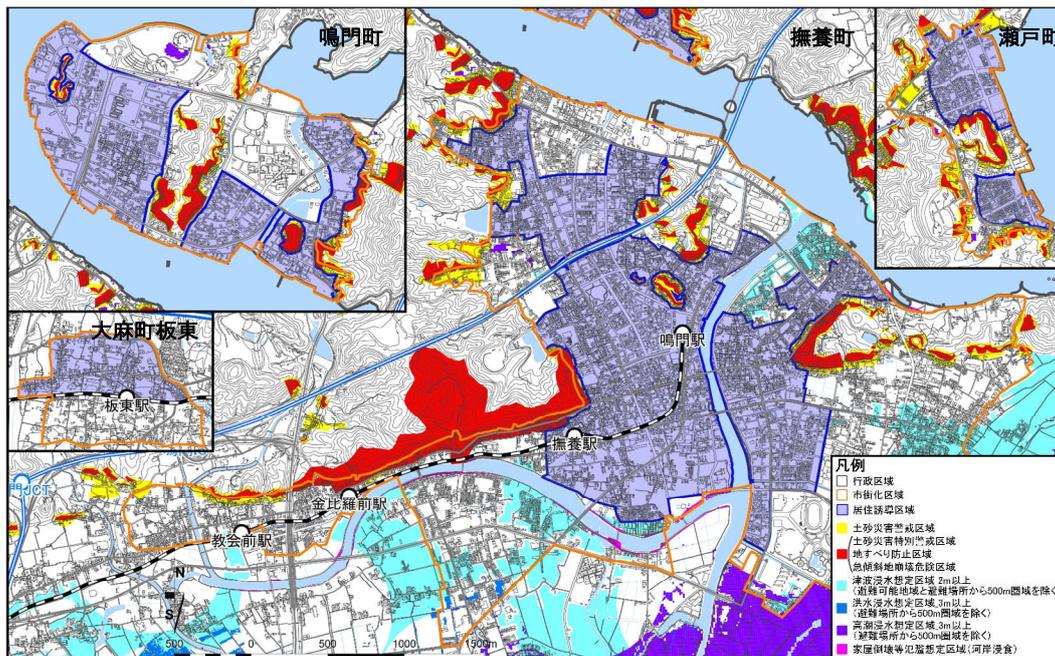
鉄道やバスなどの公共交通の発着地点であり、多くの都市機能が集積し、市民の暮らしを支える拠点である鳴門駅周辺を本市の都市機能誘導区域に設定します。



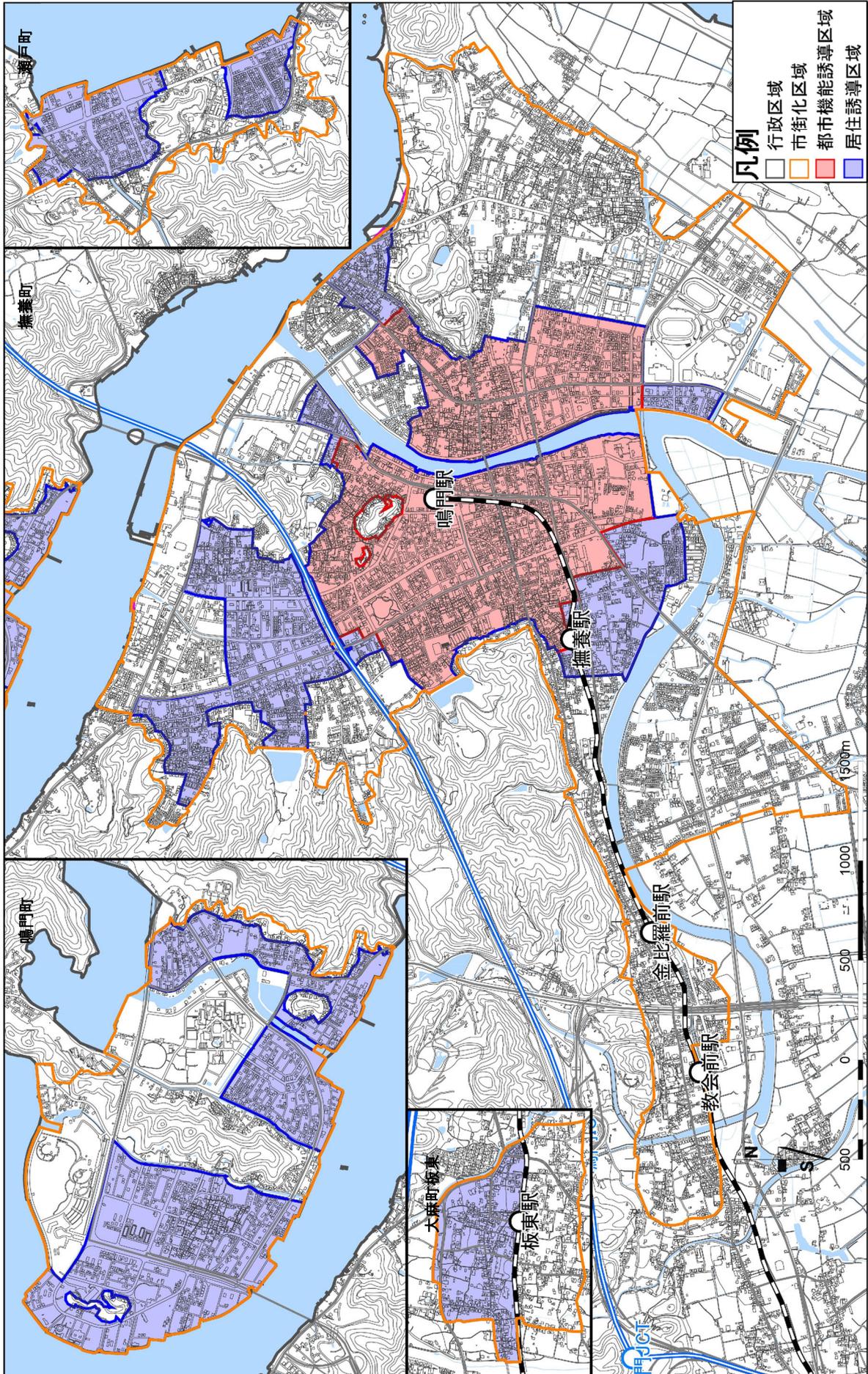
※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示
 ■都市機能誘導区域

4—4. 居住誘導区域の設定(STEP6)

商業、医療、福祉施設が比較的多く立地し、利便性が高く、一定程度の人口集積がみられる範囲を居住誘導区域に設定します。



※津波浸水想定区域の2m未満、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の3m未満は非表示
 ■居住誘導区域



■ 誘導区域図

4—5. 誘導施設の設定

誘導施設は、誰もが住み慣れた地域で安心して快適な暮らしができるように、都市機能誘導区域内において維持・確保すべき施設として設定します。

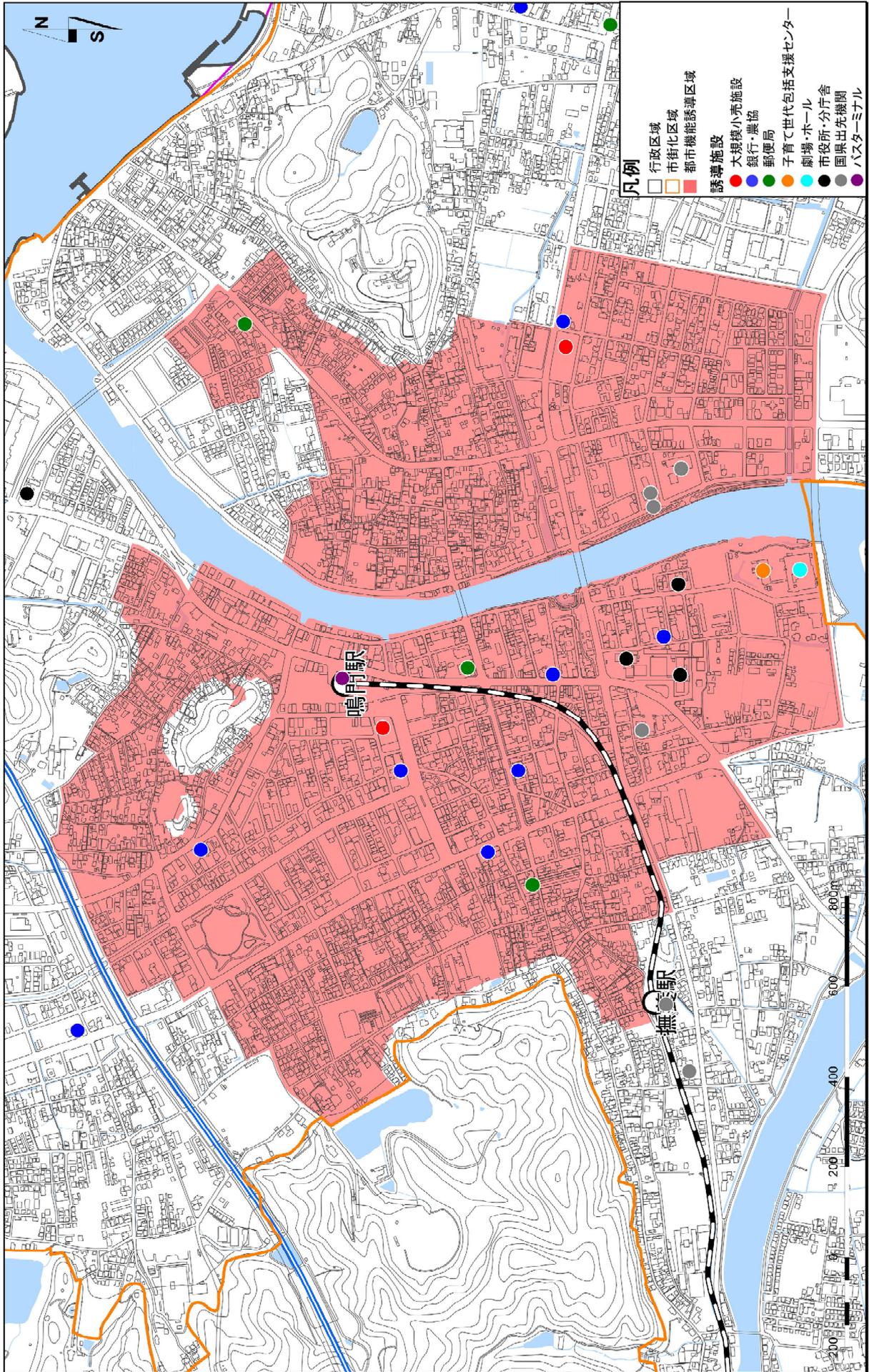
また、誘導施設は不足する機能を補うために新たな立地を誘導する施設だけでなく、既存施設について都市機能誘導区域内に維持すべき施設も含めて設定を行います。

誘導施設は、施設の立地特性・立地状況、市民意向調査結果、本市の市内配置における考え方を踏まえ、以下の通り設定します。

なお、都市機能誘導区域外に以下の誘導施設を整備（建築行為・開発行為）しようとする場合は届出が必要となります。

■ 誘導施設

都市機能	具体施設	説明
商業施設	大規模小売施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗で、生鮮食品を扱う施設
金融施設	銀行・農協	銀行法第4条、農業協同組合法第92条の2のそれぞれに定める施設
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に定める施設
子育て支援施設	子育て世代包括支援センター	母子健康法第22条に定める施設
	子ども家庭センター	児童福祉法第10条の2に定める施設
情報交流施設	市民ホール、劇場・ホール	市民福祉の増進及び芸術文化の向上を図るため、市が設置する施設
行政施設	市役所・分庁舎、国県出先機関	地方自治法第4条第1項に定める施設、国や県の行政機関において地域に置かれる補助機関
交通施設	バスターミナル（鳴門駅前）	バス交通の拠点としての機能を有する施設



■ 誘導施設図

4—6. 誘導区域外の考え方

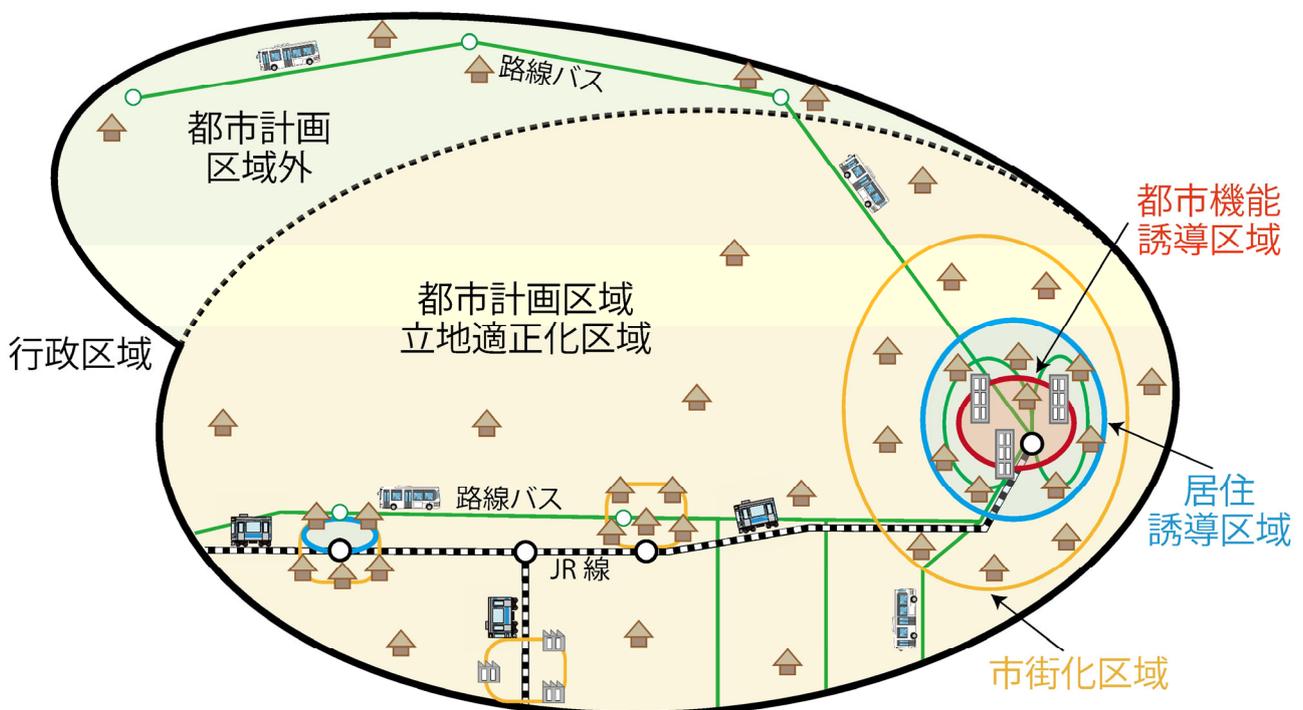
立地適正化計画においては、都市計画区域内、居住誘導区域は市街化区域内が対象エリアとなります。

居住誘導区域は、居住誘導区域外から居住誘導区域内に住み替えを強制するものではなく、長期的な視点で緩やかに居住を誘導するものであるため、現在、居住誘導区域外に居住している市民の生活環境にも配慮する必要があります。

また、居住誘導区域外においても、旧合併町の拠点となっていた集落等が点在し、市民の生活や農業等が営まれ、地域の文化・歴史が育まれています。

本市においては、土地区画整理事業で推進してきた都市基盤ストックの強みを活かしながら、中心市街地の再構築、生活拠点の拠点性の強化とともにこれらをつなぐ既存の公共交通手段を最大限活用した交通ネットワークを目指していることから、居住誘導区域内においては、各拠点の都市機能を維持・確保するとともに、居住誘導区域外においては、農業や漁業を始めとした産業振興や観光等と連携しながら、誘導区域内外との関係性を深めることで、市全体として持続可能なまちづくりを進めていきます。

このため、市街化調整区域や都市計画区域外を含む居住誘導区域外においても、鳴門市都市計画マスタープランや鳴門市地域公共交通計画等と連携しながら豊かな自然環境やゆとりある敷地条件等を活かし、既存の居住環境を保全するとともに、良好な居住環境の形成や健全なコミュニティの維持に向けた取組みを今後も進めていきます。



第 5 章

防 災 指 針

計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むために、本市の災害リスクを分析したうえで、居住誘導区域内に残存する災害リスクに対して、フェーズフリーの考え方を踏まえ、防災指針を定めます。

■フェーズフリーとは

フェーズフリーとは、「日常時」や「非常時（災害等）」などの「フェーズ（局面）」に関わらず、「日常時」に役立つものがそのまま「非常時」に活用できるという考え方です。

■本計画における「フェーズフリー」の考え方の適用

本計画では、「フェーズフリー」の考え方を都市全体にあてはめ、人口減少・少子高齢化が進行する中、都市機能や居住を集約・誘導しながら各地域を交通で結び、持続可能で住みやすく活気があると同時に災害にも強い都市形成を目指します。

防災指針では、公共施設・民間施設・道路・公園などの整備・維持管理等に導入することで、施設の利便性を高めるとともに、災害時には避難場所としての活用や円滑な救助活動などにつなげます。

道路・公園・建物における日常時・非常時の役割・活用イメージ

日常時	 道路 公園 建物(公共) 建物(民間)	非常時
観光、買い物、通勤・通学、産業活動		救急運搬、救助活動
遊び・憩いの場		避難場所、物資保管場所
地域コミュニティ、行事		避難場所、避難所、災害対応拠点
飲食、買い物、娯楽、勤務		避難場所

5—1. 災害リスク分析と課題の抽出

本市が有する災害には、洪水、津波、土砂災害、高潮があります。これらの災害リスクを居住誘導区域に重ね合わせ、課題を抽出します。

(1) 災害ハザード情報の収集、整理

災害リスク分析に用いる情報は、下表のとおりとなっています。

■ 災害リスク分析に用いる指標

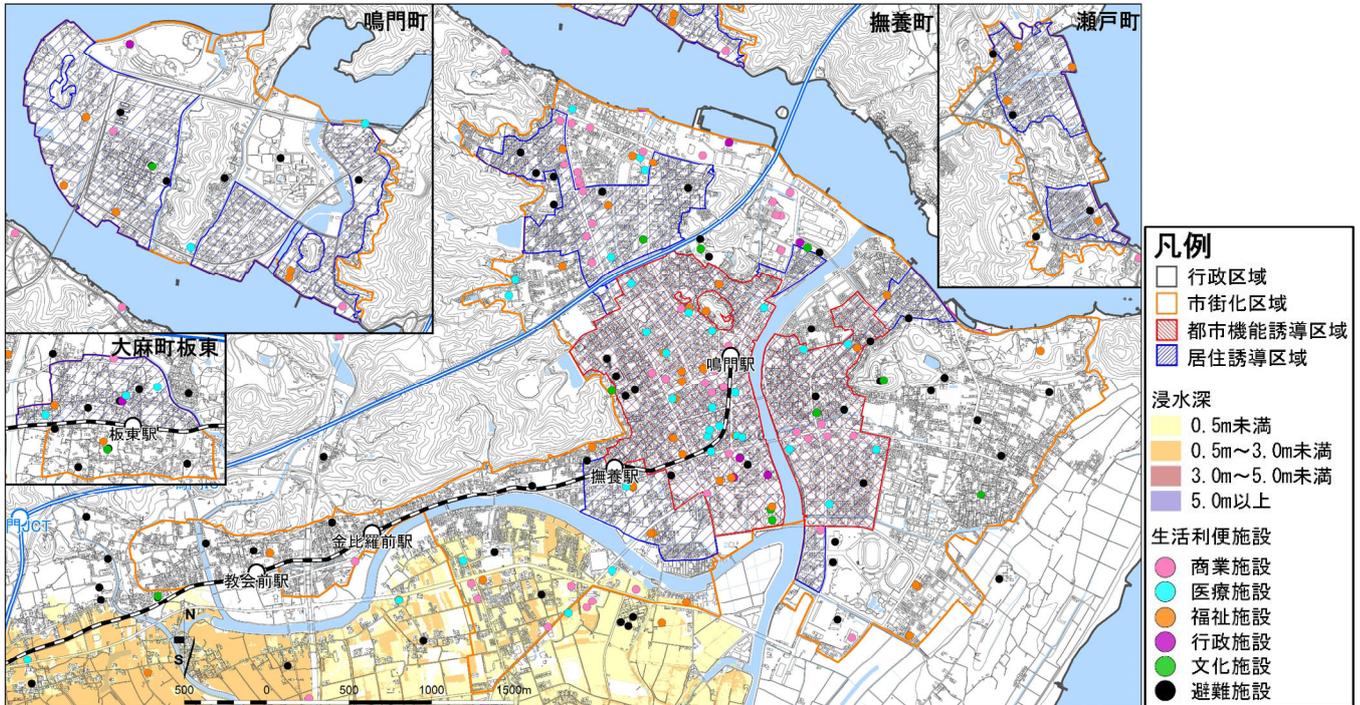
項目	災害リスクに用いる情報	備考
洪水	洪水浸水想定区域 (計画規模)	洪水防御の計画の基本となる 1/100 の降雨で想定
	洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	洪水防御の計画の基本となる 1/1,000 の降雨で想定
	洪水浸水想定区域 (浸水継続時間)	想定最大規模の降雨で想定
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河 岸浸食)	
津波	津波浸水想定区域 (L2 津波)	南海トラフ巨大地震で想定
高潮	高潮浸水想定区域	最大規模の高潮で想定
土砂	土砂災害警戒区域	—
	土砂災害特別警戒区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	災害危険区域と同義 (徳島県)
	地すべり防止区域	—
その他	大規模盛土造成地	谷埋め盛土
	災害履歴	台風、大雨
	特定活断層調査区域 活断層の調査を推奨する区域	—

(2)災害リスクの高い地域の抽出

1)洪水のリスク

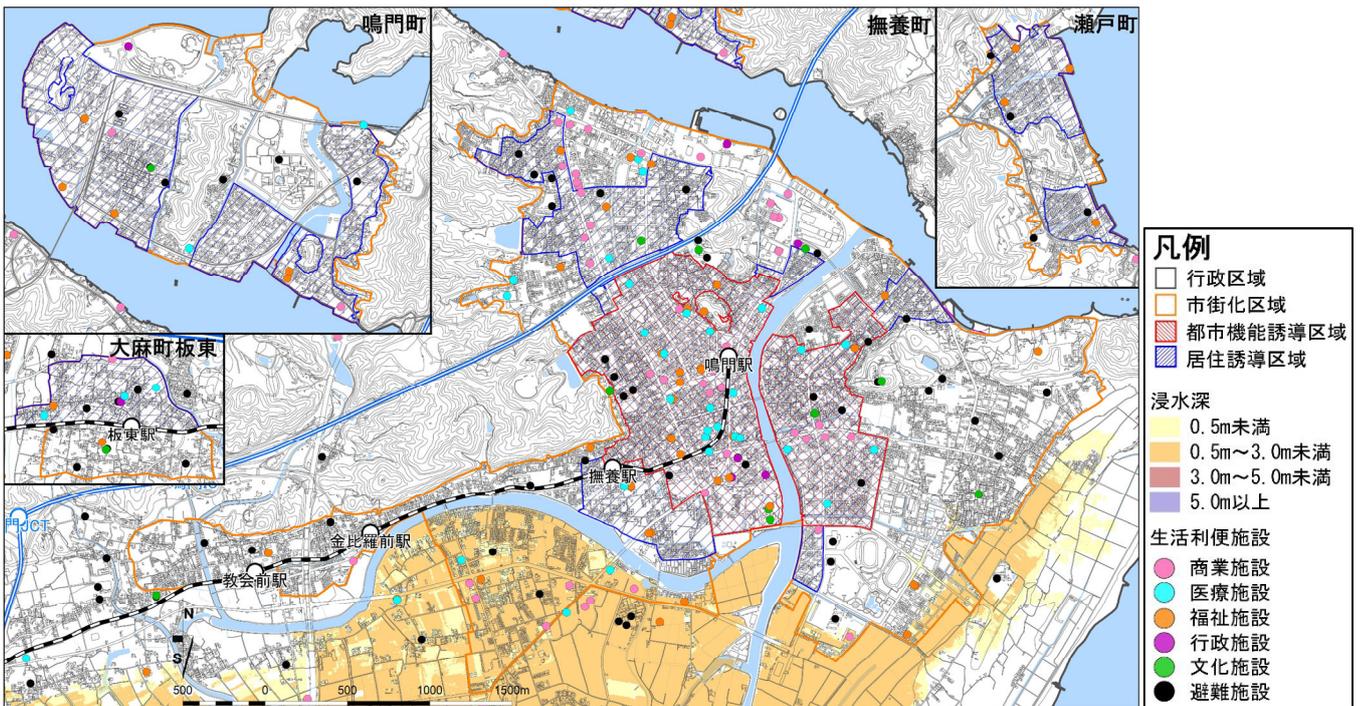
①洪水浸水想定区域（計画規模）

洪水浸水想定区域（計画規模）は、洪水防御に関する計画の基本となる規模の降雨があった場合に浸水が想定される区域であります、本市の居住誘導区域内には指定されていません。



■洪水浸水想定区域（計画規模 吉野川想定）

資料：国土数値情報（令和2年）

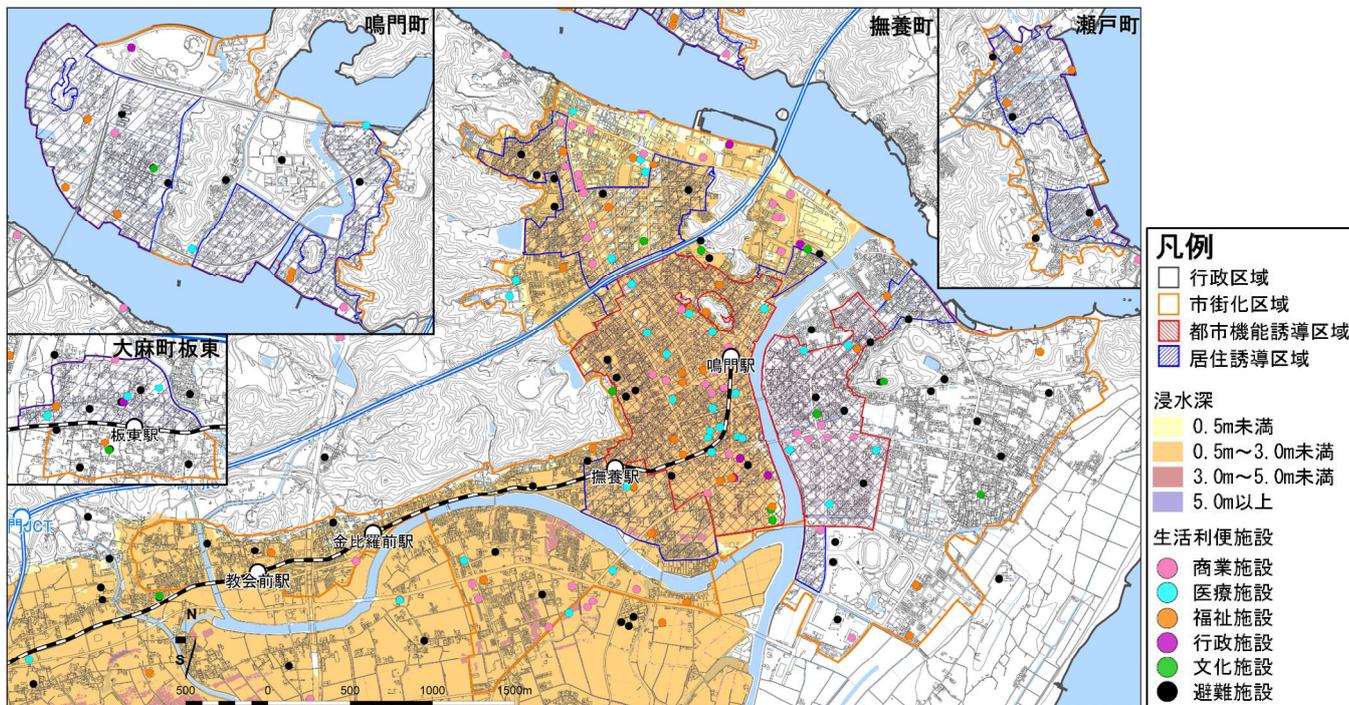


■洪水浸水想定区域（計画規模 旧吉野川想定）

資料：国土数値情報（令和2年）

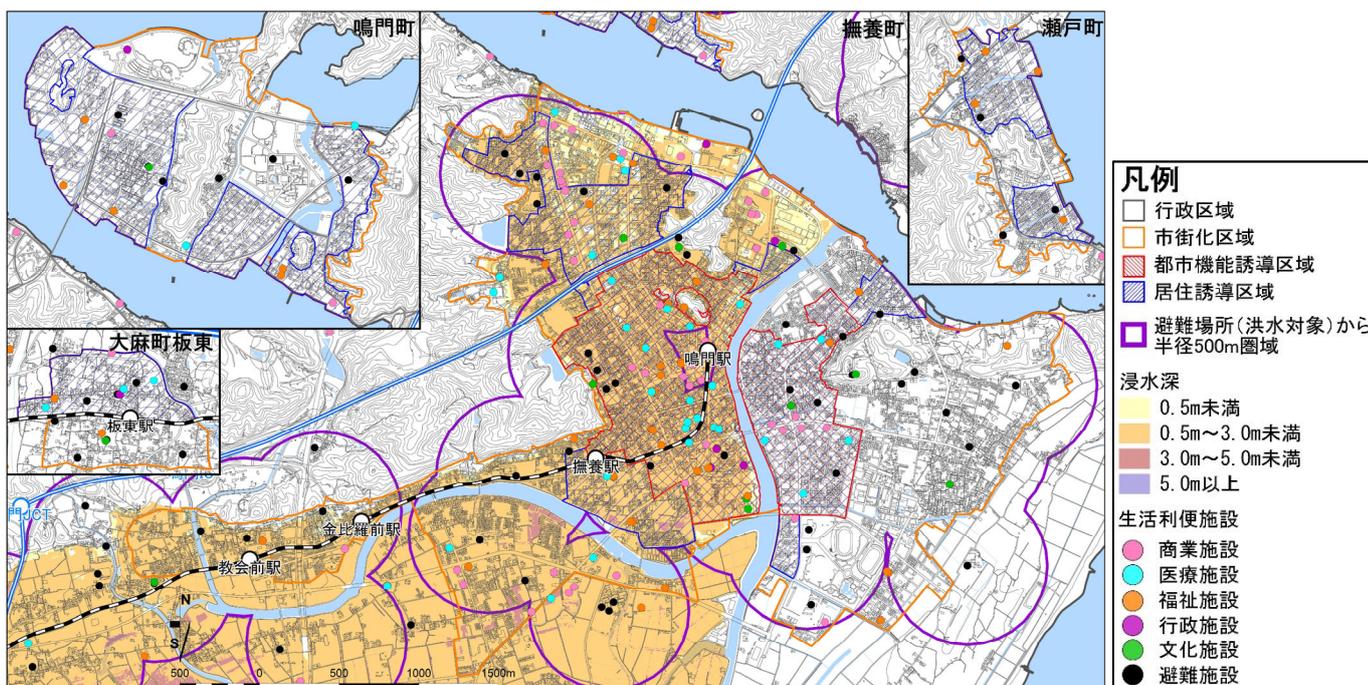
②洪水浸水想定区域（想定最大規模）

洪水浸水想定区域（想定最大規模）は、想定し得る最大規模の降雨があった場合に、浸水が想定される区域であり、本市の誘導区域設定においては、原則として、洪水浸水想定区域の浸水深3.0m以上の区域を誘導区域から除外していますが、避難場所から500mの範囲は避難可能として誘導区域の候補としているため、本市の居住誘導区域内には、撫養町の避難可能地域と重なる範囲に浸水深5.0m未満の区域（吉野川想定）が残存しています。



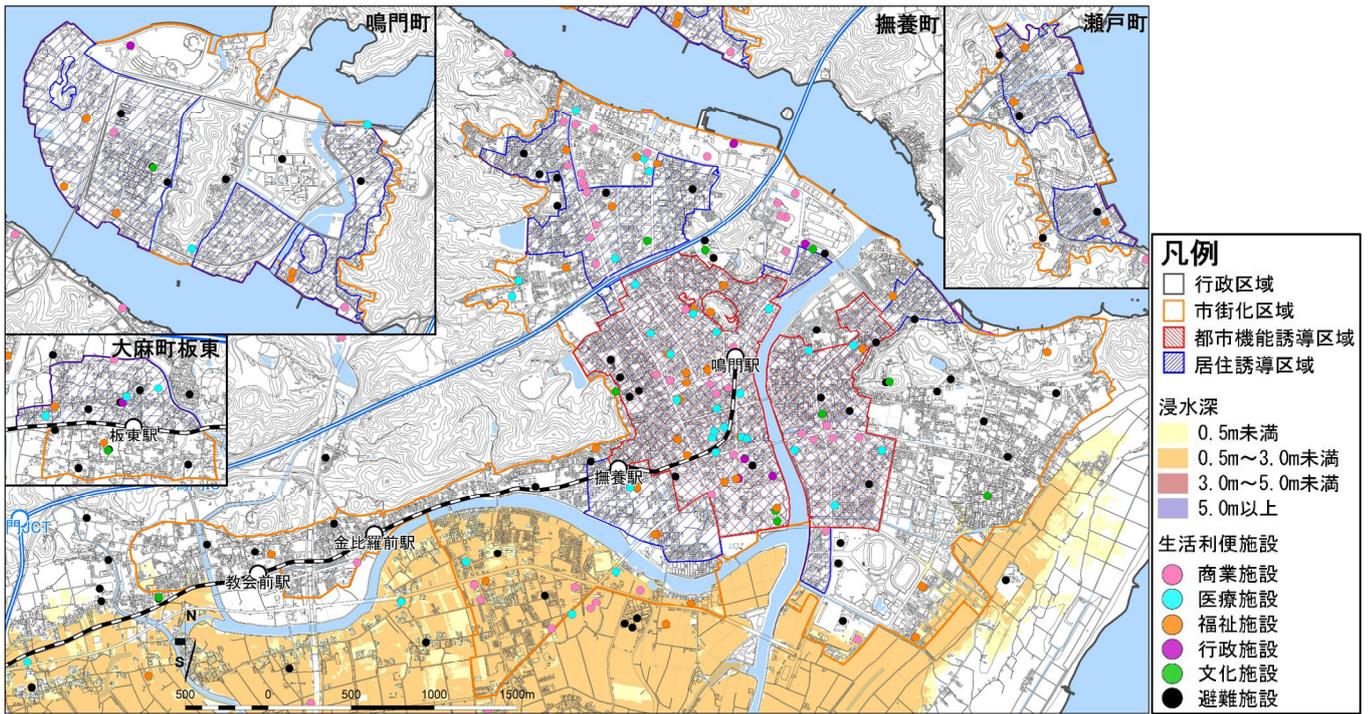
■洪水浸水想定区域（想定最大規模 吉野川想定）

資料：国土数値情報（令和2年）



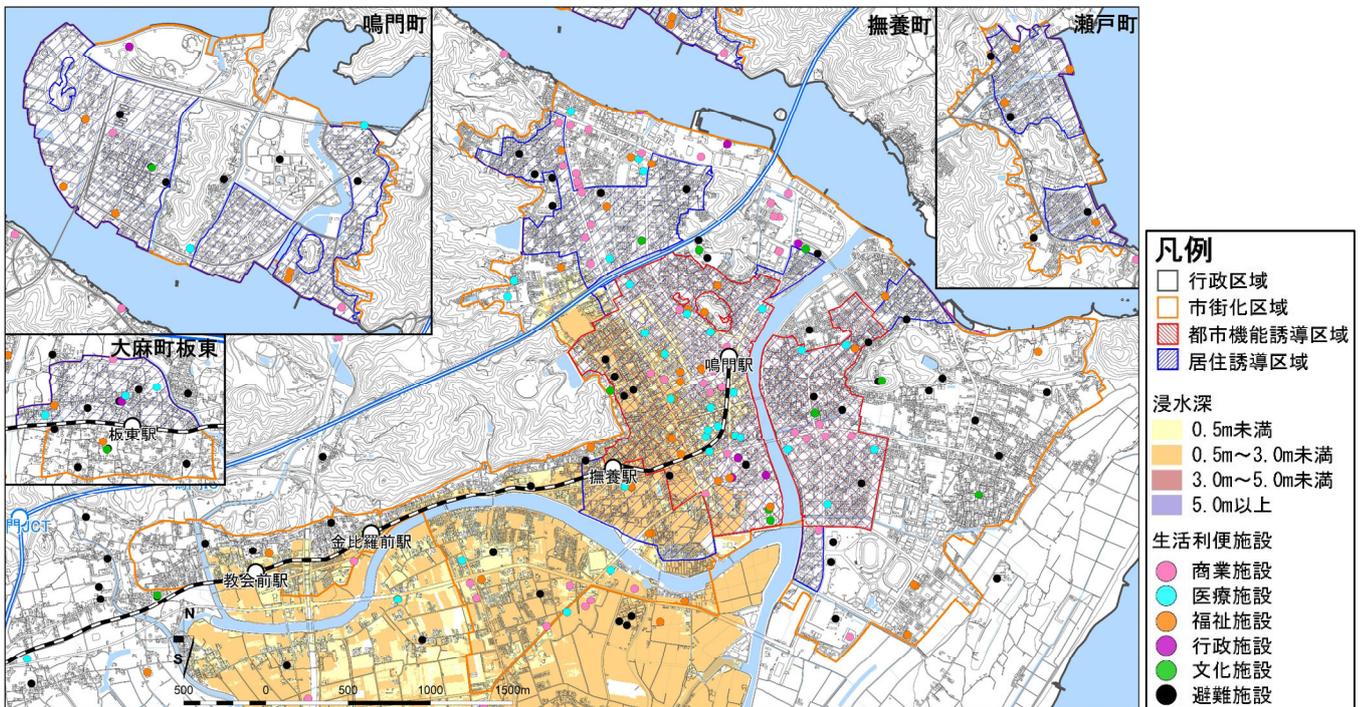
■洪水浸水想定区域（想定最大規模 吉野川想定）と避難場所（洪水対象）から500m圏域

資料：国土数値情報（令和2年）、鳴門市



■洪水浸水想定区域（想定最大規模 旧吉野川想定）

資料：国土数値情報（令和2年）

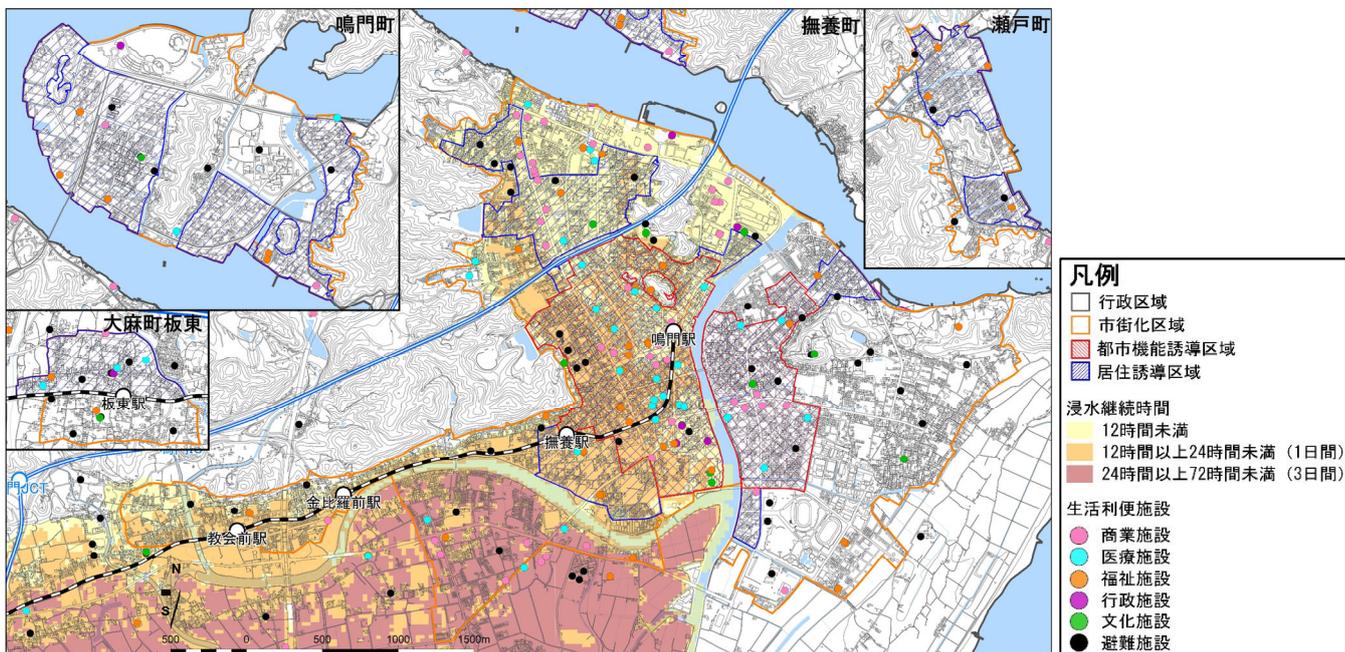


■洪水浸水想定区域（想定最大規模 新池川想定）

資料：国土数値情報（令和2年）

③洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

洪水浸水想定区域（浸水継続時間）は、想定最大規模の降雨により吉野川が氾濫した場合に、浸水深さ 50cm 以上の状態が継続する時間を示すものであり、本市の居住誘導区域内では、撫養町に最大 1 日間の浸水継続（吉野川想定）が想定されています。

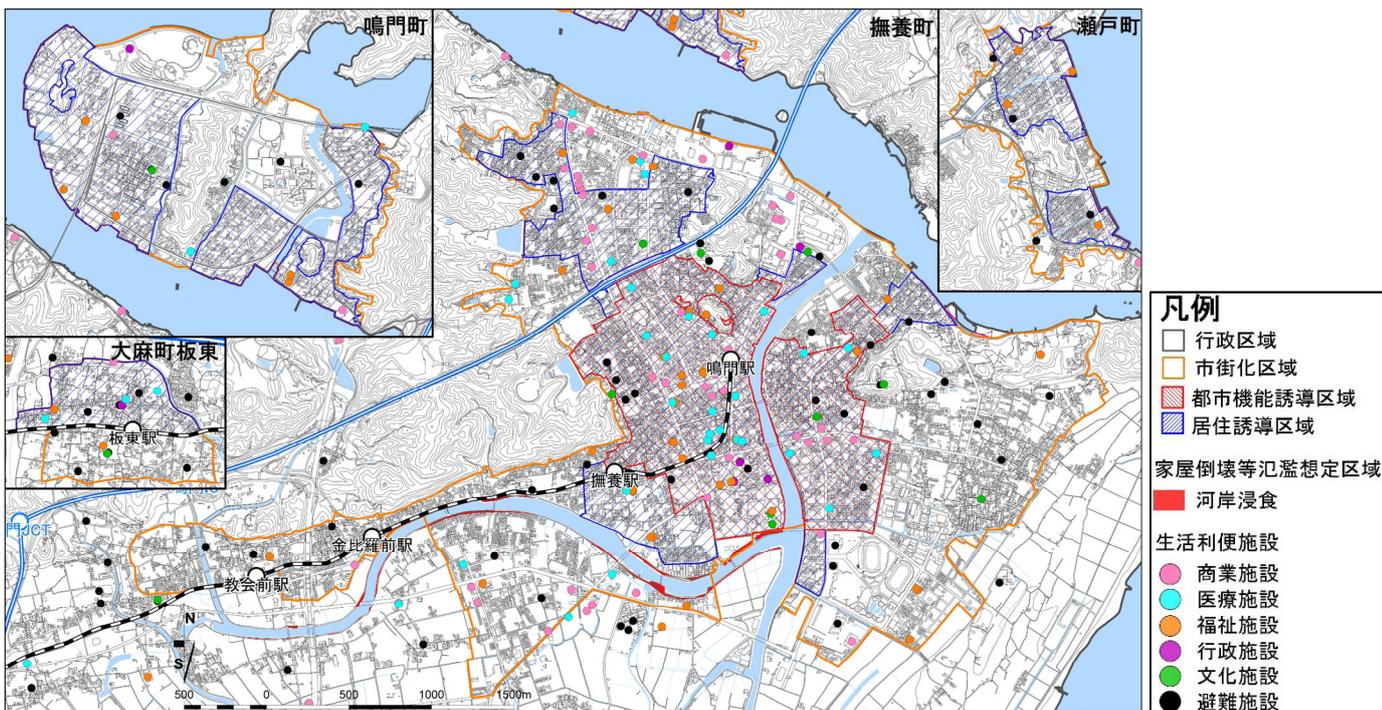


■洪水浸水想定区域（浸水継続時間 吉野川想定）

資料：国土数値情報（令和 2 年）

④家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、木造以外の家屋も倒壊するような河岸浸食の発生が想定され、早期のうちに立ち退き避難が必要な区域ではありますが、本市の居住誘導区域内から除外しています。



■家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食 新池川想定）

資料：国土数値情報（令和 2 年）

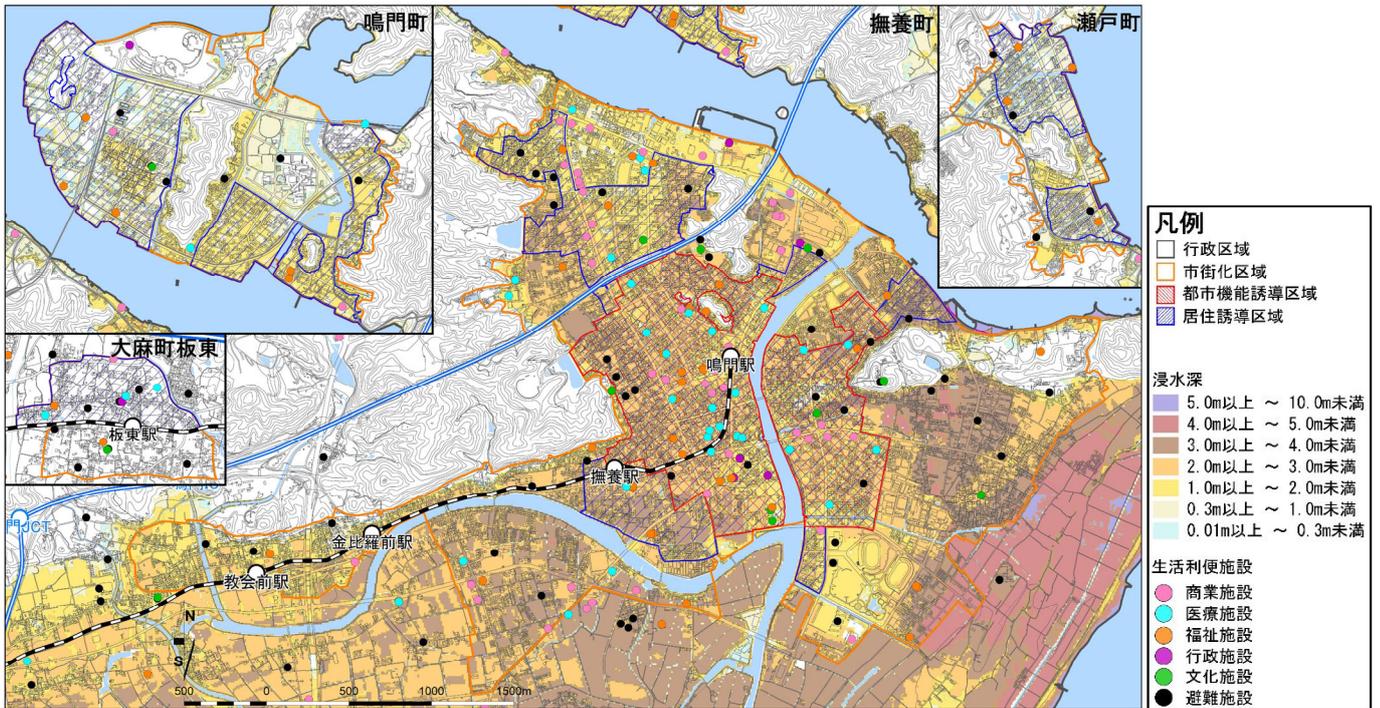
2)津波のリスク

①津波浸水想定区域（L2 津波）

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会は、L1津波（海岸堤防などの構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する比較的発生頻度の高い津波）と、L2津波（住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する最大クラスの津波）の2種類の津波の考え方を示しました。

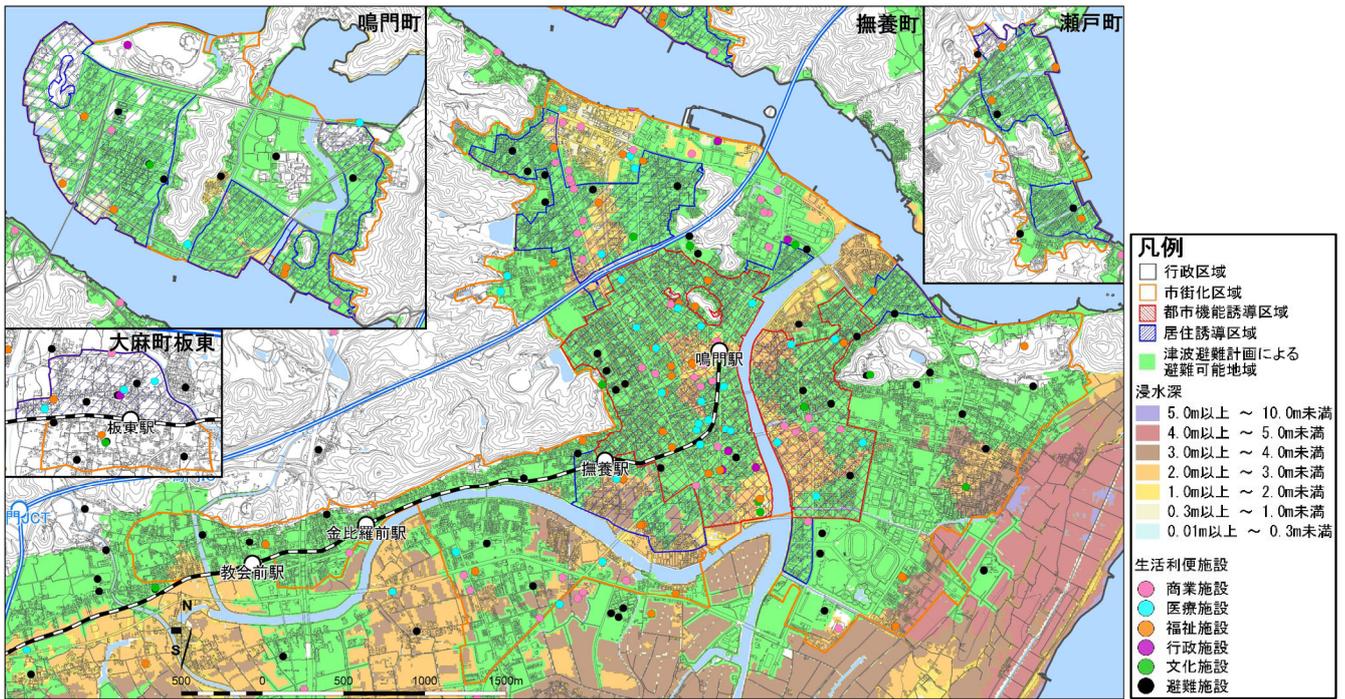
徳島県では、「南海トラフの巨大地震」の震源モデルをもとに、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象とした津波浸水想定を作成しました。

本市の誘導区域設定においては、原則として、津波浸水想定の上水深 2.0m 以上の区域を誘導区域から除外していますが、津波避難計画による避難可能地域と平成 26 年以降に指定された避難場所から 500m の範囲は避難可能とし誘導区域の候補としているため、本市の居住誘導区域内には、撫養町・鳴門町・瀬戸町の避難可能地域と重なる範囲に浸水深 4.0m 未満の区域が残存しています。



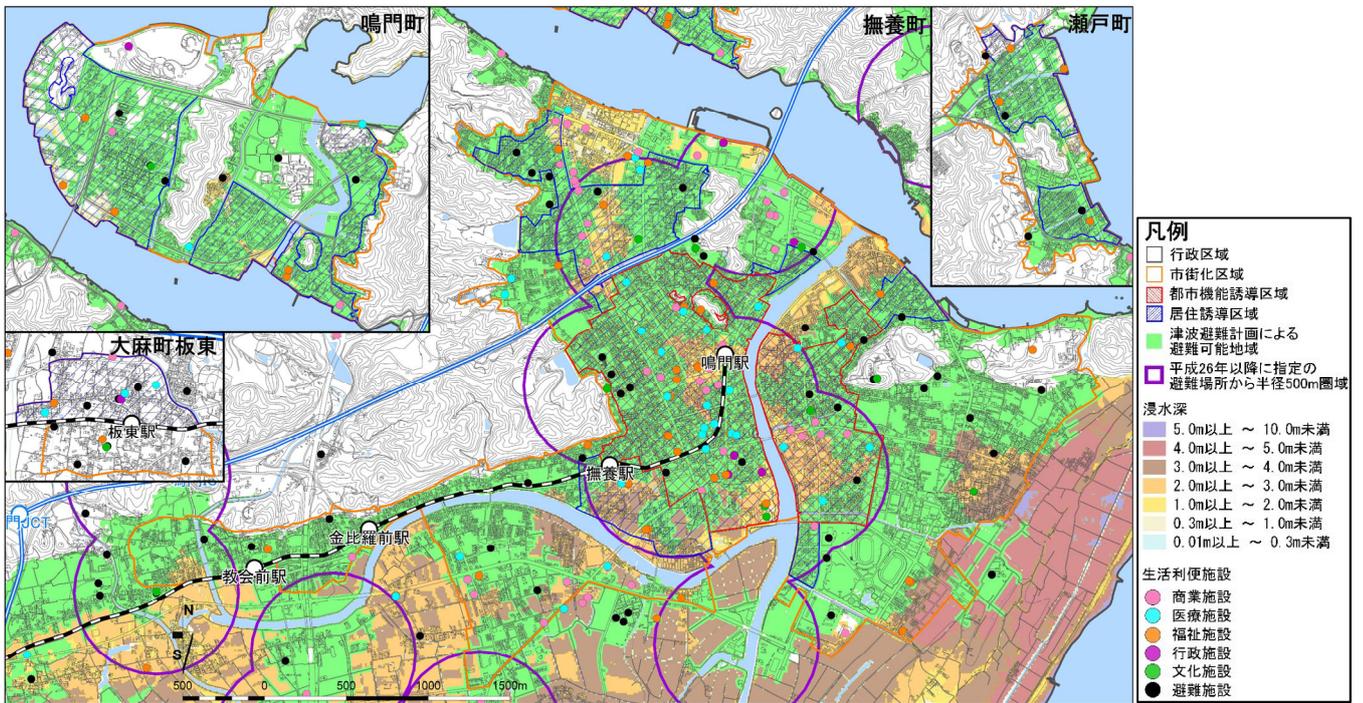
■津波浸水想定区域（L2 津波）

資料：国土数値情報（平成 28 年）



■津波浸水想定区域（L2津波）と避難可能地域

資料：国土数値情報（平成28年）、鳴門市津波避難計画



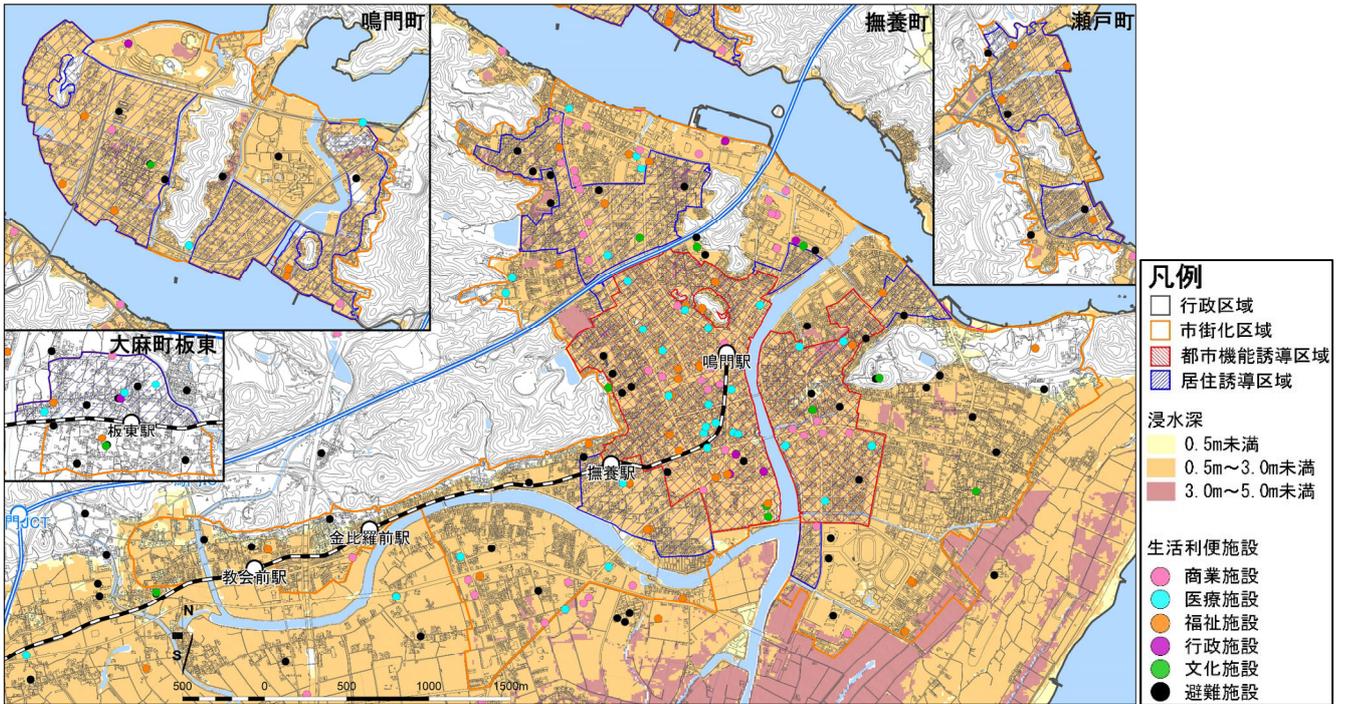
■津波浸水想定区域（L2津波）と避難可能地域・避難場所（H26以降指定）から500m圏域

資料：国土数値情報（平成28年）、鳴門市津波避難計画、鳴門市

3)高潮のリスク

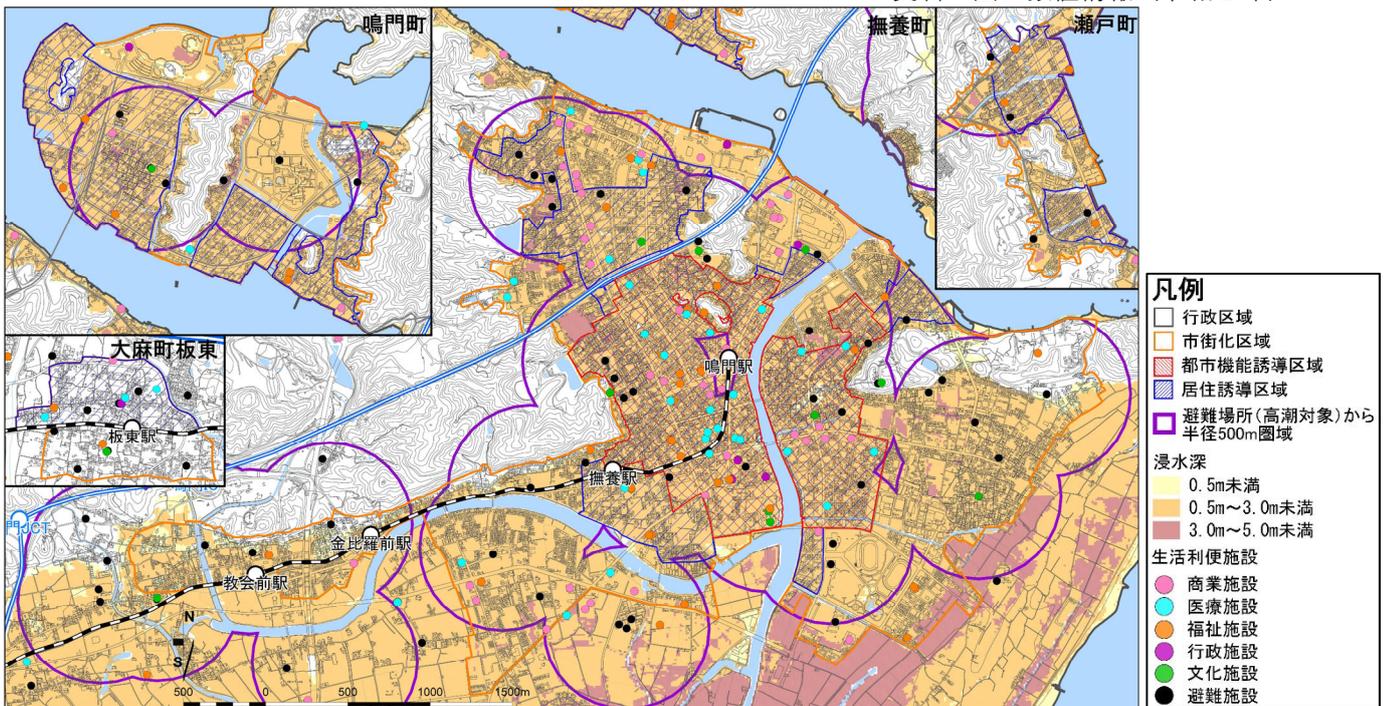
①高潮浸水想定区域

高潮浸水想定区域は、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合に浸水が想定される区域であり、本市の誘導区域設定においては、原則として、高潮浸水想定区域の浸水深 3.0m 以上の区域を誘導区域から除外していますが、避難場所から 500m の範囲は避難可能として誘導区域の候補としているため、本市の居住誘導区域内には、撫養町・鳴門町・瀬戸町に浸水深 5.0m 未満の区域（吉野川想定）が残存しています。



■高潮浸水想定区域

資料：国土数値情報（令和 2 年）



■高潮浸水想定区域と避難場所（高潮対象）から 500m 圏域

資料：国土数値情報（令和 2 年）

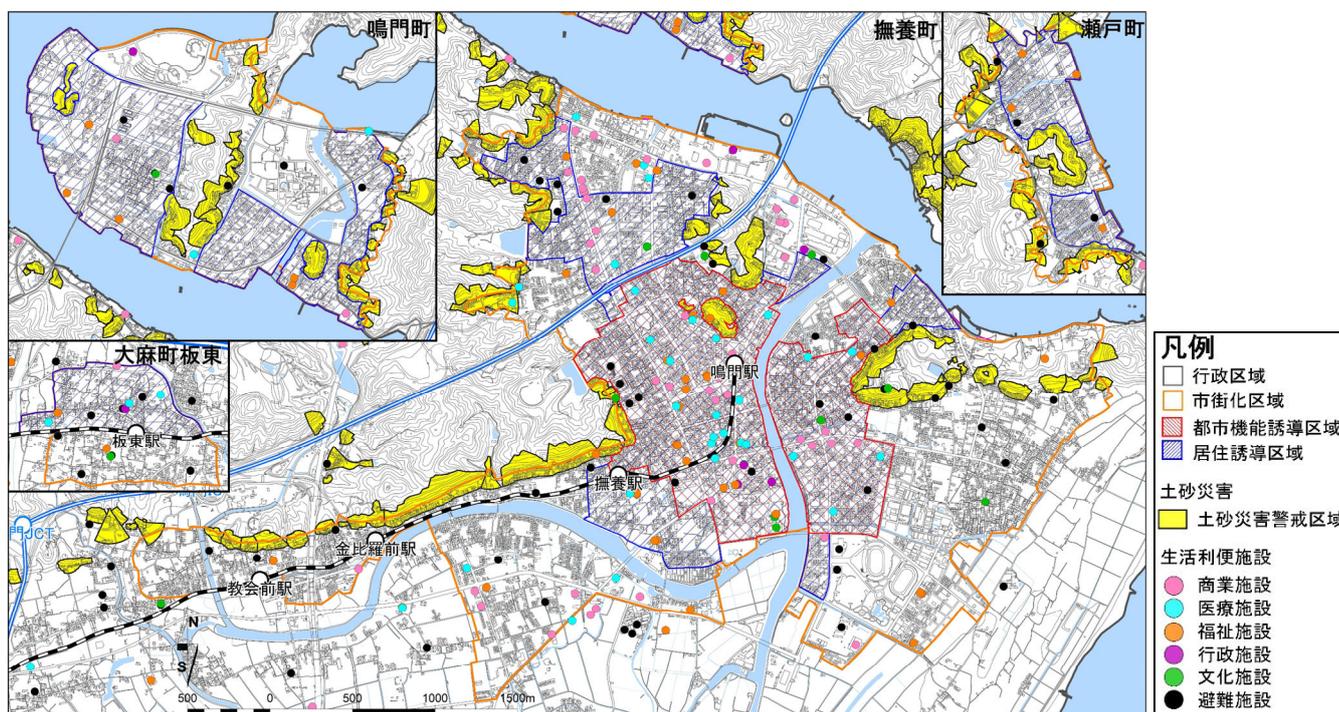
4)土砂のリスク

①土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域は、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域であるが、本市の居住誘導区域から除外しています。

本来、土砂災害警戒区域は、必ずしも誘導区域から除外すべき区域ではありませんが、一度指定されると解除されることはなく、危険性が高まれば、誘導区域から必ず除外しなければならない土砂災害特別警戒区域に指定されるおそれのある区域であります。

そこで、本計画が掲げるまちづくりの方針「鳴門らしさを活かし安全安心で暮らしやすい都市づくり」の実現に向けて取り組むための一つの手段として、災害の危険性のある区域（土砂災害警戒区域）を誘導区域から除外することとしました。

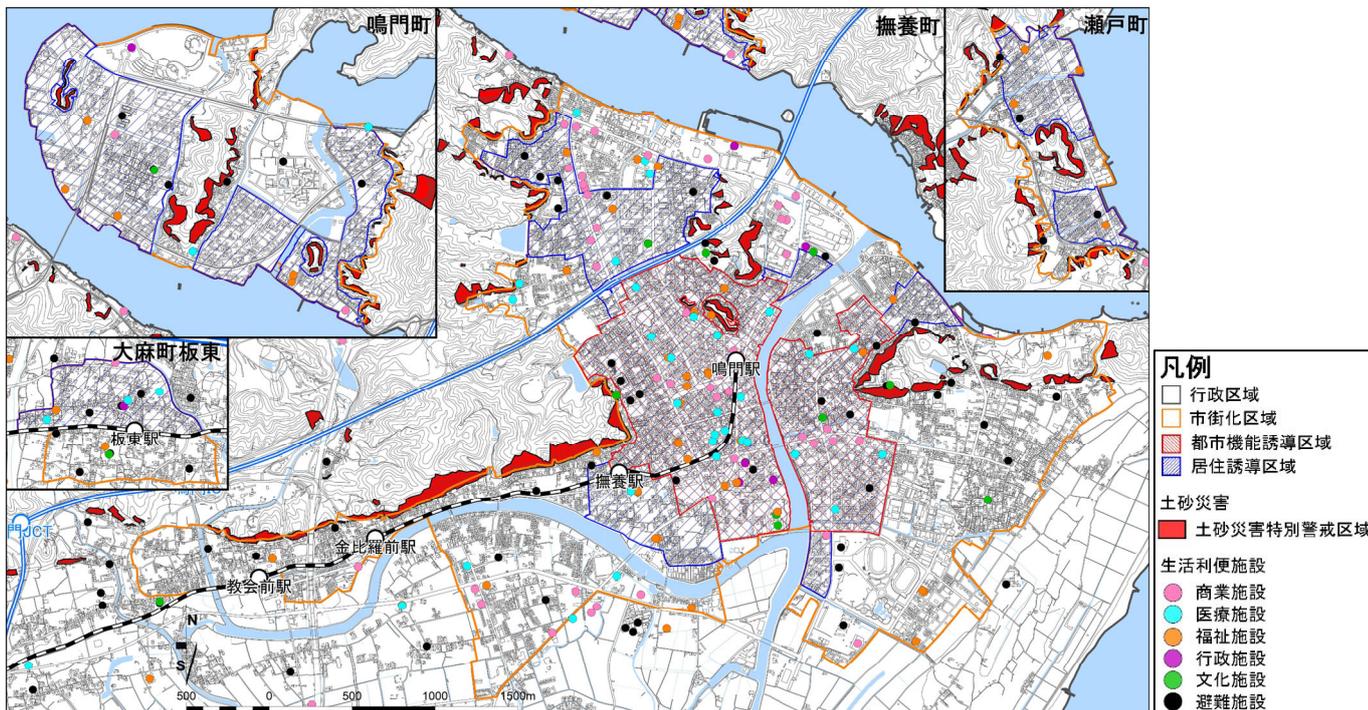


■土砂災害警戒区域

資料：国土数値情報（令和2年）

②土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域は、開発の制限や建築物の構造規制等を行う区域ですが、本市の居住誘導区域から除外しています。

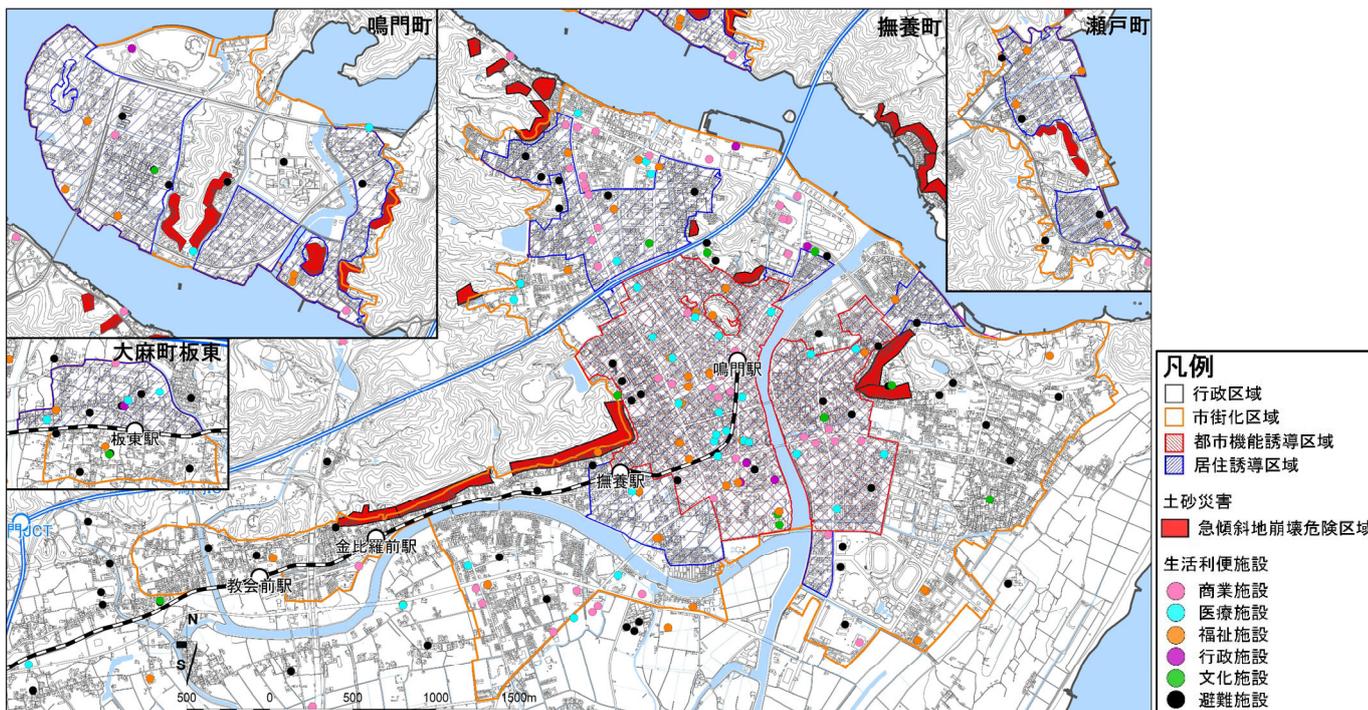


■土砂災害特別警戒区域

資料：国土数値情報（令和2年）

③急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域は、相当数の居住者等に被害を及ぼすような崩壊するおそれのある区域で、本市の居住誘導区域から除外しています。

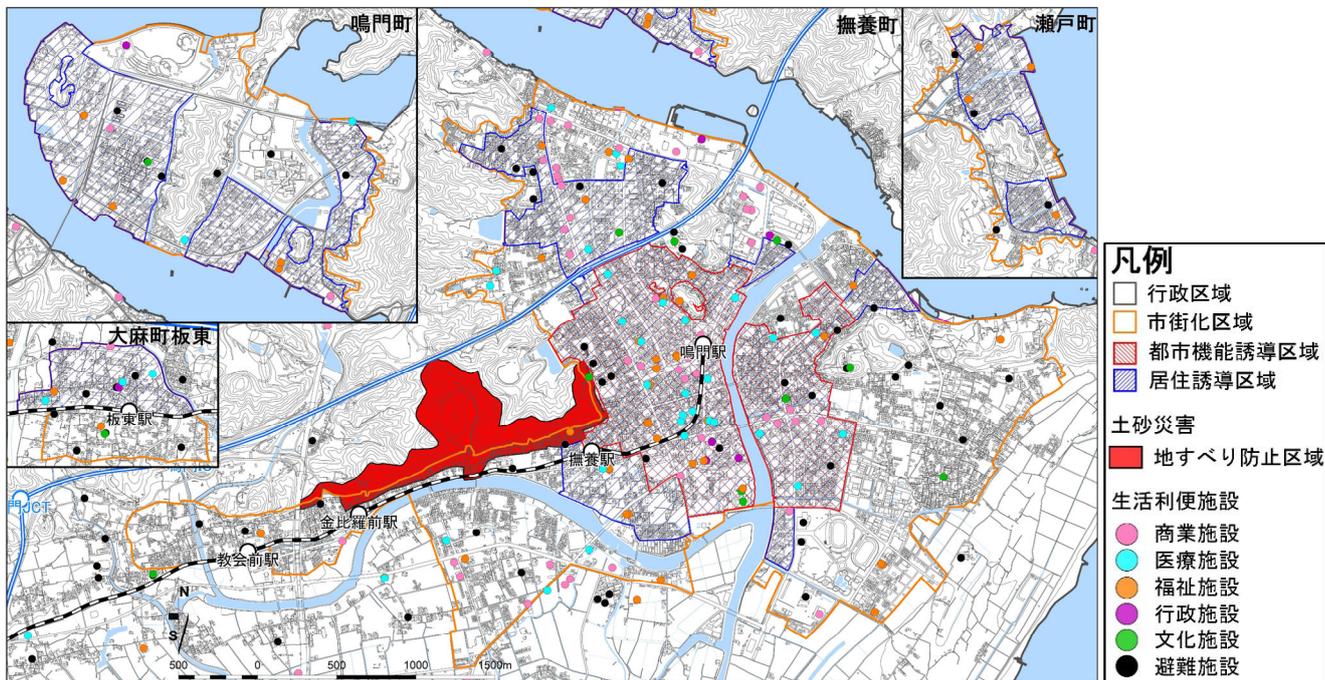


■急傾斜地崩壊危険区域

資料：国土数値情報（令和2年）

④地すべり防止区域

地すべり防止区域は、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある区域ですが、本市の居住誘導区域から除外しています。



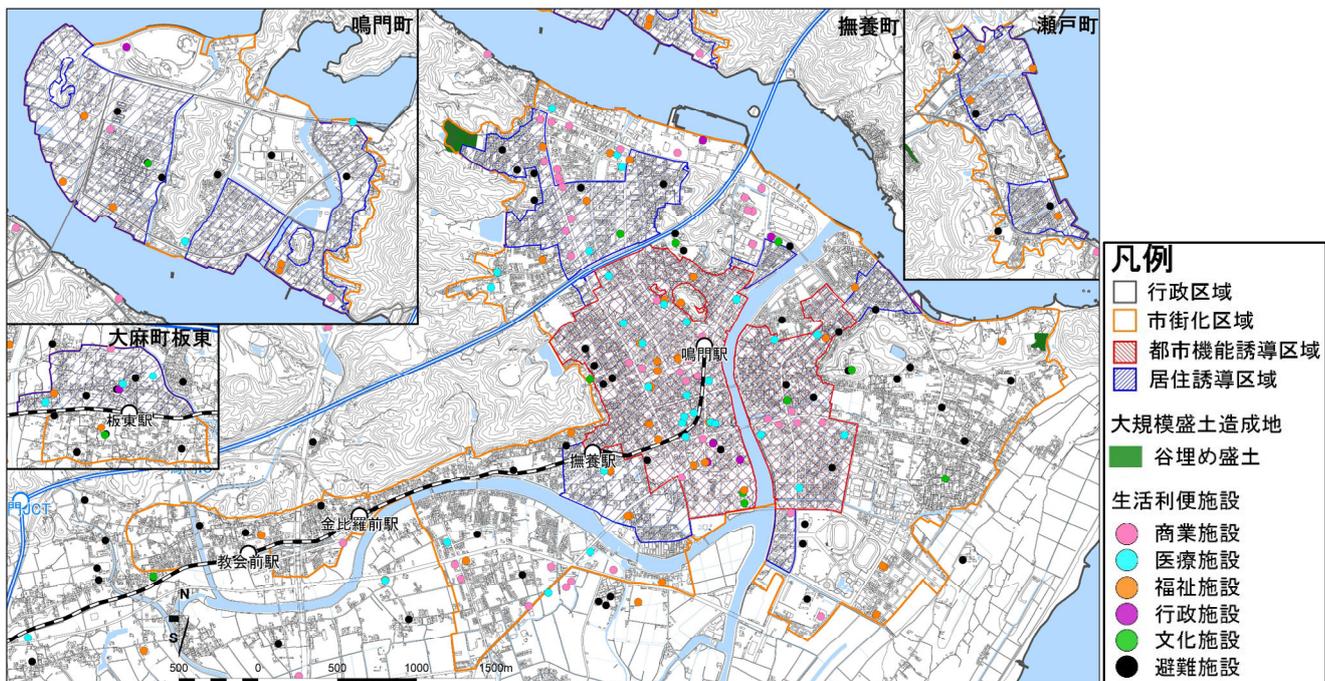
■地すべり防止区域

資料：国土数値情報（令和2年）

5)その他のリスク

①大規模盛土造成地（谷埋め盛土）

大規模盛土造成地（谷埋め盛土）は、地震のほか、降雨による地下水位の変動等が要因の一つとなって滑动崩落する恐れがある区域ですが、本市の居住誘導区域内にはありません。



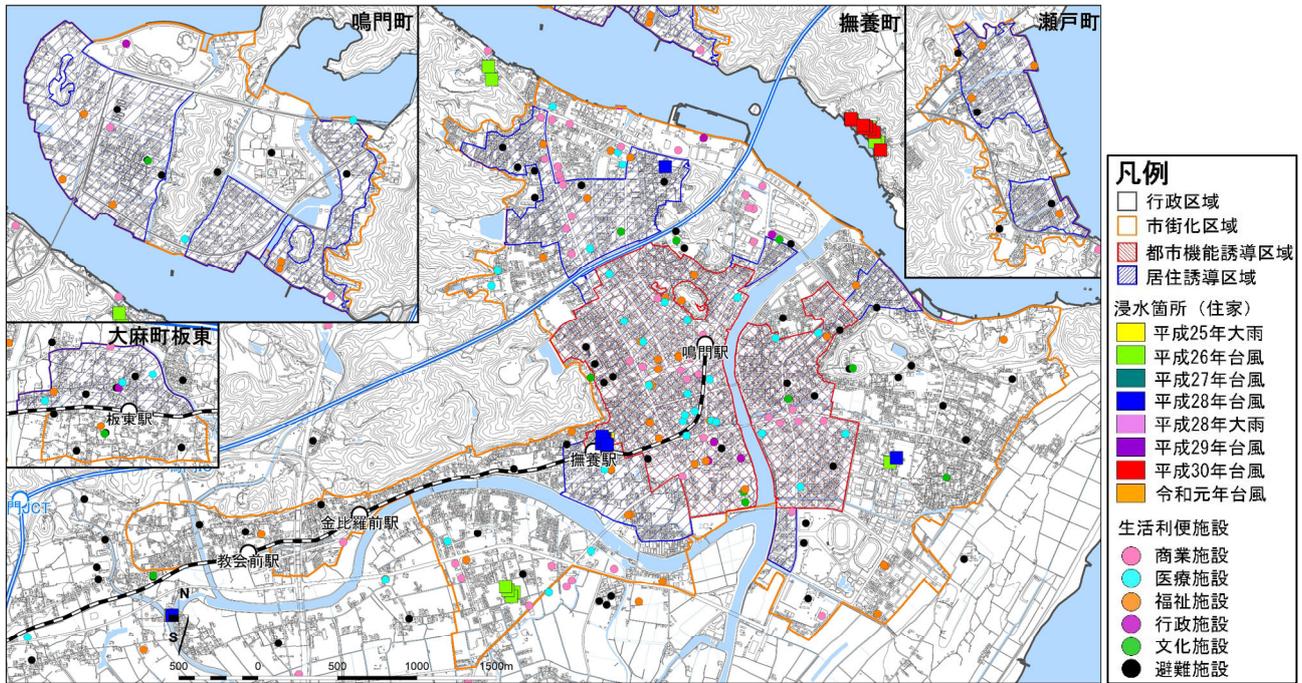
■大規模盛土造成地（谷埋め盛土）

資料：鳴門市（平成28年）

②災害履歴（台風、大雨）

近年発生した本市の居住誘導区域内の主な浸水実績として、平成25年9.15大雨と平成28年台風16号による浸水被害があります。

平成25年9.15大雨では、撫養駅北側で浸水被害が発生し、平成28年台風16号では、同じく撫養駅北側と撫養町大桑島で発生しています。



■災害履歴（台風、大雨）

資料：鳴門市

③特定活断層調査区域等

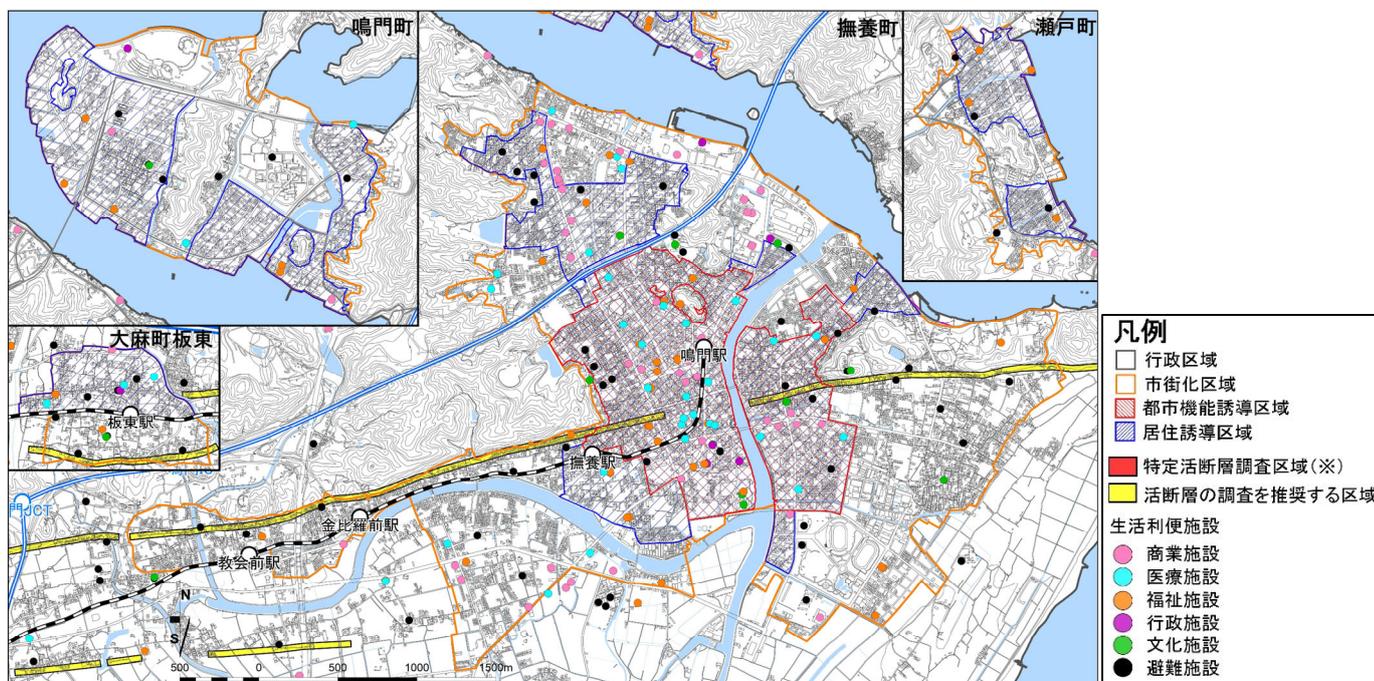
徳島県では讃岐山脈南縁部に「中央構造線」が縦断しており、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生確率は極めて低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が予想されます。

特に活断層の直上では対策をしても、地表面の「ずれ」による建物倒壊等の被害を免れることが困難と考えられることから、徳島県では、こうした「活断層のずれ」に伴う被害を未然に防ぐため、長期的に緩やかな「土地利用の適正化」を図ることとしています。

そこで、徳島県は平成 25 年に「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づく「特定活断層調査区域」を指定しました。

「特定活断層調査区域」内で「多数の人が利用する建築物」及び「危険物を貯蔵する施設」の「新築等」を行う場合に、活断層の調査を行い、「直上」をさけて建築することとなっておりますが、本市の居住誘導区域内にはありません。

また、条例とは別に特定施設の新築等に際し、ボーリング調査等の地盤調査を行う場合に、あわせて活断層の調査を行うことを推奨する区域を設定しており、本市の居住誘導区域内には、撫養町に指定されています。



※本市の居住誘導区域内には「特定活断層調査区域」は存在しない

■特定活断層調査区域等

資料：徳島県オープンデータポータルサイト（平成 29 年）

(3) 地域ごとの課題の整理

これまでの分析結果より、本市の居住誘導区域内に、洪水、津波、高潮のリスクが残存しており、特に本市の主要な都市機能が集積している撫養町には残存するリスクの全てが存在します。そこで、防災・減災に向けた課題を下図のとおり災害が想定される地域ごとに整理します。

鳴門町

【災害リスク】

L2 津波による浸水のおそれ

・浸水深 4m未満(鳴門町の居住誘導区域内全域)

高潮による浸水のおそれ

・浸水深 5m未満(鳴門町の居住誘導区域内全域)

瀬戸町

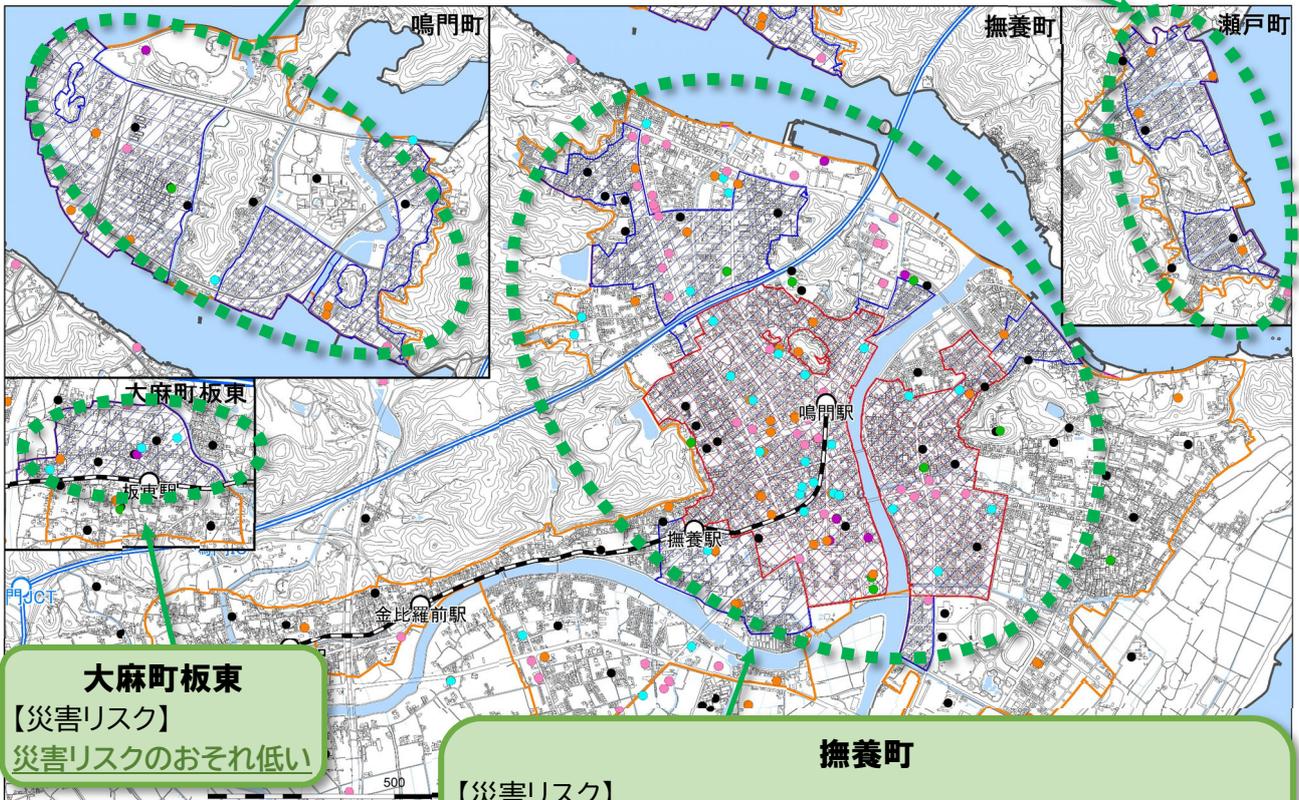
【災害リスク】

L2 津波による浸水のおそれ

・浸水深 4m未満(瀬戸町の居住誘導区域内全域)

高潮による浸水のおそれ

・浸水深 5m未満(瀬戸町の居住誘導区域内全域)



大麻町板東

【災害リスク】

災害リスクのおそれ低い

凡例

- 行政区域
- 市街化区域
- ▨ 都市機能誘導区域
- ▨ 居住誘導区域

生活利便施設

- 商業施設
- 医療施設
- 福祉施設
- 行政施設
- 文化施設
- 避難施設

撫養町

【災害リスク】

吉野川・新池川の洪水による浸水のおそれ

・想定最大規模では浸水深 5m未満、浸水継続時間は 24 時間未満(いずれも撫養川より西側の居住誘導区域内全域)

L2 津波による浸水のおそれ

・浸水深 4m未満(撫養町の居住誘導区域内全域)

高潮による浸水のおそれ

・浸水深 5m未満(撫養町の居住誘導区域内全域)

大雨・台風による浸水履歴

・平成 25 年大雨(撫養駅北側)、平成 28 年台風(撫養町北側、撫養町大桑島)

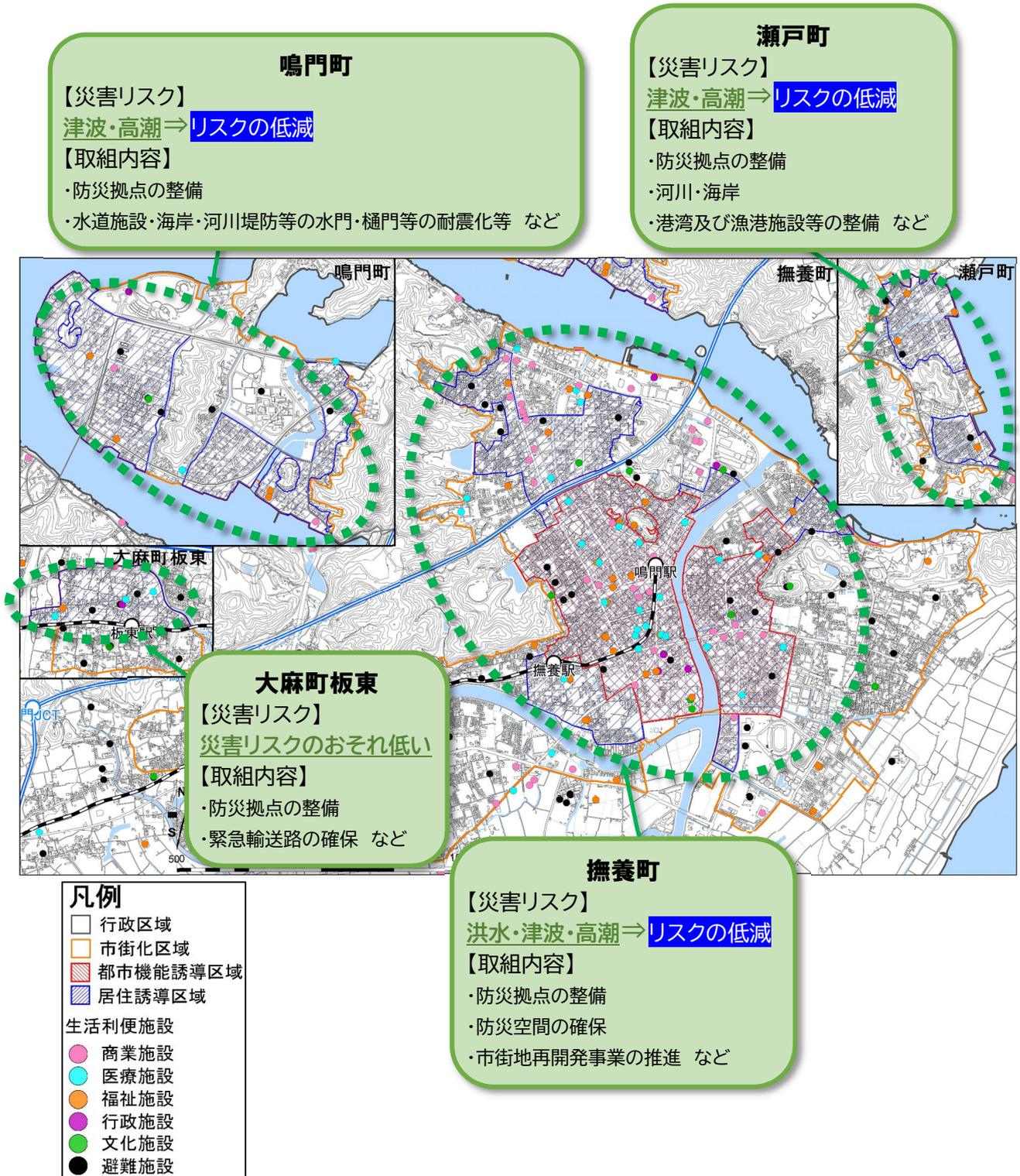
活断層

・活断層の調査を推奨する区域(撫養町南側東西部)

■ 地域ごとの防災・減災に向けた課題

5—2. 防災まちづくりの取組方針

都市計画マスタープランの都市防災の方針である「南海トラフ地震などの大規模災害に対応した災害に強いまちづくり」、「災害時の避難や被災後の復旧と復興を見据えた防災・減災対策の推進」の2つの方針に基づき、「フェーズフリー」の考え方を踏まえた防災・減災対策の取組によって、各地域が抱えるリスクの低減を図り、すべての人が安心して安全に暮らし続けることができるまちの実現を目指します。（なお、下図は取組を抜粋した概要を掲載）



■ 防災まちづくりの取組方針に基づく取組内容の概要

5—3. 取組内容とスケジュール

防災まちづくりの取組方針に基づく取組内容とスケジュールを以下のとおり設定します。

分類	取組内容	実施時期の目標 (実績：期間内に完了予定の取組、破線：継続的な取組)			対象とする災害		対象地域（居住誘導区域内）				
		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	洪水	津波	高潮	撫養町	鳴門町	瀬戸町	大麻町 坂東
防災関連施設の整備・強化	緊急輸送路の確保	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	要配慮者に対する施策 (社会福祉施設等対策、福祉避難所の設置)	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	防災拠点の整備 (避難所の耐震化、地域防災拠点の整備、防災資機材の整備)	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	防災拠点の整備 (庁舎・消防等施設・防災拠点施設の機能強化)	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	宅地開発の防災対策	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	水道施設・海岸・河川堤防等の水門・樋門等の耐震化等	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	防災空間の確保、市街地再開発事業の推進	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	空き家対策の推進	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	河川・海岸・港湾及び漁港施設等の整備 (高潮・浸水予防施設の整備、高潮・浸水時の被害予防対策)	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	情報通信基盤の整備及び利活用の促進	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	津波避難ビルの確保	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	庁舎の防災機能の強化	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	排水機場（下水）の浸水対策	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	公共下水道（雨水）の整備・維持修繕	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	排水施設の整備・維持修繕、雨水排水路、用排水路等の維持修繕、老朽化対策	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
防災・避難計画・備蓄の検討・強化	避難・宿泊場所として既存施設の災害時利用	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	避難路・避難場所の見直しと整備、周知徹底	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	水書危険区域の調査	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	食料や水等の備蓄の推進	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	各BCPの策定等と体制の向上	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	事前復興計画の策定促進	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	市が実施する各種防災訓練	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	市民に対する防災知識の普及・啓発 (出前市長室・出前講座の開催、広報なると・テレビ広報等による啓発、防災教育の実施)	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	自主防災活動の推進 (市民及び事業者、自主防災組織等の充実強化)	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	防災情報伝達手段の整備・充実・活用 (Jアラート、アラート、携帯電話緊急通報メール、市公式ウェブサイトを、テレビ鳴門、鳴門市メール配信サービス・鳴門市しらせ隊・すだちくんメールの登録促進)	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
防災教育訓練の実施	市が実施する各種防災訓練	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	市民に対する防災知識の普及・啓発 (出前市長室・出前講座の開催、広報なると・テレビ広報等による啓発、防災教育の実施)	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
ハザードに関する周知	自主防災活動の推進 (市民及び事業者、自主防災組織等の充実強化)	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●
	防災情報伝達手段の整備・充実・活用 (Jアラート、アラート、携帯電話緊急通報メール、市公式ウェブサイトを、テレビ鳴門、鳴門市メール配信サービス・鳴門市しらせ隊・すだちくんメールの登録促進)	→	→	→	●	●	●	●	●	●	●

(参考)各地域の取組内容

【取組内容】

●防災関連施設の整備・強化に関する取組

- 緊急輸送路の確保
- 要配慮者に対する施策(社会福祉施設等対策、福祉避難所の設置)
- 防災拠点の整備
- (避難所の耐震化、地域防災拠点の整備、防災資機材の整備)
- 防災拠点の整備(庁舎、消防等施設・防災拠点施設の機能強化)
- 宅地開発の防災対策
- 水道施設・海岸・河川堤防等の水門・樋門等の耐震化等
- 防災空間の確保、市街地再開発事業の推進
- 空き家対策の推進
- 河川・海岸・港湾及び漁港施設等の整備
- (高潮・浸水予防施設の整備、高潮・浸水時の被害予防 対策)
- 情報通信基盤の整備及び利活用の促進
- 津波避難ビルの確保
- 排水施設の整備・維持修繕、雨水排水路、用排水路等の維持修繕、老朽化対策
- (下水道(雨水)の浸水対策)
- 排水機場(下水)の浸水対策
- 公共下水道(雨水)の整備・維持修繕
- 避難・宿泊場所として既存施設の災害時利用

●防災・避難計画・備蓄の検討・強化に関する取組

- 避難路・避難場所の見直しと整備、周知徹底
- 水害危険区域の調査
- 食料や水等の備蓄の推進
- 各BCPの策定等と体制の向上
- 事前復興計画の策定促進

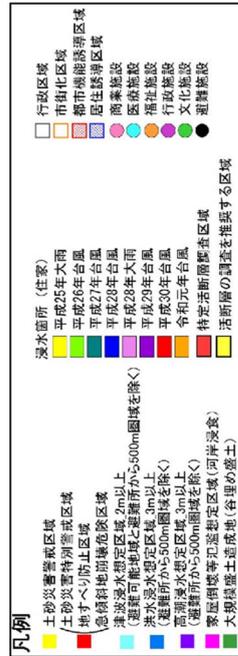
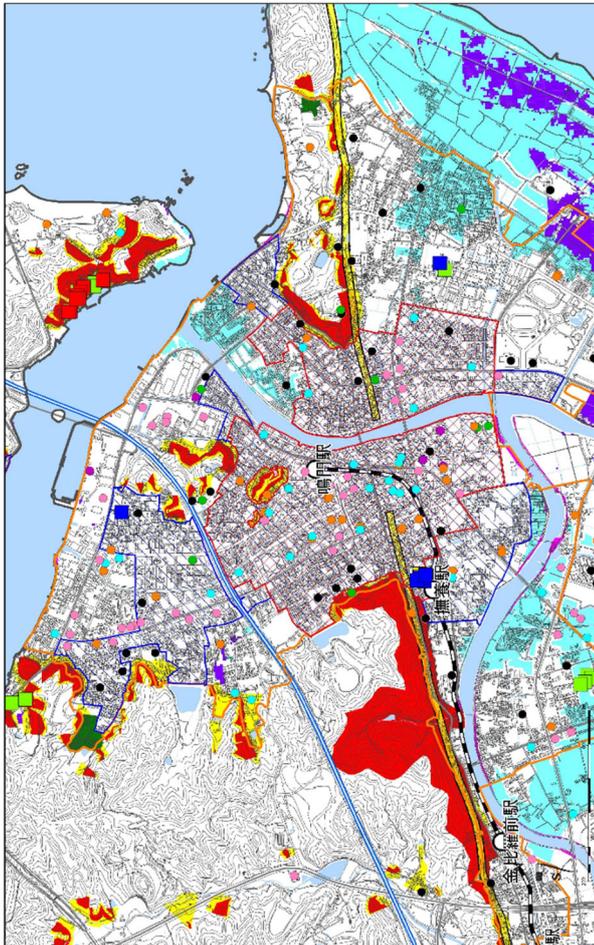
●防災教育・訓練の実施に関する取組

- 市が実施する各種防災訓練
- 市民に対する防災知識の普及・啓発
- (出前市長室・出前講座の開催、広報など・テレビ広報等による啓発、防災教育の実施)
- 自主防災活動の推進(市民及び事業者、自主防災組織等の充実強化)

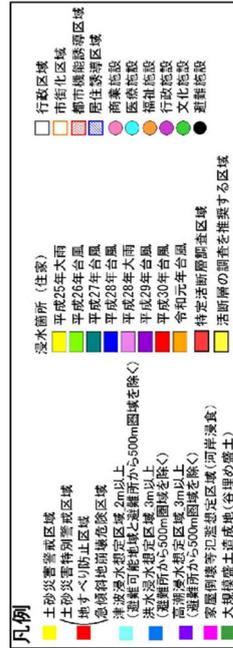
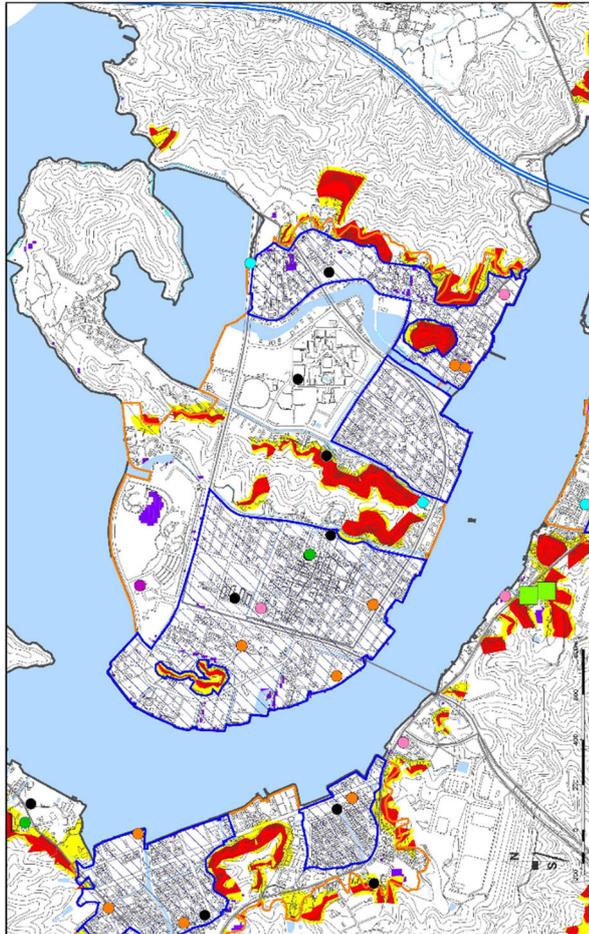
●ハザードに関する周知に関する取組

- 防災情報伝達手段の整備・充実・活用
- (アラート、アラート、携帯電話緊急速報メール、市公式ウェブサイト、テレビ鳴門、鳴門市メール配信サービス、鳴門市しらせ隊・すだちくんメールの登録促進)

1)撫養町



2) 鳴門町



【取組内容】

●防災関連施設の整備・強化に関する取組

- 緊急輸送路の確保
- 要配慮者に対する施策(社会福祉施設等対策、福祉避難所の設置)
- 防災拠点の整備
- 避難所の耐震化、地域防災拠点の整備、防災資機材の整備
- 防災拠点の整備(庁舎、消防等施設・防災拠点施設の機能強化)
- 宅地開発の防災対策
- 水道施設・海岸・河川堤防等の水門・樋門等の耐震化等
- 防災空間の確保、市街地再開発事業の推進
- 空き家対策の推進
- 河川・海岸・港湾及び漁港施設等の整備
- 高潮・浸水予防施設の整備、高潮・浸水時の被害予防対策)
- 情報通信基盤の整備及び利活用の促進
- 津波避難ビルの確保
- 公共下水道(雨水)の整備・維持修繕
- 排水施設の整備・維持修繕、雨水排水路、用排水路等の維持修繕、老朽化対策
- 庁舎の防災機能の強化
- 避難・宿泊場所として既存施設の災害時利用

●防災・避難計画・備蓄の検討・強化に関する取組

- 避難路・避難場所の見直しと整備、周知徹底
- 水害危険区域の調査
- 食料や水等の備蓄の推進
- 各BCPの策定等と体制の向上
- 事前復興計画の策定促進

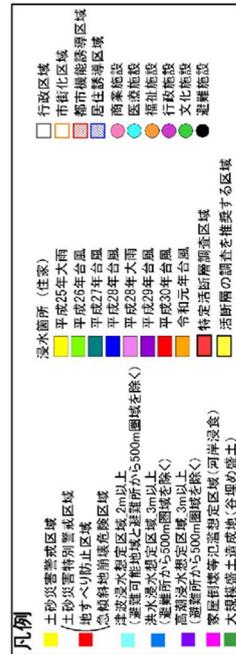
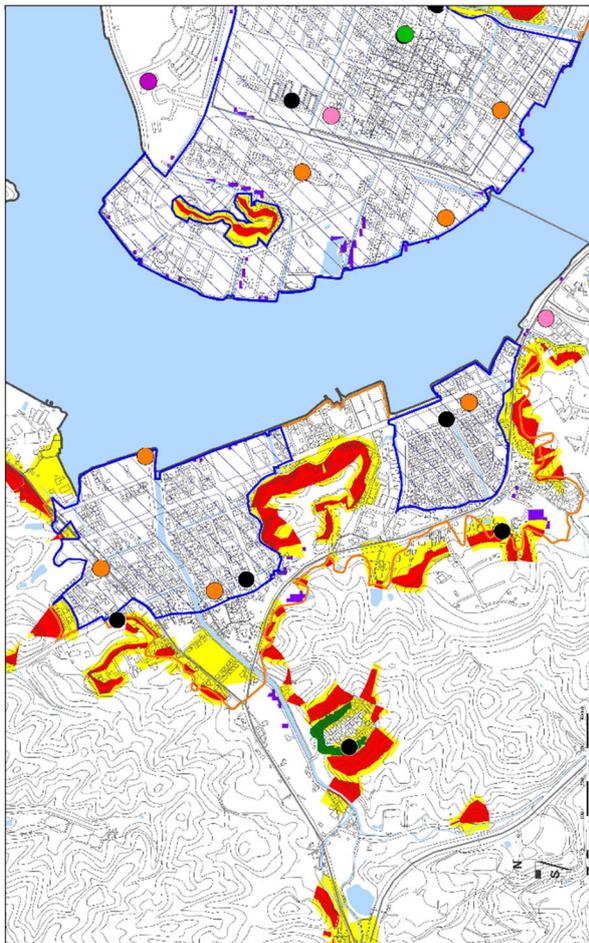
●防災教育・訓練の実施に関する取組

- 市が実施する各種防災訓練
- 市民に対する防災知識の普及・啓発
- (出前市長室・出前講座の開催、広報なると・テレビ広報等による啓発、防災教育の実施)
- 自主防災活動の推進(市民及び事業者、自主防災組織等の充実強化)

●ハザードに関する周知に関する取組

- 防災情報伝達手段の整備・充実・活用
- (アラート、アラート、携帯電話緊急速報メール、市公式ウェブサイト、テレビ鳴門、鳴門市メール配信サービス、鳴門市しらせ隊・すだちくんメールの登録促進)

3) 瀬戸町



【取組内容】

●防災関連施設の整備・強化に関する取組

- 緊急輸送路の確保
- 要配慮者に対する施策(社会福祉施設等対策、福祉避難所の設置)
- 防災拠点の整備
- 避難所の耐震化、地域防災拠点の整備、防災資機材の整備
- 防災拠点の整備(庁舎、消防等施設・防災拠点施設の機能強化)
- 宅地開発の防災対策
- 水道施設、海岸・河川堤防等の水門・樋門等の耐震化等
- 防災空間の確保、市街地再開発事業の推進
- 空き家対策の推進
- 河川・海岸・港湾及び漁港施設等の整備
- (高潮・浸水予防施設の整備、高潮・浸水時の被害予防対策)
- 情報通信基盤の整備及び利活用の促進
- 津波避難ビルの確保
- 排水施設の整備・維持修繕、雨水排水路、用排水路等の維持修繕、老朽化対策
- 庁舎の防災機能の強化

●防災・避難計画・備蓄の検討・強化に関する取組

- 避難路・避難場所の見直しと整備(周知徹底)
- 水害危険区域の調査
- 食料や水等の備蓄の推進
- 各BCPの策定等と体制の向上
- 事前復興計画の策定促進

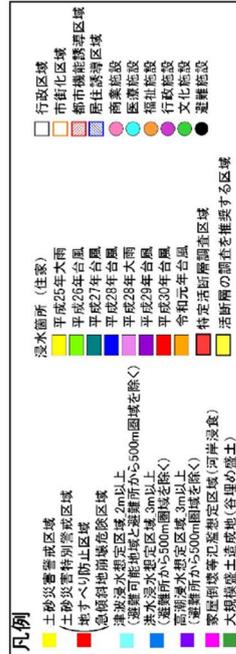
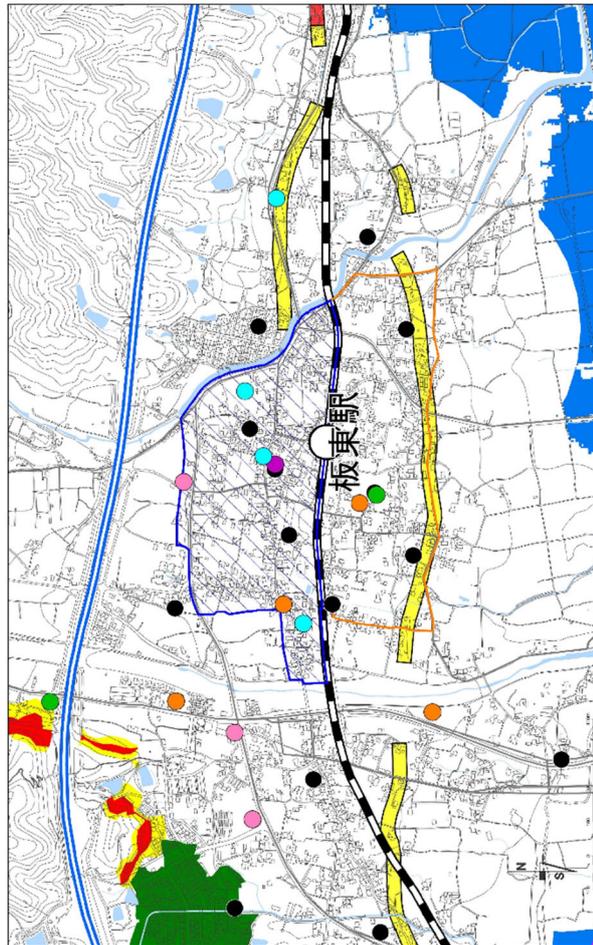
●防災教育・訓練の実施に関する取組

- 市が実施する各種防災訓練
- 市民に対する防災知識の普及・啓発
- (出前市長室・出前講座の開催、広報など・テレビ広報等による啓発、防災教育の実施)
- 自主防災活動の推進(市民及び事業者、自主防災組織等の充実強化)

●ハザードに関する周知に関する取組

- 防災情報伝達手段の整備(充実・活用)
- (アラート、アラート、携帯電話緊急速報メール、市公式ウェブサイト、テレビ鳴門、鳴門市メール配信サービス、鳴門市市らせ隊、すだちくんメールの登録促進)

4)大麻町板東



【取組内容】

●防災関連施設の整備・強化に関する取組

- 緊急輸送路の確保
- 要配慮者に対する施策(社会福祉施設等対策、福祉避難所の設置)
- 防災拠点の整備
(避難所の耐震化、地域防災拠点の整備、防災資機材の整備)
- 防災拠点の整備(庁舎・消防等施設・防災拠点施設の機能強化)
- 宅地開発の防災対策
- 水道施設・海岸・河川堤防等の水門・樋門等の耐震化等
- 防災空間の確保、市街地再開発事業の推進
- 空き家対策の推進
- 河川・海岸・港湾及び漁港施設等の整備
(高潮・浸水予防施設の整備、高潮・浸水時の被害予防対策)
- 情報通信基盤の整備及び利活用の促進
- 津波避難ビルの確保
- 排水施設の整備・維持修繕、雨水排水路、用排水路等の維持修繕、老朽化対策
- 庁舎の防災機能の強化

●防災・避難計画・備蓄の検討・強化に関する取組

- 避難路・避難場所の見直しと整備、周知徹底
- 水害危険区域の調査
- 食料や水等の備蓄の推進
- 各BCPの策定等と体制の向上
- 事前復興計画の策定促進

●防災教育・訓練の実施に関する取組

- 市が実施する各種防災訓練
- 市民に対する防災知識の普及・啓発
(出前市長室・出前講座の開催、広報など・テレビ広報等による啓発、防災教育の実施)
- 自主防災活動の推進(市民及び事業者、自主防災組織等の充実強化)

●ハザードに関する周知に関する取組

- 防災情報伝達手段の整備・充実・活用
(アラート、アラート、携帯電話緊急速報メール、市公式ウェブサイトを、テレビ、鳴門、鳴門市メール配信サービス、鳴門市しらせ隊・すだちくんメールの登録促進)

第 6 章

誘 導 施 策

本計画が目指す「鳴門らしさを活かし安全安心で暮らしやすい都市づくり」の実現にあたっては、各種関連計画と連携・整合を図りながら施策を展開していく必要があります。

そのため、計画の実現に必要な主要な施策の基本的な方針を示すとともに、各分野において具体的な取り組みを設定します。特に本計画は、都市計画マスタープランの高度化版であるため、都市計画マスタープランの施策と整合させることとします。さらに、都市機能や居住の誘導は、各種都市機能施設へ容易にアクセスできることが重要であるというコンパクトプラスネットワークの考え方に基づき、地域公共交通計画の施策も整合させることとします。

本市の誘導施策は、「都市機能誘導区域内に都市機能を誘導するための施策」、「居住誘導区域内に居住を誘導するための施策」、「良好な移動環境を創出するための施策」、「誘導区域外の地域での施策」の4つの視点から整理しました。（当該施策以外にも関連する場合、それが分かるように星取表で整理）

6—1. 都市機能誘導区域内に都市機能を誘導するための施策

都市機能誘導区域内に民間の誘導施設を誘導（維持・確保）するためには、「インセンティブとなる各種支援」や「市街地の魅力や利便性を高めるための環境整備」等が必要となります。

また、各拠点における行政サービスを維持・増進するためには、「公共施設の再編」等が必要となります。そのため、既存の施策に加えて、以下の誘導施策を検討・展開していくことで、誘導施設の立地を促進します。

■都市機能誘導区域内に誘導施設を誘導するための施策

施策	居住誘導に関する施策	良好な移動に関する施策	誘導区域外に関する施策
○商業・業務機能等の様々な都市機能の立地・誘導	—	—	—
○行政・文化機能の更新と利便性向上	—	—	—
○商店街の活性化による街なかの魅力向上	—	—	—
○商業施設の立地・誘導	—	—	—
○車で利用しやすい商業空間の形成	—	●	—
○利便性の高い集約型の市街地形成の促進	●	—	●
○災害リスクに配慮した適切な土地利用の推進	●	—	●
○鳴門教育大学や市内学校等との連携及び教育環境の充実	●	—	●
○都市緑地の緑化と適切な維持保全	●	—	●
○中心部としてふさわしい都市機能の集積と土地利用の高度化	—	—	—
○都市のスポンジ化の解消に向けた取組の推進	—	—	—
○ウォークラブルなまちづくりに向けた取組の促進	—	●	—
○鳴門駅周辺の一体的な整備	—	●	—
○魅力ある親水空間の創出と維持管理	●	—	●
○住宅地を有する市街地景観の維持・形成	●	—	●
○繋がりのある魅力的な景観ネットワーク化	●	—	●
○乗り継ぎを考慮した運行ダイヤの見直し	—	●	●
○観光・公共交通フリーパスの導入	—	●	●

6—2. 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

居住誘導区域内に居住を誘導するためには、宅地開発や住宅の建築を行うための受け皿づくりや居住地としての選ばれるための環境整備等が必要となります。

また、人口増加に向けて主に市外からの移住定住を促進するためには、ライフステージに応じた暮らしが可能となるような支援や情報発信等が必要となります。

そのため、既存の施策に加えて、以下の誘導施策を検討・展開していくことで、住環境の向上及び移住定住を促進します。

■居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

施策	都市機能誘導に関する施策	良好な移動に関する施策	誘導区域外に関する施策
○利便性の高い集約型の市街地形成の促進	●	—	●
○住宅密集地における居住環境の改善	—	—	●
○低未利用地の解消・活用、遊休施設の活用	—	—	●
○住宅ストックの維持管理と活用	—	—	●
○災害リスクに配慮した適切な土地利用の推進	●	—	●
○鳴門教育大学や市内学校等との連携及び教育環境の充実	●	—	●
○都市緑地の緑化と適切な維持保全	●	—	●
○農地の保全・活用と荒廃した農地の再生	—	—	●
○地域活性化等に資するゲート整備や開発の促進	—	●	●
○自然環境と調和した脱炭素型のまちづくり	—	—	●
○定住人口の維持・確保（重点まちづくり区域）	—	—	—
○整備済市街地の計画的な更新と維持管理（区画整理済市街地）	—	—	—
○未利用地や遊休地の活用と定住人口の維持・確保（区画整理済市街地）	—	—	●
○居住環境の改善に向けた基盤整備	—	—	●
○各公園の特性を活かした拠点性の向上	—	—	●
○都市計画公園の整備・充実	—	—	●
○地域住民のニーズに合った公園整備	—	—	●
○公園施設の長寿命化	—	—	●
○官民連携による公園の維持管理・運営	—	—	●
○地域住民や関係団体など一体となった公園の維持管理・活用	—	—	●
○災害時の避難場所となる公園の活用	—	—	●
○営農環境の保全	—	—	●
○魅力ある親水空間の創出と維持管理	●	—	●
○農漁村景観の保全・活用	—	—	●
○住宅地を有する市街地景観の維持・形成	●	—	●
○繋がりのある魅力的な景観ネットワーク化	●	—	●
○公共下水道の整備率向上	—	—	●
○公共下水道の普及率向上	—	—	●
○生活環境の改善や水質保全に向けた合併処理浄化槽の普及率向上	—	—	●
○市街地の浸水被害防止に向けた公共下水道の整備	—	—	●

6—3. 良好な移動環境を創出するための施策

高齢者をはじめとし、障がい者も含めた誰もが、徒歩や自転車又は公共交通により、拠点地区内外を安全で快適に移動できる環境を創出するためには、「公共交通ネットワークの再構築」や「歩行者や自転車の通行空間の整備」等が必要となります。

また、コンパクトなまちづくりを推進する過程で、居心地が良く、歩きたくなるまちなかを形成するためにも、移動のしやすい市街地環境の確保が必要となります。

併せて、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方にに基づき、安全で快適に利用できることに配慮し、施策を検討・展開していくことで、良好な移動環境を創出します。

■良好な移動環境を創出するための施策

施策	都市機能誘導に関する施策	居住誘導に関する施策	誘導区域外に関する施策
○車で利用しやすい商業空間の形成	●	—	—
○賑わいと活力を創出するゲートの整備	—	—	●
○地域活性化等に資するゲート整備や開発の促進	—	●	●
○島しょ部の優れた景観の維持保全と観光の拠点性向上	—	—	●
○広域的な連携を強化する道路交通ネットワークの整備	—	—	—
○各市町と連携・交流を促す道路交通ネットワークの整備	—	—	—
○本市の地域間を結ぶ道路交通ネットワークの整備	—	—	—
○橋梁の耐震化・長寿命化	—	—	—
○安全性確保に向けた身近な生活道路の整備	—	—	—
○ウォーカブルなまちづくりに向けた取組の促進	●	—	—
○既存公共交通の再編や見直し	—	—	—
○新たな交通手段の導入検討	—	—	—
○鳴門駅周辺の一體的な整備	●	—	—
○回遊性の向上に資するゲートの整備	—	—	—
○主要な交通結節点の整備	—	—	—
○海上交通の活用	—	—	—
○公共交通ターミナル機能の付加	—	—	●
○乗り継ぎを考慮した運行ダイヤの見直し	●	—	●
○観光・公共交通フリーパスの導入	●	—	●
○バスの効率的運行に向けた路線の見直し	—	—	●
○公共交通空白地域における公共交通サービスの確保	—	—	●
○サイクルツーリズム拠点の整備	—	—	●
○既存路線の一部デマンド運行化	—	—	●
○デマンド立ち寄り空間の整備	—	—	●

6—4. 誘導区域外の地域での施策

本計画は、誘導区域内へ全ての住宅や都市機能の集約を進めるものではなく、将来にわたり市全体の住民の住み慣れた地域が活性化し、持続的に発展した安心して暮らせる環境づくりを目指して策定するものです。

そのため、都市計画区域外の地域も含めた誘導区域を定めない地域においても、既存の集落機能が維持されるように、都市計画マスタープランや関連計画の考え方にに基づき、移住定住の促進、生活利便施設の維持・確保、市街地へ繋がる公共交通の維持・充実等に取り組み、市全体で持続可能な都市構造を構築していきます。

■ 誘導区域外の地域での施策 (1/2)

施策	都市機能誘導に関する施策	居住誘導に関する施策	良好な移動に関する施策
○中心的な役割を担う工業空間の形成	—	—	—
○ポートレース鳴門周辺の活性化	—	—	—
○ポートレース鳴門周辺や鳴門総合運動公園周辺における用途変更の検討	—	—	—
○産業振興を促進する計画的な整備推進	—	—	—
○賑わいと活力を創出するゲートの整備	—	—	●
○利便性の高い集約型の市街地形成の促進	●	●	—
○住宅密集地における居住環境の改善	—	●	—
○低未利用地の解消・活用、遊休施設の活用	—	●	—
○住宅ストックの維持管理と活用	—	●	—
○災害リスクに配慮した適切な土地利用の推進	●	●	—
○鳴門教育大学や市内学校等との連携及び教育環境の充実	●	●	—
○地域の活動拠点となる公民館の充実と活用	—	—	—
○都市緑地の緑化と適切な維持保全	●	●	—
○農地の保全・活用と荒廃した農地の再生	—	●	—
○集落コミュニティの維持	—	—	—
○地域活性化等に資するゲート整備や開発の促進	—	●	●
○島しょ部の優れた景観の維持保全と観光の拠点性向上	—	—	●
○山林部の機能の維持保全と活用	—	—	—
○自然環境と調和した脱炭素型のまちづくり	—	●	—
○未利用地や遊休地の活用と定住人口の維持・確保（区画整理済市街地）	—	●	—
○居住環境の改善に向けた基盤整備	—	●	—
○計画的な市街地整備の検討	—	—	—

■誘導区域外の地域での施策（2/2）

誘導施策	都市機能誘導に関する施策	居住誘導に関する施策	良好な移動に関する施策
○各公園の特性を活かした拠点性の向上	—	●	—
○都市計画公園の整備・充実	—	●	—
○地域住民のニーズに合った公園整備	—	●	—
○公園施設の長寿命化	—	●	—
○官民連携による公園の維持管理・運営	—	●	—
○地域住民や関係団体などと一体となった公園の維持管理・活用	—	●	—
○災害時の避難場所となる公園の活用	—	●	—
○国立公園と県立自然公園の保全	—	—	—
○山林の保全	—	—	—
○営農環境の保全	—	●	—
○魅力ある親水空間の創出と維持管理	●	●	—
○海岸部の整備・維持管理	—	—	—
○自然景観の保全・施設の活用	—	—	—
○歴史・文化景観の保全・活用	—	—	—
○農漁村景観の保全・活用	—	●	—
○住宅地を有する市街地景観の維持・形成	●	●	—
○繋がりのある魅力的な景観ネットワーク化	●	●	—
○公共下水道の整備率向上	—	●	—
○公共下水道の普及率向上	—	●	—
○生活環境の改善や水質保全に向けた合併処理浄化槽の普及率向上	—	●	—
○市街地の浸水被害防止に向けた公共下水道の整備	—	●	—
○ごみ処理施設の適正管理と維持整備	—	—	—
○し尿処理施設の適正管理と維持整備	—	—	—
○公共交通ターミナル機能の付加	—	—	●
○乗り継ぎを考慮した運行ダイヤの見直し	●	—	●
○観光・公共交通フリーパスの導入	●	—	●
○バスの効率的運行に向けた路線の見直し	—	—	●
○公共交通空白地域における公共交通サービスの確保	—	—	●
○サイクルツーリズム拠点の整備	—	—	●
○既存路線の一部デマンド運行化	—	—	●
○デマンド立ち寄り空間の整備	—	—	●

第7章

定量的な目標値

立地適正化計画の効果を検証するため、都市機能誘導、居住誘導、公共交通、誘導区域外、防災まちづくりに関わる評価指標を定めます。

評価指標の目標値の年度は、本計画の目標年度である令和 24（2042）年度とします。また、立地適正化計画はおおむね 5 年ごとに見直すこととなっており、見直しの際の達成状況の評価に必要となるため中間値を設定します。（中間年度は令和 14（2032）年度）

7—1. 都市機能誘導に関する指標

都市機能誘導区域内にある誘導施設は、22 施設となっており、今ある施設は存続させるという考え方に加えて、誘導施策等の推進により目標年次には商業・行政等の新たな施設の立地を目指します。

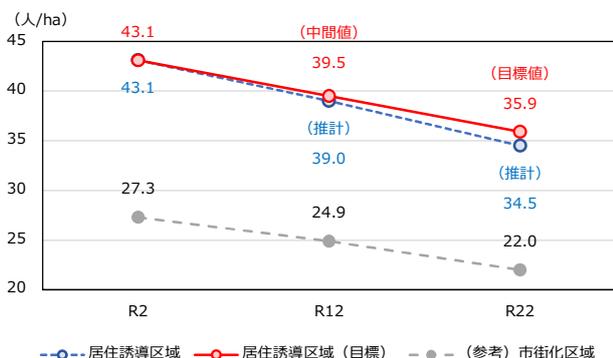
評価指標	令和 3 年度 基準値	令和 14 年度 中間値	令和 24 年度 目標値
誘導施設の休廃止の届出件数	—	0 施設/10 年	0 施設/10 年
誘導施設の数	22 施設	22 施設	23 施設

7—2. 居住誘導に関する指標

令和 2（2020）年度における本市の人口は約 5 万 4 千人、そのうち居住誘導区域内の人口は約 2 万 2 千人です。将来的に人口減少が予測される中、誘導施策の推進により、居住誘導区域内の人口密度について、将来推計値よりも上回る値を目指します。

評価指標	令和 2 年度 基準値	令和 12 年度※ 中間値	令和 22 年度※ 目標値
人口密度（居住誘導区域）	43.1 人/ha	39.5 人/ha	35.9 人/ha

※国勢調査は 5 年ごとの調査のため中間値は令和 12 年度、目標値は令和 22 年度の値とする



■人口の状況（令和 2（2020）年度）

区域	面積 (ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)
鳴門市全域	13,566	54,664	4.0
都市計画区域	10,515	53,016	5.0
市街化区域	1,337	36,621	27.4
居住誘導区域	511	22,040	43.1

■人口密度の推移

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、鳴門市人口ビジョン 2020 を加工

7—3. 公共交通に関する指標

住民の多くは自家用車での移動に依存しています。本市の人口減少に伴って、公共交通の利用者も減少するとともに、高齢化が進む中で交通弱者に対する交通手段の維持や外出の機会の創出するため、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を目指します。

評価指標	令和2年度 基準値	令和12年度※ 中間値	令和22年度※ 目標値
公共交通カバー率	79.4%	90%	90%

※国勢調査は5年ごとの調査のため中間値は令和12年度、目標値は令和22年度の値とする

7—4. 誘導区域外に関する指標

令和3（2021）年度の公民館の利用人数は、新型コロナウイルス感染拡大以前の平均値と比較して半数以下となっています。

誘導区域外の生活拠点において公民館は、生涯にわたる学習を通して地域コミュニティの発展に寄与するため、施策等の推進により、新型コロナウイルス感染拡大以前の実績を目指します。

評価指標	令和3年度 基準値	令和14年度 中間値	令和24年度 目標値
公民館（里浦、瀬戸、北泊、大津中央、堀江、北灘）の利用人数	14千人	38千人※	38千人※

※平成27年度から令和元年度の利用人数の平均値

7—5. 防災まちづくりに関する指標

今後、本計画の防災指針に位置付けている取組等の推進により、フェーズフリーなまちの形成や市民の防災に関する意識の向上を目指します。

評価指標	令和3年度※ 基準値	令和14年度 中間値	令和24年度 目標値
市民アンケートの（「防災・安全・安心」の）「防災対策の充実」において満足及びどちらかといえば満足を合計した割合	29.1%	35.0%	40.0%
市民アンケートの防災マップなどで居住地周辺の災害リスクや避難所等を把握している割合	55.5%	60.0%	65.0%

※市民アンケート実施年度

第 8 章

計画の進捗管理と見直し、届出

8—1. PDCAサイクルによる進行管理

本計画の策定後においては、おおむね5年毎に計画に記載された種々施策の実施や評価指標の状況について、関連する計画や施策等と連携しながら調査・分析を行います。

社会情勢の変化や上位計画、その他関連する計画等との整合を図りながら、必要に応じて、適宜、計画を見直すなど、Plan（計画）Do（実施）Check（評価）Action（改善）サイクルを実施し、計画の目標を着実に実現します。

8—2. 社会情勢の変化に応じた計画の見直し

本計画は、20年後の令和24(2042)年度を見据えた計画となりますが、PDCAサイクルに基づいた計画の見直し以外にも、本市を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて柔軟な見直しを行うものとします。

本計画では、人口や施設集積状況、災害リスク情報の周知等により災害リスクの低い地域への自主的な立地・誘導を基本として区域を設定していますが、今後の見直しにおいては、更なる人口減少・高齢化の状況を踏まえつつ、地域の実情を考慮しながら、居住誘導区域の見直しについても検討を行います。

8—3. 届出制度の運用

居住誘導区域外、都市機能誘導区域外となる区域では、一定規模以上の住宅の建築行為または開発行為、そして誘導施設を有する建築物の建築行為または開発行為を行おうとする場合などに市への届出が義務付けられます。

区域外での建築または開発が、誘導区域内での立地誘導を図る上で支障があると認められる場合、市は、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行います。

届出が必要となる行為は右図のとおりとなっています。

【都市再生特別措置法第88条第1項】

居住誘導区域外で 届出が必要となる 開発行為・建築行為	○開発行為	・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
	○建築行為	・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

【3戸以上の住宅開発・建築行為】



【1,000㎡以上の開発行為】



【都市再生特別措置法第108条第1項】

都市機能誘導区域外で 届出が必要となる 建築行為・開発行為	○開発行為	・誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合
	○建築行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

【都市再生特別措置法第108条の2第1項】

都市機能誘導区域内で 届出が必要となる 建築行為・開発行為	・都市機能誘導区域内の誘導施設を休止、または廃止しようとする場合
-------------------------------------	----------------------------------

1. これまでの策定経緯

本計画の策定における主な経緯を以下に示します。なお、本計画は都市計画マスタープランと併せて検討を行いました。

日時	内容
令和3年8月	市民アンケートの実施
令和3年10月	高校生アンケートの実施 キャッチフレーズ（基本理念）の募集
令和3年11月	事業所アンケートの実施
	第1回未来のまちづくり計画策定検討会 農業委員会との意見交換会
令和3年12月	第67回都市計画審議会（諮問）
令和4年1月	第2回未来のまちづくり計画策定検討会
令和4年4月	第3回未来のまちづくり計画策定検討会
令和4年5月	市議会ワークショップ
令和4年6月	第4回未来のまちづくり計画策定検討会
	議会中間報告（都市計画マスタープラン全体構想）
令和4年7月	第68回都市計画審議会
令和4年8月	市議会議員との意見交換会
	第5回未来のまちづくり計画策定検討会
令和4年9月	鳴門商工会議所との意見交換会
	鳴門市うずしお観光協会との意見交換会
令和4年10月	大麻町商工会との意見交換会
令和4年10月～11月	パブリックコメント（都市計画マスタープラン全体構想）
令和4年10月	第6回未来のまちづくり計画策定検討会
令和4年11月～1月	14地区自治振興会との意見交換会
令和4年11月	第7回未来のまちづくり計画策定検討会
令和5年1月	第69回都市計画審議会
	第8回未来のまちづくり計画策定検討会
令和5年2月	議会報告（都市計画マスタープラン・立地適正化計画）
令和5年2月～3月	パブリックコメント（都市計画マスタープラン・立地適正化計画）
令和5年3月	第70回都市計画審議会（答申）
	都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定

2. 未来のまちづくり計画策定検討会

未来のまちづくり計画策定検討会の参加者を以下に示します。

	氏名	所属(役職)	備考
学識 経験者	内藤 廣	建築家・東京大学名誉教授	会長
	金 貞均	国立大学法人鳴門教育大学大学院 学校教育研究科教授	
	田口 太郎	国立大学法人徳島大学 准教授	副会長
関係団体 の代表者	東 孝行	徳島バス(株) 企画管理部 副部長	
	山本 仁志	四国旅客鉄道(株) 徳島企画部長	
	田所 久	鳴門商工会議所 青年部 会長	
	森下 麻実子	鳴門公園観光協議会 会長	
	河野 伸児	鳴門市大道商店街振興組合 理事長	
	小川 泰範	鳴門市自主防災会連絡協議会 会長	
	松本 久和子	鳴門市民生委員児童委員協議会 会長	
	佐々木 多利男	(公社) 徳島県宅地建物取引業協会 鳴門支部	

3. 地区自治振興会との意見交換会の実施について

(1) 地区自治振興会との意見交換会の目的

地区自治振興会との意見交換会は、立地適正化計画の防災指針にて示す4つの地域において、地域が抱える災害リスクや対応方針を示し、対策または懸念事項について市民・行政が協働して考えるきっかけをつくとともに、計画の周知を図ることを目的として14地区で実施しました。

地区自治振興会との意見交換会にて発言されたご意見については、都市計画マスタープランや立地適正化計画において関連する箇所に反映を行いました。

(2) 地区自治振興会との意見交換会のスケジュール

地区自治振興会との意見交換会は、以下に示すとおり14回開催しました。

回数	日程	地区	開催場所
1	令和4年11月19日	堀江(大麻町堀江地区)	堀江公民館
2	令和4年11月24日	里浦(里浦町)	里浦公民館
3	令和4年11月25日	中央(撫養町川西地区)	うずしおふれあい館
4	令和4年11月29日	板東(大麻町板東地区)	板東南ふれあいセンター
5	令和4年11月30日	瀬戸(瀬戸町)	瀬戸公民館
6	令和4年12月2日	北灘(北灘町)	北灘公民館
7	令和4年12月4日	鳴門東(鳴門町)	鳴門東地区コミュニティセンター
8	令和4年12月5日	木津神(撫養町川西地区)	木津元村集会所
9	令和4年12月9日	川東(撫養町川東地区)	川東公民館
10	令和4年12月12日	斎田(撫養町川西地区)	斎田集会所
11	令和4年12月22日	大津(大津町)	JA 大津松茂 大津支所
12	令和5年1月4日	鳴門西(鳴門町)	鳴門公民館
13	令和5年1月8日	黒崎(撫養町川西地区)	黒崎集会所
14	令和5年1月20日	桑島(撫養町川西地区)	桑島地区コミュニティセンター

(3)地区自治振興会との意見交換会の意見概要

地区自治振興会との意見交換会における主な意見の概要を以下に示します。

■ 土地利用（農業・施設・空き家等）

- ・ 農業の後継者不足について
- ・ 鳴門市文化会館の耐震化等について
- ・ 空き家の増加への対応と活用方策について
- ・ 鳴門市で買い物をする場所の少なさと商業地域周辺の人口増加に向けた取組について
- ・ 高齢者や障がい者福祉施設が多いことを踏まえ、福祉のまちづくりについて
- ・ ドイツ館に人が集まる仕組みづくりについて

■ まちづくり

- ・ 堀江地区の JR 鳴門線南側（市街化調整区域）におけるまちづくりの在り方（住宅の立地等）について
- ・ 鳴門東地区（市街化調整区域）における宅地の建て替えが難しい点を踏まえ、地域に応じた都市計画の推進について
- ・ 体育館を中心に人が集まるまちづくりについて
- ・ 立地適正化計画の届出制度について

■ 公共交通

- ・ 公共交通が不便な現状について
- ・ 公共交通における乗り継ぎの利便性向上について
- ・ 渡船の維持と観光面での利活用について
- ・ 公共交通における便数の増加やきめ細かい運行について
- ・ バス路線の適切なルート、バス停の配置について

■ 道路

- ・ 鳴門スカイラインの道路整備について
- ・ 黒山中山線の整備と小鳴門橋の通行規制について
- ・ 狭あい道路について

■ 自然環境・景観・公園（観光も含む）

- ・ 島田島の景色を活かした観光について
- ・ 海岸部の景観を活かしたにぎわいづくりについて
- ・ サイクリングロードを活用した観光客の誘致について
- ・ 彫刻公園における観光資源としての活用について
- ・ 海岸線の維持管理（台風発生時のごみ等）について
- ・ 山間部の活用について

■ 防災

- ・ 畑等の液状化対策について
- ・ 中央構造線による地震災害について
- ・ 高潮対策の重要性について
- ・ 水門の整備による浸水対策について
- ・ 農地の保全と防災対策について
- ・ 避難ビルについて
- ・ 妙見山等への避難について

4. 用語集

あ行	
いんせんていぶ インセンティブ	都市機能や居住を誘導するために講じられる優遇措置。誘導区域内において施設を整備する際に受けられる国・自治体からの補助や金融支援、税制上の優遇措置等がある。
うおーかぶる ウォーカブル	「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、文字通り「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった語感をもつ。国土交通省では、コンパクトシティをより進化させた取組のひとつとして「居心地が良く、歩きたくなる」まちなか～ウォーカブルなまちなかの形成～を推進している。
えーあい（じんこうちのう） AI（人工知能）	コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。
えぬぴーおー NPO	Nonprofit Organization（非営利組織）の略で、福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間組織の総称。

か行	
かおくとうかいとうはんらんそ うていくいき 家屋倒壊等氾濫想定 区域	想定し得る最大規模の降雨により、堤防が決壊等した場合に、一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域。 この区域では、屋内での待避（垂直避難）ではなく、避難所等への避難（水平避難）の必要性を判断することが求められる。
がっぺいしよりじょうかそう 合併処理浄化槽	家庭から出る雑排水とし尿を、併せて処理する浄化槽。公共下水道の整備がない地域で活用される。
ぎむてきけいひ 義務的経費	法令や性質上、支出が義務付けられており裁量的に減額できない経費で、人件費（議員・職員給与など）、扶助費（生活保護費など）、公債費（地方債償還金と利子）がある。
きゅうけいしやちほうかいきけ んくいき 急傾斜地崩壊危険区 域	崩壊する恐れのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのある地域およびこれに隣接する地域。
きんきゅうゆそうろ（きんきゅう ゆそうどうろ） 緊急輸送路（緊急輸 送道路）	地震発生時の救急活動や緊急輸送を実施するために必要として指定された道路。高速道路・国道等の幹線道路や、これらと防災拠点とを結ぶ道路があり、ネットワークとして機能する。
くいきくぶん 区域区分	無秩序な市街化を防ぐとともに、計画的なまちづくりを進めるため、「都市計画法」に基づき、都市計画区域を、市街化をすすめる区域（市街化区域）と抑制する区域（市街化調整区域）に区分する制度。
ぐりーんいんふら グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める考え方のこと。
げーと ゲート	交流人口の拡大をテーマとし、「四国の玄関（門・ゲート）」と「門の価値を創出」することを目的として平成28年に策定した「鳴門市四国のゲートウェイ推進プロジェクト事業計画」に基づいて、都市計画マスタープランで位置付けられた5つのゲートのこと。 これらのゲートは、新たなまちづくりエリアの周遊性や回遊性を高める交流拠点であるとともに、観光等の情報発信の拠点として整備を進め、賑わいや憩いの空間を形成する。
こうきょうげすいどう 公共下水道	市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

か行	
こうきょうこうえきしせつ 公共公益施設	公共施設と公益施設を指す。「公共施設」とは、道路、広場、公園、緑地、水路等に限定して、公共の用に供する施設として定義される。「公益施設」とは、小学校、中学校、官公庁、公民館等のことで、公共施設と区別される。
こうきょうこうつうかばーりつ 公共交通カバー率	鉄道駅やバス停などから一定距離内の人口が、総人口に占める割合。
こうずいしんすいそうていくいき 洪水浸水想定区域	降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
こうつうけっせつてん 交通結節点	鉄道やバスなど複数の交通機関が集まり、乗換え・乗り継ぎが行われるような交通導線が集中的に結節する場所。鉄道駅、バスターミナルなどが挙げられる。
こうどけいざいせいちようき 高度経済成長期	1960年代の日本経済は、明治維新以来の日本の経験に例がなく、諸外国にも類をみないほど急速な経済成長を遂げた。それを高度経済成長ないし単に高度成長と呼ぶ。この時期ないしこの時期を中心とした十数年間を高度経済成長期という。
こくせいちようさ 国勢調査	日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため5年ごとに行われる。
こみゆにてい コミュニティ	人間がそれに対して何らかの帰属意識をもち、かつその構成メンバーの間に一定の連帯ないし相互扶助（支え合い）の意識が働いているような集団。「共同体」、「地域社会」、「近隣社会」。
こんぱくとぶらすねつとわーく コンパクトプラスネットワーク	都市の中心部に様々な都市機能を集約し、都市を密な構造とした上で、公共交通で地域の拠点や居住地を繋ぐ政策・考え方。高齢化や人口減少が進む中で、効率的で持続可能な都市を目指す試み。

さ行	
じしゅぼうさいそしき 自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、地域住民が自主的に結成する防災組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。
じすべりぼうしき 地すべり防止区域	地すべりのおそれが極めて大きい地域及びこれらに隣接する地域のうち、地すべりを助長・誘発する一定の行為を制限された区域。
しぜんてきとちりよう 自然的土地利用	都市的土地利用以外の土地利用で、農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川等を加えたもの。
しゃかいふくしふくごうしせつ 社会福祉複合施設	福祉事務所など、介護・福祉の指導・相談・活動の最寄りの拠点となる施設のこと。
じゅうてんみっしゅうしがいち 重点密集市街地	密集市街地のうち、延焼危険性が特に高く地震時等において大規模な火災の可能性があり、そのままでは今後10年以内に最低限の安全性を確保すること（燃領域率で40%以上）が見込めないことから重点的な改善が必要な密集市街地のこと。
しゅようちほうどう 主要地方道	道路法第56条に規定する主要な都道府県道や市道のこと。
しんがたころなういるす（かんせんしょう） 新型コロナウイルス（感染症）	令和元年11月頃より世界中で流行している新型コロナウイルス（COVID-19）による感染症。令和2年1月に我が国で最初の感染者が確認されて以降、パンデミック（世界的大流行）を引き起こしている。感染拡大を受けて、我が国を始めとする世界中で3密（密閉・密集・密接）の回避を基本とした生活様式が浸透し、地域社会を大きく変えている。
じんこうかばーりつ 人口カバー率	条件を設定したエリア内に住む人口が、総人口に占める割合。
しんすいくわん 親水空間	河川、湖沼などへの接近性（近づき易さ）を高め、水に触れる、眺める、接するなどの人々が水辺の景観や自然などに親しめる機能をもった空間。
すとつく ストック	これまでに整備された道路、公園、下水道や公共施設、建築物など。

さ行	
せいかつどうろ 生活道路	その地域に生活する人々が、通勤や通学など日常生活でよく利用する道路。
そうごうけいかく 総合計画	市と市民が目指すべき市の将来像を共有し、その実現に向かって計画的に行政運営を行っていくための基本的な考え方や目標を示した市の最上位計画。

た行	
だいきぼもりどぞうせいち 大規模盛土造成地	盛土の面積が 3,000 平方メートル以上の谷や沢を埋めた造成宅地、又は盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上の傾斜地盤上に腹付けした造成宅地のこと。 地震による盛土内部を滑り面とする盛土の大部分の変動や、盛土と地山との境界面等における盛土全体の地滑りの変動（滑動崩落）被害の可能性がある。
たかしおしんすいそうていくいき 高潮浸水想定区域	想定最大規模の高潮を前提として、現況の海岸の整備状況に照らして浸水が想定される区域。
ちいきちく 地域地区	都市における適正かつ合理的な土地利用の実現を図るための規制・誘導を担う地区。用途地域、高度地区、風致地区などがあり、土地利用の目的にあわせて定められる。
つなみしんすいそうていくいき 津波浸水想定区域	最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域・水深のことであり、地域の実情をよく把握している都道府県知事が設定する。
でいーあいー（じんこうしゅうちゅうちく） DID（人口集中地区）	Densely Inhabited District の略で、人口密度が 1 平方キロメートルあたり 4,000 人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区が該当する。
ていみりようち 低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
でまんどこうつう デマンド交通	定時・定路線のバス運行に対して、事前に予約を行うことにより、指定された場所へ送迎する交通サービス。公共交通がない地域で運行されることが多い。
とうしてきけいひ 投資的経費	ストックとして将来に残る、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費のこと。
とくていかつだんそうちょうさくいき 特定活断層調査区域	活断層による地震の発生確率は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害が予想される。 特に活断層の直上では対策をしても「ずれ」による建物倒壊等を免れることは困難であるため、被害を未然に防ぐ長期的な視点から、平成 25 年に徳島県が策定した条例により指定された、活断層の調査を推奨し土地利用規制が掛かる区域のこと。
としけいかくうんようしん 都市計画運用指針	自治体が都市計画制度を適切に活用できるよう、都市計画の原則や参考となる考え方、基準等を国が示したもの。本計画でも、誘導区域の設定等において参考としている。
としけいかくいき 都市計画区域	都市計画制度上の都市の範囲。都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動きから都市の発展を見通し、一体の都市として捉える必要がある区域。
としけいかくいきますたーぷらん 都市計画区域マスタープラン	都道府県が、都市計画区域ごとに都市計画の目標、土地利用、市街地開発、都市施設、自然的環境等に関して、広域的・根幹的な視点から、都市計画の基本的な方針を定めたもの。
としけいかくこうえん 都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法に基づいて計画された公園。街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園に種別される。
としけいかくどうろ 都市計画道路	都市計画法に基づき決定される道路で、都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設。

た行	
としけいかくほう 都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備、農林漁業との健全な調和を図るため、都市計画の内容と決定手続き、都市計画制限、都市計画事業等に関する事項を定めた法律。
としけいかくますたーぶらん 都市計画マスタープラン	正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）という。 市町村が、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設（道路や公園など）の配置方針など、より地域に密着した都市計画に関する事項を明らかにした都市計画の基本的な方針。
としいせいとくべつそちほう 都市再生特別措置法	都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため平成14年に定められた法律。民間による都市開発や市街地の整備に関する事業への金融支援等を規定している。
とししせつ 都市施設	円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するために必要な施設のことで、主なものに、道路、公園、下水道などがある。
としてきとちりょう 都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用。
としのすほんじか 都市のスポンジ化	都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態を言うこと。
どしゃさいがいけいかいいき 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害の恐れのある区域として、都道府県知事が指定する区域。 土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域であり、市町村による警戒避難体制の整備が義務付けられる。
どしゃさいがいとくべつけいかい 土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。
どしゃさいがいきけんかしよ 土砂災害危険箇所	警戒避難体制を構築し土砂災害による被害を防止するため、昭和41年度より調査を開始したもの。なお、土砂災害危険箇所とは、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の総称である。
とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について道路・公園等の公共施設の整備及び宅地の利用増進を図るために行う、土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業。市街地開発事業の1つに位置づけられる。

な行	
なんかいとらふきよだいじしん 南海トラフ巨大地震	南海トラフ沿いを震源として発生すると予測されている海溝型地震で、西日本を中心に甚大な被害を及ぼすと予測されている。その最大規模の地震を「南海トラフ巨大地震」という。
にじてきじゅうたく 二次的住宅	週末や休暇の際に避暑や避寒、保養などを目的として使われる別荘や、残業などで遅くなったときに寝泊まりする家のように、普段は人が住んでいない住宅のこと。
のうちてんよう 農地転用	農地を住宅や店舗等の農地以外の用地にすること。

は行	
ばりあふりー バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等の全ての障壁を除去しようという考え方。

は行	
びーしーびー BCP	企業や団体、自治体などが、自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
ぴーでいーしーえーさいくる PDCA サイクル	Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。
ひなんばしよ 避難場所	公園・緑地、住宅団地、学校等のオープンスペースといった、切迫した災害の危険から逃れるための施設や場所のこと。一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための施設(避難所)とは意味が異なる。
ひなんろ 避難路	災害発生時、避難地などの安全な場所に住民が速やかに避難できるよう配置された道路、緑地又は緑道。
ほうかちいき 防火地域	都市計画法が定める「地域地区」の1つ。建物の密集度が高い地域や幹線道路沿いなどで火災被害を広げないための厳しい建築制限がある。
ほうさい/げんさい 防災/減災	災害時に被害を出さないことを目指す総合的な取り組みを「防災」と呼ぶ。これに対し、被害の発生を想定した上で事前の計画的な対応を行うことによって、災害発生時の被害を最小限に軽減しようとする取り組みを「減災」と呼ぶ。

ま行	
まーす MaaS	サービスとしての移動(Mobility as a service)の略称。ICT(情報通信技術)を活用してマイカー以外の移動をサービスの予約・購入から決済までシームレスに繋ぐ概念。
みりようち 未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない土地のこと。
めっしゅ メッシュ	網の目といった意味を持ち、100mメッシュであれば100m×100mの四角のこと。
もびりてい モビリティ	自動車を中心として、移動・輸送手段全般を意味する用語。

や行	
ゆにばーさるでざいん ユニバーサルデザイン	年齢、障害、国籍などに関わらず、すべての人々が使用できるような商品、建物、環境のデザインのこと。障害、高齢といった特別視をやめ、デザイン上の区分けをなくしていこうとするもの。
ようちちいき 用途地域	計画的な土地利用を進め種々な建築物が混在するのを防ぐため、建築物の用途によって地域を区分し、建築物の用途を制限するもの。主に住居系、商業系、工業系に分かれ13種類の用途地域を設定することができる。
ようはいりよしゃ 要配慮者	災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている(災害対策基本法第8条第2項第15号)。「その他の特に配慮を要する者」とは、妊産婦、傷病者、難病患者等が想定される。日本語を十分理解できない外国人も情報受伝達に配慮が必要な場合が多い。

ら行	
りすく リスク	ある行動や事象に関する危険性。
りんこうちく 臨港地区	都市計画法に定める地域地区のひとつで、港湾区域と一体となった土地利用を行い、港湾機能の増進、水際線の有効利用等、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域(水域)に隣接する陸域を指定している。



鳴門市

鳴門市 都市建設部 まちづくり課

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

TEL (088) 684-1171